

愛知	奈良	栃木	千葉	群馬	新潟	長崎	兵庫	
第二區	第五區	第一區	全區	第一區	第三區	第一區	第三區	第二區
四	三	五	五	四	三	五	三	四
社會大眾黨	東三新興青年黨	春風俱樂部	中立(國家主義系)	社會大眾黨	皇國農民自治聯盟	中立(全農系)	立憲養正會	社會大眾黨(總同盟)
一九、三三二	二、〇二八	三六、八八〇	七、二四一	一一、四〇〇	一、五二一	一八、八〇一	一八、〇二五	一九、三三二
當	落	當	落	當	當	當	當	當
會社員	辯護士	農業者	農業者	農業者	農業者	農業者	農業者	農業者
片山 哲	守田 貞記	河上 丈太郎	長尾 有	河合 義一	犬塚 卯作	北 吟吉	三宅 正一	須永 好
五〇	四七	四八	三八	五一	五〇	五二	三七	四三

靜岡	山梨	滋賀	長野	宮城	福島	秋田	富山	岡山
第一區	全區	全區	第二區	第一區	第二區	第一區	第二區	第一區
五	五	五	四	三	三	四	三	五
明倫會	明倫會	皇道會(日農)	新日本國民同盟	滋賀勤勞民衆同盟	舊社會民衆黨系	信州郷軍同志會(明倫會)	立憲養正會	社會大眾黨
六、七五五	二、八六二	一〇、〇六〇	一一、九七三	八、二六一	五、二四五	一一、〇九三	一、〇四九	四、四四〇
落	當	當	當	落	落	落	落	落
無職	出版業	會社員	會社員	無職	無職	無職	無職	無職
八木 雄馬	村松 道司	今井 新造	平野 力三	若尾 金造	梅澤 治作	小山 亮	中原 謹司	關 重忠
五三	三四	四三	三八	四八	四四	四四	四八	四〇

福岡		高知		香川	和歌山	山口	廣島	
第三區	第二區	第一區	第二區	第一區	第一區	第一區	第三區	第一區
五	五	四	三	三	三	四	三	四
社會大衆黨 皇道會(日農) 創生會	社會大衆黨	立憲養正會 全水	社會大衆黨(全農)	土佐農民總組合 中立(全農系)	飛躍塾	大日本護國軍	立憲養正會	農民俱樂部 社會大衆黨
三、九五七	八、〇七二	一、二五〇	一四、四三九	一九、九四三	二一、一七七	九、九五七	五、二五八	一二、五七五
當	落	當	落	當	當	當	當	當
業 <small>標草小賣</small>	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業
堂本爲廣	稻富稜人	沖 藏	野口彦一	龜井貫一郎	三浦愛二	三浦愛二	三浦愛二	三浦愛二
四六	三五	四四	四一	四五	四二	四二	四二	四二

鹿兒島	熊本	大分	第四區
第二區	第一區	第一區	第四區
四	五	四	四
全農	社會大衆黨	政黨解消聯盟 愛國政治同盟	〃(全農)
一五、四三四	四、五四二	三、六一〇	八、三六一
當	當	當	當
農 業	印刷業	農 業	著述業
富吉榮二	宮村又八	原尻 東	小池四郎
三八	四八	四三	四五

昭和十一年三月二十日發行

佐々木属

嚴
秘

特高外事月報

昭和十一年三月分

内務省警保局保安課

特高關係

(運動狀況)

- 一、概説……………一
- 一、共產主義運動の狀況……………五
- 一、思想轉向者輔導の狀況……………五
- 二、日本勞農救援會準備會の運動狀況……………一〇
- 一、國家(農本)主義運動の狀況……………一一
- 一、叛亂事件の及ぼしたる社會的影響……………一一
- 二、相澤中佐公判狀況(其の三)……………一九
- 三、國家主義團體の嚴線統一運動……………一九
- 四、改造斷行請願運動……………二六
- 五、皇國農民自治聯盟大會狀況……………二七
- 一、政黨運動の狀況……………二九
- 一、社會大眾黨の動靜……………二九
- 二、新日本國民同盟の情勢……………三五
- 三、立憲養正會の情勢……………三六
- 四、大日本生産黨の情勢……………四〇
- 一、勞働運動の狀況……………四一
- 一、第二十回國際勞働總會勞働代表委員並に顧問推薦狀況……………四一
- 二、帝都不詳事件に對する勞働團體等の動靜……………四四
- 三、日本海員組合評議員會狀況……………五二
- 四、亞細亞勞働會議大會延期狀況……………五三
- 五、日本産業勞働俱樂部理事會狀況……………五三
- 一、農民運動の狀況……………五五
- 一、農村關係諸團體の動靜……………五五
- 二、全國町村長會の運動……………五八
- 三、雪害救済運動……………五九
- 四、帝都不詳事件に對する農民組合の動靜……………六四
- 一、商工運動の狀況……………六八
- 一、米穀自治管理法案反對運動……………六八
- 一、朝鮮人の運動狀況……………六九
- 一、大阪地方に於ける朝鮮人の黨、全協再建活動と檢舉の概況……………六九
- 二、在支不逞鮮人の近況(其の一)……………七二
- 三、朝鮮人の内地出入狀況……………七六
- 一、宗教運動の狀況……………七七
- 一、大本教團の治安維持法違反並に不敬事件(其の二)……………七七

(雜 錄)

- 一、特高關係主要機關紙發行狀況……………九四

外事關係

- 一、概説……………一〇一
- 一、入國、居住、送還關係……………一〇二
- 一、中國人(滿洲國人)入國禁止調……………一〇二
- 二、中國人(滿洲國人)送還調……………一〇四
- 一、外謀取締關係……………一〇七
- 一、帝都叛亂事變に際する外國諜報機關の活動並に其の取締狀況……………一〇七
- 二、國情調査容疑照會調……………一一〇
- 一、社會運動の國際的連絡關係……………一一一
- 一、北米方面よりの邦文左翼出版物に依る宣傳……………一一一
- 一、情報其の他……………一一三
- 一、中國共產黨に對するコミンテルンの指令……………一一三
- 二、在哈英米總領事館の日滿國情調査網……………一一三
- 三、ソイヴェト汽船の不開港寄港事件……………一一四
- 一、運動日誌……………九五
- 一、主なる社會運動團體一覽表……………九九

特高外事月報増配に就いて

本月報の増配に就ては從來屢々の要求がありましたに拘らず各種の事情により今日迄期待に添ひ得なかつたのでありますが、漸く本三月分より原則として特高外事関係各課毎に各一部宛増配することに致しました。

此の程度にては未だ御希望を充し得ない向もあるかとは推察しますが、此際一層効果的な活用方法を御研究の上執務上参考資料としての本誌の使命達成に御留意の程を望んで止みません。

尙本月報の取扱に關しては申す迄もない事乍ら充分御注意の上保管を嚴重にせられ苟くも外部に機密の漏洩するが如き事のない様に願ひます。

特高關係

特高關係

運動狀況

概説

客月二十六日帝都を中心として勃發したる叛亂事件は、關係當局に於て戒嚴令下に慎重なる態度と周到なる方策により専ら事態の收拾に努めたる結果同月末に到り全く鎮定に歸し、三月に入りては軍警當局の緊密なる連絡提携により鋭意關係者の糾明に努め、同月四日には事件處理に關し東京陸軍軍法會議に關する勅令(第二十一號)公布せられ、又同日戒嚴司令部より事件經過の概要發表あり、五日には廣田外務大臣に組閣の大命降下し九日には廣田内閣成立親任式舉行せられ勢頭寺内陸相は肅軍と國政一新に關する聲明を發し、馬場藏相又公債漸減、租稅制度の根本的改革、低金利政策の實施等に關する聲明を發表し、事件勃發後引續き休止中でありたる株式市場も十日各地一齊に再開し、十三日には一木樞密院議長辭任平沼副議長昇格親任式舉行せられ十七日には廣田内閣の政綱聲明發表ありて難局打開に關する政府の決意を披瀝せられ、二十日には第六十九議會の召集に關する詔書公布せらるゝあり、斯くて政局財界共に常態に歸し人心漸く安定するに到れり。

翻つて今次叛亂事件に對する一般社會の反響を観察するに未だ戒嚴令施行中なると其他諸般の事情等により目下の處表面的動向として明白に顯現せられたるものなきが如きも、一般民衆の心裡には叛亂將校に對する反感未だ拂拭せられず延いては軍全體に對する誤解となり、一面純朴なる國民に漫然兵役義務に對する疑惑の念を起さしむる等事態は漸く憂慮すべきも

のあり、斯る情勢に對し凡ゆる機會を通じ國民に對し事件の適正妥當なる認識を把握せしむること、併せて事件を動機とする特高關係各團體の動向に對する内偵視察並にこれ等團體の新政局に處する政治行動の補導取締は三月中旬に於ける特高警察上の重要な留意事項なりき。

而して三月中旬に於ける帝都叛亂事件に對する特高關係諸派團體の動靜を概観するに

(一) 國家主義其他右翼諸派の内直接事件に關係ある者を出し若は叛亂補助的行動ありたるものは勿論、苟も之を賞恤禮讃するが如き行動あるものに對しては、嚴重なる取締を加へ來れる所なるも尙一部急進分子の間に於ては、依然好意的同情的態度を持し、或は地下に潜入し或は合法運動を擬裝して活動を開始せんとするやの傾向あり、一方合法方面にありては事件に對しては概ね自戒自重的態度を持し尙一部分子の如きは從來の運動方針を再檢討省察せんとする傾向顯著なる模様なり。是等合法非合法兩派の傾向は既に事件前より再燃しつゝありたる右翼戰線統一運動即ち右翼各派の大同團結に拍車を加ふる結果となりつゝあるが、戰線統一必要論に於ては概ね異論なしと雖も、具體的方向に於ては未だ各派の主張乃至感情上の對立等に基因し依然相當の懸隔あり、これが推移は將來に於ける國家主義運動の進展方向に重大なる關係を持つものとして最も留意を要する所なり。

(二) 極左共產主義系在京分子は一時地方に逃れたるが事件沈靜と共に歸京せる模様なるも未だ何等の具體的運動を認めず、然れ共ロシア共產黨機關紙「ブラウダ」紙に在東京寺田及野坂參式の署名にて論文を掲載し居れるが、右論文中今後の運動方針に關する要點を摘記すれば「即ち二二六事件の沈靜と新内閣の成立とは日本國內の政治經濟上の諸矛盾を解決するものに非ずして益々階級闘争を尖鋭化する根底をなし特に新内閣の軍事費増加は動勞大衆に對する一段の壓迫を加へ階級闘

争を一層激化せしむべく又軍部は益々戰爭開始を急ぎ居るを以つて全平和の味方を動員し強力なる戰線を結合して戰爭反對平和獲得の闘争を強化すべき義務を課せられたり」云々と稱し居りて今後國內運動の重點を反軍反戰運動の方向に進ましめんとするやに察せらる。

(三) 右翼社會民主主義一派にありては、今次事件の原因を探究すれば甚だ深遠なるものありとなし、これが批判は可成回避し専ら事態の推移を靜觀しつゝあるが、將來に對しては反動勢力は益々強大化し日常闘争其他の活動は必然的に至難となることを豫想し居るものゝ如くなるも、差當り當面の運動方針等を變更するが如き傾向は顯はれず從來の方針を持し邁進せんとするものゝ如し。

(四) 左翼社會民主主義一派は事件發生直後にありては自派の反戰、反軍的主張は軍部方面には相容れ難きものなる點より杞憂して極度に萎縮せるも、其後漸次平靜に歸するに従ひ漸く深刻なる批判を行ひ今次事件は資本主義的矛盾を暴露せる國民生活の實相が兵營内に反映せる結果なりとし、或は叛亂主謀者の主張には自派の主張と一脈相通するものありと雖も事件により反動的獨裁政治への發展の危険性を促進したりとなし、今後は一層反ファシズム戰線を統一し從來の階級的闘争方針を堅持して運動を繼續せんとするものゝ如し。

次に特高關係團體の新政局に對する行動中注目すべきものを擧ぐれば、社大黨は廣田内閣に對し政策に就ては全的に反對せざるも唯一の在野黨として國民大衆の要望を體し内閣の行動を嚴重に監視すると共に無産政黨の立場を堅持し黨本來の主張貫徹の爲めに邁進し、議會内に於ては新興諸派選出代議士其他を以つて交渉團體を結成し議會内に於けるキヤスチング・ヴォートを握り社會政策的政策の可及的實施を迫らんとするにあるも、來るべき特別議會には會期等の關係より黨決定の諸

法案の提出は差し控へ東北、北陸地方雪害救済の爲めの追加豫算のみを要求することに止める模様なり。

帝國農會、帝國水産會、産業組合中央會、全國養蠶業組合聯合會、日本中央蠶絲會その他農村關係諸團體にありては、現内閣が非常時局に處し農村振興に重點を置く旨の聲明ありたるを好機として、農山漁村民生活の安定向上を圖る爲めの根本政策の斷行を期すべく、各種具體的事項に關し研究を重ねこれが實現促進の爲め既に聲明を發表せる外關係各省及帝國議會に對する陳情の準備或は全國的輿論の喚起等に専念し、一方行政機構改革として傳へらるゝ産業省設置による農林商工兩省の合併問題に關し如斯きは農山漁村に對する徹底的對策を阻止する改悪なりとして其の實現阻止に關しても同様努力を拂ひつゝあり。又全國町村長會にありても地方財政調整交付金に關する豫算の修正増額の陳情書を關係各省大臣に提出し其の實現を期する所あり。尙全國米穀商組合聯合會は米穀自治管理法案が再び特別議會に上程を傳へらるゝや該法案は産業組合の不當進出を助長し米穀配給業者の生活を脅威する重大法案なるを以て短期間の特別議會に提出するが如きは立憲政治の本旨に悖り政情を紛糾せしむるに過ぎざるを理由として關係各省大臣宛に上程阻止の建言書を送附せり。

以上の外大本教團の檢舉狀況は三月に入りて證據物件の調査竝に被疑者取調の進捗に伴ひ邪教の真相遂次剔抉せられ、十三日首魁出口王仁三郎以下八名の最高幹部は京都地方裁判所に起訴豫審に附せられ月末迄には更に六名の起訴を見、一方十三日王仁三郎の起訴と同日附を以て内務大臣より皇道大本外七團體に對し治安警察法第八條第二項により結社禁止を命ずる處あり、關係廳府縣に於ては綾部、龜岡の兩本部を初め地方別院分院等に於ける社寺類似建物に對し破却を命ずべく夫々手續を進むる等邪教の徹底的剷滅措置を講じつゝあり。

又帝都叛亂事件の突發により中絶され居りたる相澤中佐公判は軍法會議法により辯論更新さるゝこととなり、更に同公判佐藤裁判長小藤判士は何れも叛亂事件の責任により侍命仰付けられたる爲め、三月二十七日新裁判長として歩兵第二旅團長内藤正一少將任命され不日再開の模様なり。

終りに海外不逞鮮人の策動狀況を見るに最近金九一派に内訌生じ一部分子の離間行はれたる模様あるも依然として一味の蠢動相當活潑なるのみならず、義烈團一派にありても引續き軍官學校を開設して客年十月第三期生を卒業せしめ夫々特殊使命を授けて各地に派遣したる模様あるを以つて、何時内地に潛入するやも計り難き狀況にあり。時節柄海港警備其の他警戒を嚴にする要あり。

共産主義運動の狀況

一、思想轉向者輔導の狀況

思想轉向者の輔導に關しては、昨年來一段の力を注ぎ居る處なるか、昭和十一年中の實績左表の如し。

二、日本勞農救済準備會の運動状況

- (一) 大阪支部の活動状況 (1) 勞救大阪支部に在りては昨冬來家賃不拂の爲、家主より立退要求を受け居たるが、本年二月一日、事務所を大阪市東成區中道町四丁目五六番地に移轉せり。
- (2) 勞救大阪支部に在りては、本年一月以降大阪府に於ける、日本共產黨關西地方委員會檢舉に關聯し之と連繫ありたる書記長階戸義雄、(二月十五日)書記小倉温自、常任委員供基煥、同友尙好(上記三名一月十五日)其他指導的分子を檢舉せられたる爲、書記連見泰明、同横井洋一等の殘留指導分子は、表面的活動を罷め、寄々對策協議中なるが、一方友誼團體より之を契機に勞救大阪支部の發展的解消を勸説さるゝ處あり之が去就に躊躇し、差當り殘留班員を整備し居れるが、來る四月上旬班代表者會議を開催し其の態度を決定する模様なり。
- (3) 勞救大阪支部の別動體たる家庭保險會に在りては客觀諸情勢に應じ、在阪文化團體と連繫を密にし意識的分子の集結を企てつゝあるが、新興佛教青年同盟大阪支部並勞働雜誌社大阪支局後援の下に、三月十七日午後七時より東成區猪飼野東二丁目御幸幼稚園に於て「醫療問題講演の夕」を開催し、豊田秀男(家庭保險會長辯護士)窪田鶴松(社大黨府議)等より家庭保險會の結成理由、目的、既成醫療機關の排撃等に關する講演あり午後十時十五分散會せるが、聽衆百五十名(勞救、全水關係者及附近住民)にして別に警察事故なかりき。

國家(農本)主義運動の状況

一、叛亂事件の及ぼしたる社會的影響

二月二十六日帝都に於て勃發せる帝都不祥事件に關しては、概要二月分月報に所載したる如く、東京憲兵隊及警視廳當局に於て、其後引續き關係者の究明に鋭意努力しつゝあるが、之が事件處理に關しては三月四日東京陸軍軍法會議設置に關する緊急勅令公布せられたり。

而して本事件に對して愛國諸團體は後述の如く一、二動搖を示したるものあるの外、聲明書等を發表したるものも極めて少數に過ぎず概ね靜觀的態度を持し居れり。勿論戒嚴令下なるが故に靜寂を守り居れる點もあるべしと雖も、一面斯る事變を前にして驚心駭目し自らの無力に深き反省を加へつゝありたると共に、時日の経過に従ひて事件に對する認識を明確にしつゝある爲積極的態度を示さざるものなりと云ひ得べし。

次に一般國民は事件發生直後に於ては之を以て軍全體の動向と見、或は尠く共犯意なき兵を統帥系統に基きて參畫せしめたるは遺憾なりとて軍民離間乃至反軍的思想の澎湃たる擡頭を見んとしたるが、廣田内閣の確立以後軍並に警察當局の渾然一體化による指導的善後措置により漸次沈靜するに至りたり、然りと雖も未だ事件關係者の處斷も決定せず事件の真相も公表せられざる實情にして純朴なる國民の心奥深く刻印せしめたる誤認識を是正氷解せしむるには今後一段と努力を要する所あるべし。

又事件の未公表の隙に乗じ全く架空の虚説を流布するものも相當にありたるを以て之等に對しては夫々關係府縣に於て鋭

意取締を加へつゝあり。

(一) 愛國團體の動搖 (1) 西田系一派の策動 事件發生と同時に西田税影響下の右翼分子は何れも急遽西田方に集合したるが、特に澁川善助、杉田省吾等は二十七日朝より當時首相官邸占據の叛亂將校並轉々居所を移動中の西田税等と連絡して情報を得、之を刻々に齎らしつゝありし爲福井幸、佐藤正三、宮本誠三、加藤春海、山中伊平等は此の情報に基づきとして維新同志會同人の名によりて怪文書「昭和維新」を兩三回に亘りて作製し「大眼目」發送名簿によりて各地に發送し以て叛亂軍の行動を援助し地方暴動を煽動しつゝありたり。

一面澁川善助は二十七日中橋照夫に對して拳銃五挺を交付して翌二十八日早朝山形縣下に出發せしめんとし、或は佐藤正三を青森縣下に派遣して急進將校と連絡せしめ、杉田省吾は古賀斌宇野信治郎等を動かして叛亂軍に對し食糧の給付激勵文の交付を慫慂する等の事ありたり。

(4) 三六俱樂部 同俱樂部に於ては事件發生當時理事長小林順一郎が渡瀨不在中なりし爲幹部四玉天延孝、松本勇平、野田豊、伊藤伴治等は叛亂將校に對する説得と稱し叛亂占據中の將校を訪問して面接し激勵を與へ或は事態好轉に助力する旨を誓言し、又は騒起趣意書の複製頒布を爲し情報を屢々發行頒布する等の事ありたる外、三月一日地方同志を召集し東京市内は戒嚴令下なるの故を以て戒嚴地區外の川崎市新丸子所在丸子園にて全國代表者會議を開催したり。同會議は小林理事長以下三十三名出席の下に小林より事件の經過報告と稱して「叛亂將校の精神騒起の動機は純眞なるものにして一部民間人物に誤らしめられた結果に外ならない」とて叛軍の賞恤を爲す所あり、翌二日も引續き同所に於て開催の筈なりしが時節柄安寧秩序を紊亂するの虞あるを以て憲兵隊及警察當局により解散を命ぜられたり。

斯くて小林以下の前記叛軍將校と連絡したる俱樂部員及吉見隆治等は憲兵隊當局に取調を受けたるが、本件に關し小林は地方同志に對し當局に提出せる長文の手書及次記要旨の私信を送付せる模様なり。

- 一、吉見隆治は極秘情報を頒布したる廉により陸軍刑法第九十九條並新聞紙法違反として收容されたる事。
- 一、四天王、松本、野田、伊藤等が兇行部隊將校と事件中に會見したる點により取調べを受けたり。
- 一、今後諸種のデマあらんも、在郷軍人會本部と渾然一體となりて時艱に邁進すべし云々。
- (B) 新日本國民同盟 本同盟は叛亂事件とは何等關係を有せざるも二十六日事件の勃發を知るや、事件の推移によりて

は何等かの舉措に出でんとして即日各地支部に飛電し同盟員の上京を促す一面左記の如き指令を發送して勢力の結集を圖り、翌二十七日以降に於て漸次集合せる同志と屢々協議を重ね戒嚴令施行後に於ても依然解散せず事態の動向を觀望しつゝありたり。警視廳に於ては屢々警告を與へ居たるも情況放任し難きものありたるを以て二十八日午前十時三十分を期し不穩事態豫防の意味に於て同盟員五十數名を一齊檢束し爾來嚴重取調中にあり。

記

指令 第參號

昭和十一年二月二十六日

二月二十六日早朝より皇軍青年將校五十數名兵士約八百名の騒起により昭和維新進行、國體顯現の爲、重臣ブロック及首相を斃し、容勿ならざる事態を現出したるを以て戒嚴令により帝都の治安を維持されつゝある現狀である。

此の事態を收拾するには我等の平素主張せる新日本建設の政綱を實現すべき條件を具備せる強力なる第一義内閣の出現を見るに

國家(農本)主義運動の状況

非ずんば帝都の治安すら完全に維持せられざるものたるは明瞭である。

依つて同盟員各位は直ちに緊急會合を待ち(但東京第一師團管下は戒嚴令下に在るを以て集會は禁ぜられつゝあり)次記進言書(乃至は要請文)を決議し左記各方面に發送せられたし。

右指令す。

(陸軍高官の住所氏名省略)

緊急進言書

農ニ血盟團ノ騒起アリ繼テ五・一五事件ノ天譴ヲ受タルモ、彼等

國家(農本)主義運動の狀況

ハ政黨財閥特權階級ノ徒ハ依然トシテ舊態ヲ改メズ、後ニ神兵隊其ノ他憂國決死ノ士ノ憤起ニモ恬トシテ顧ル所ナク、齋藤岡田兩内閣ハ國家ノ休戚國民ノ熱望ヲ無視シテ徒ニ目前ノ儉安ニ汲々タリシガ、神慮深遠遂ニ再ビ青年將校ノ奮起ヲ見ルニ至リシハ寔ニ已ムナキ非常手段ト云ハザルヲ得ズ、今や、國際情勢ノ緊迫ハ一日ノ意眠ヲ容サズ學國一致未曾有ノ國難ニ當ルベキ絶世ノ非常時ナルニ拘ハラズ、國內ハ利己的自由主義ノ所産タル資本主義經濟機構ノ擴充強化ソノ極ニ達シテ少數ノ資本家財閥獨り富ミ、ソノ傘下ニ就業シテ辛ジテ生活スルモノノミ一日ノ生ヲ送ルモ尙且失業ノ危險ヲ免レズ、多數國民ニアツテハ慘澹タル窮乏ノ一途ヲ迎ルルニシテ、茲ニ於テカ過激ナルモノハ共產主義ニ走り然ラザルモ社會民主主義思想ニ共鳴シテ自由主義者ト共ニ光輝アル我が建國ノ大業ヲ忘却シ、國體ノ精華ヲ毀損セントスルニ至レリ、果然ニニタビ國體擁護ノ天譴降ル、神慮寔ニ懼ルベシ、而モ之レ年來全國民ノ熱望シテ已マザリシ所、國內改造ノ宿願達成此ノ機ヲ措イテ又求ムベカラズ、冀クバ謙虛神明ヲ沐シテ機宜ノ措置ヲ過ラレザランコトヲ

以下要望スル數項目ハ眼前ノ時局ニ應處スル方途トシテ特ニ要路諸卿ノ留意サレタキ大項ナリ

- 一、政黨内閣ノ出現ヲ許サズ
- 二、政黨員ノ入閣ヲ許サズ
- 三、國內改造ヲ大使命トスル第一義内閣ノ出現ヲ待望ス
- 四、大命降下内閣成立直後即時實施サレタキ緊急要目
 1. 全國的負債整理斷行マデ債權ノ強制取立一時停止ヲ緊急勅令ヲモツテ布告サレタキコト

2. 各種預金ニ對シテハ一萬圓以下ニ限リ國庫保證ヲ聲明シ預金者ヲシテ安堵セシムルコト
 3. 株式取引所ノ立會ヲ一時停止セシムルコト、現物買賣ハ自由トス
 4. 國內改造ノ大綱ヲ定メ國策ノ運行ヲ實現スルニ至ルマデ議會ヲ停會セシメ今回選出セラレタル衆議院議員ニ對シ當選證ヲ交付スルコトヲ見合サレタシ
 5. 對外收支ニ於ケル爲替ノ國家管理ヲ即時實施サレタシ
- 五、新内閣ハ左ノ政綱ヲ實現スルコトヲ聲明スベキコト
- 三大眼目
1. 天皇政治ノ徹底
 2. 國家統制經濟ノ確立
 3. 大陸經濟ニ於ケル皇國理想ノ達成
- 重要政策
1. 農村救濟應急對策トシテ、肥料ノ國營、米及乾藪ノ國家專賣、農村計畫ノ助成徹底
 2. 都市中小商工業者救濟應急對策トシテ
 - (イ) 百貨店營業商品及時間ノ制限並ニ特別利益課税ノ制定
 - (ロ) 窮乏セル中小商工業者ニ對シ國庫補償ノ下ニ無償擔保
 3. 財政樹直シ並ニ行政整理其他ニ關シ左記諸方策ヲ即時實現スベキコト
 - (イ) 高度累進的財産課税ノ制定
 - (ロ) 資本收得利潤ノ制限法並勞働者賃銀及ビ待遇法ノ制定
 - (ハ) 徹底的行政整理ノ斷行

夫檢舉取調を爲しつゝあり。

- (ニ) 國債並ニ地方債ノ利率ヲ年利二分ニ改訂スルコト
4. 根本的綜合國策樹立遂行ノタメ「國家企畫本部」ヲ即時設置シ、左記諸方策ニ對スル根本企畫ヲ確立シ速ニ之カ遂行ヲ圖ルベキコト
 - (イ) 重要基本産業及ビ大規模重要生産業ノ國營公營並ニ國家管理
 - (ロ) 金融資本ノ國家統制ヨリ國營ヘノ進展並ニ貨幣制度ノ改正
 - (ハ) 國家統制企畫ニヨル工業ノ地方分布並ニ農山漁村ノ工業化
 - (ニ) 國家總動員計畫ノ完成
 - (ホ) 綜合的國立科學研究所ノ創設

- (ヘ) 新企畫ニ伴フ國家財政及ビ地方財政ノ樹直シト行政機關ノ刷新整備
 - (ト) 選舉法ノ改正(家族制度ヲ根基トスル複選舉法ノ採用)
 - (チ) 樞密院制度ノ改正、教育制度ノ改正、警察制度ノ改正
 - (リ) 徹底的負債整理ノ斷行
 - (ヌ) 廣義國防ノ充實ト大陸經綸ノ確立並ニソノ果敢ナル遂行等々
- 右ハ新日本國民同盟擴大緊急中央委員會ノ決議ニ基キ國民ノ要望ヲ代表シテ緊急進言ス、願クバ民意ノアル所ヲ洞察シテ御採擇アラソコトヲ
- 昭和十一年二月二十六日午後九時
- 新日本國民同盟

應府縣	月	日	團體	名	摘	要
北海道	二、二八		全日本護國聯盟		客年以來、在京直心道場と緊密なる連絡の下に、尖銳的運動を爲しつゝありしが、叛亂事變發生當時には、理事長林貞四郎不在なりし爲、庶務部長奈良澤重郎は、獨斷を以て、東京より郵送せる「昭和新報」に「護國書」等を複製頒布せる事實判明したるを以て、北海道當局にては、同人を引致取調中であり、向本聯盟中心人物林貞四郎は、本事件の發生を模範として、警察當局の態度に感激し、從來の急進的運動方針を一擲して、穩健なる運動に進む旨を誓言したる模様なり。	
三、上旬			改造斷行請願運動本部		叛亂事件直後の人心動搖を好機として再び改造斷行請願の署名運動を開始すべく、三月三日全國同志に書信を以て、運動開始を懇請する所ありたるも、憲兵隊に於て之を取調の結果出版法違反として船口萬壽以下四名を東京刑事地方裁判所に送致せり。	

國家(農本)主義運動の狀況

警視廳	京都		埼玉	群馬	千葉	静岡		
	三、下旬	三、中旬						
三、下旬 ナシ	三、下旬 郷軍 植松源吾會	三、中旬 洛北青年同盟	三、下旬 ナシ	三、下旬 新日本國民同盟	三、中旬 ナシ	三、六 核心社清水支局		
目黒區下目黒大正生命社員、今仁幸雄は、三月二十四日、東上の車中に於て事件に關し、誇大なる談話を爲したる事實あり山口縣の通報により警視廳に於て取調の上嚴重戒告せり。	芝區愛宕町上記教育會に於ては、雜誌「教育報國」を毎週五千部を發行しつゝありし所同誌三月號に、主幹中野實(愛宕小學校校長)の名を以て「二二六事變名分の辨」と題し、「歐起首謀者等は、現在叛亂者として遇せらるるも、國家の礎石を固むる點に於て、將來の史家は、必ずや國士として之を過し、志士として之を録するであらう」云々と、事變叛亂者を賞恤體恤の記事を掲載せるを以て、四月九日之を、發露處分に附すると共に出版法違反として警視廳に於て取調中。	淺草區田島町植松源吾は、警視廳に於て活動中でありたるが、今春以來上記會名の下に、別派の運動を爲し事變後警視廳に檢束せられ釋放せらるるや、事變に關し徒らに流言、妄説流布したるを以て警視廳に於ては再度檢束の上嚴重戒告せり。	三月十五日夜同盟事務所に於て、密かに、京都日本主義團體代表者會議を開催、中川裕以下十一名出席「二二六事件に對する態度」等を議し、「二行動隊の精神は、歐起意圖書によりて明瞭なるを以て、果敢なる闘争を爲すべし」と決定し、其後同會議の内容及歐起意圖書野中大尉の遺書等を印刷頒布せんとしたるを以て、京都府に於ては直に之を阻止したる上出版法違反として取調中あり。	元新日本國民同盟、秋野丈夫は事變直後、數種の怪文書を發行し叛軍支持體恤の行爲ありたるを以て京都府に於て之を檢束し、取調の結果出版法違反として送致せり。	叛軍參加者黒田親の實父祐且は、秩父郡會尾村議なるが、事件後一時的行動は、實に立派である、親の名譽だ」と放言し居たるを以て、區長は實を以て三月二十二日村長に對し辭職を申出でたる所之を聞知したる祐且は、區長に對し名譽毀損を爲す旨揚言し居れるを以て所轄署長に於て取調せり。	右翼分子宮岡拾夫が所轄怪文書を携帶せるを以て、檢束の上嚴重取調の上、一部其の出所を確認し夫々檢束せり。	新日本國民同盟、大塚源七郎同田村兼松及郷軍區黨分會小野田喜市等は流言流布の事實ありたるを以て何れも檢束取調の結果嚴重戒告せり。	君津郡佐貫町、二見重四郎は、自己の居住に「祝青年將校の壯舉」と墨書し居たるを以て、所轄署に於て取調の上嚴重戒の上放逐す。

(前月分月報参照)
天照會員西村月江は、在京龍川哲也と面識ありと稱し種々の流言を爲しつゝありたるを以て滋賀縣に於て檢束の上嚴重取調中なり。
力士天龍事和田久三郎は、三月三十日大津市公會堂に於て角道に關する講演中、叛亂事件に言及したるを以て、警察當局に於ては將來を嚴戒せり。
本部の動向に照し支部員等の取調を爲したる所、岐阜縣支部準備會に於ては、岐阜錦旗血盟隊なる秘密結社存在せる事判明したるを以て更に嚴重追及を爲し治安警察法違反として送局する豫定なり。
會員平澤千秋、奥村與の兩名は二月二十九日「大眼目」「昭和維新」等を携帶上京を企圖したるが、移動警察官に於て之を發見し上京を阻止の上檢束取調中なり。
右翼分子濱勇治、五味謙郎等は、香椎戒嚴司令官に對し「叛軍の名を冠したるは、國賊なり」との書信を送る等不穩行動の處ありたるを以て檢束取調の上嚴重戒告せり。
(前月分月報参照)
幹事長朝倉七郎は、在京志人莊中福照夫と連絡、事變發生後同志六名と共に二月二十八日中橋來著を待ちて軍人と協力山形縣廳の襲撃を計畫待機し居たるが中橋が出發前警視廳に檢束せられ不能に終りたるも關係者は取調中なり。
天劍塾、宮本正之外一名は、事件當時策動したるを以て石川縣に於て檢束取調の結果「叛亂豫備罪」として東京軍法會議に送致する豫定なり。
在京荒木喜六は歸京途中、知人に對して不穩的言辭を漏らし居たるを以て、檢束取調の結果、拳銃携帶に關する手續違反明白となり銃砲火藥取締法違反として送局せり。
大坂市在住、大西登は、金澤市に投宿中福岡縣在住、鹿子木貞信博士等に對して激刺的書信を郵送したる事實ありたるを以て檢束取調の上嚴重戒告せり。
(前月分月報参照)
伏木愛國青年同盟太田幸一を中心とする縣下右翼分子は、事件直後より「昭和維新」を複製頒布する等不穩策動ありたるを以て、一齊に之を檢束し太田外一名は叛亂幫助罪として東京軍法會議に送致し其他は嚴戒の上釋放せり。
松江市在住益田律治は、在京友人より歐起意圖書の郵送を受け、之を複製頒布せんとしたるを以て即日檢束の上司法處分に附したり。
叛軍元將校故野中四郎の養父野中三郎(岡山市在住)に對し三月四、五の兩日に互り叛亂行動を稱揚せる文書を郵送せるものあり、取調の結果、舊神武會員渾大坊終吉の所爲と判明したるを以て、岡山縣に於ては嚴重戒告を爲せり。
大津郡深川町漁業組合長、中原茂樹は「宮殿下云々」の流言を爲し居りたるを以て嚴重戒告を爲したり。

滋賀	岐阜	長野	山形	石川		富山	島根	岡山	山口			
				三、下旬	三、二四							
三、下旬 天照會	三、三〇 ナシ	三、上旬 新日本國民同盟	二、二九 信州郷軍同志會	三、九 ナシ	二、下旬 東置賜郡 赤湯町農民同盟	三、下旬 天劍塾	三、二四 ナシ	二、下旬 ナシ	三、五 伏木愛國青年同盟其他	三、二 ナシ	三、上旬 舊神武會岡山支部	三、中旬 ナシ
天照會員西村月江は、在京龍川哲也と面識ありと稱し種々の流言を爲しつゝありたるを以て滋賀縣に於て檢束の上嚴重取調中なり。 力士天龍事和田久三郎は、三月三十日大津市公會堂に於て角道に關する講演中、叛亂事件に言及したるを以て、警察當局に於ては將來を嚴戒せり。 本部の動向に照し支部員等の取調を爲したる所、岐阜縣支部準備會に於ては、岐阜錦旗血盟隊なる秘密結社存在せる事判明したるを以て更に嚴重追及を爲し治安警察法違反として送局する豫定なり。 會員平澤千秋、奥村與の兩名は二月二十九日「大眼目」「昭和維新」等を携帶上京を企圖したるが、移動警察官に於て之を發見し上京を阻止の上檢束取調中なり。 右翼分子濱勇治、五味謙郎等は、香椎戒嚴司令官に對し「叛軍の名を冠したるは、國賊なり」との書信を送る等不穩行動の處ありたるを以て檢束取調の上嚴重戒告せり。 (前月分月報参照) 幹事長朝倉七郎は、在京志人莊中福照夫と連絡、事變發生後同志六名と共に二月二十八日中橋來著を待ちて軍人と協力山形縣廳の襲撃を計畫待機し居たるが中橋が出發前警視廳に檢束せられ不能に終りたるも關係者は取調中なり。 天劍塾、宮本正之外一名は、事件當時策動したるを以て石川縣に於て檢束取調の結果「叛亂豫備罪」として東京軍法會議に送致する豫定なり。 在京荒木喜六は歸京途中、知人に對して不穩的言辭を漏らし居たるを以て、檢束取調の結果、拳銃携帶に關する手續違反明白となり銃砲火藥取締法違反として送局せり。 大坂市在住、大西登は、金澤市に投宿中福岡縣在住、鹿子木貞信博士等に對して激刺的書信を郵送したる事實ありたるを以て檢束取調の上嚴重戒告せり。 (前月分月報参照) 伏木愛國青年同盟太田幸一を中心とする縣下右翼分子は、事件直後より「昭和維新」を複製頒布する等不穩策動ありたるを以て、一齊に之を檢束し太田外一名は叛亂幫助罪として東京軍法會議に送致し其他は嚴戒の上釋放せり。 松江市在住益田律治は、在京友人より歐起意圖書の郵送を受け、之を複製頒布せんとしたるを以て即日檢束の上司法處分に附したり。 叛軍元將校故野中四郎の養父野中三郎(岡山市在住)に對し三月四、五の兩日に互り叛亂行動を稱揚せる文書を郵送せるものあり、取調の結果、舊神武會員渾大坊終吉の所爲と判明したるを以て、岡山縣に於ては嚴重戒告を爲せり。 大津郡深川町漁業組合長、中原茂樹は「宮殿下云々」の流言を爲し居りたるを以て嚴重戒告を爲したり。												

愛	三、二	明	倫	會	元洛北青年同盟員泉田武は、三月二日在京師中川裕に對して同志を引連れ、上京すべき旨の書信を送りたるを以て、檢束の上嚴重戒告せり。
高	二、二八	新日本國民同盟			新日本國民同盟正會高橋忠作は、二月二十八日高知縣下に立廻りたるを檢挙取調の結果、身柄を警視廳に押送せり。
熊本	二、二九	大日本護國軍			(前月分月報参照) 熊本軍團長中島進等は事件當時在九州の急進將校の間を連絡策動中なりしを以て檢挙取調の結果要求により憲兵隊當局に引渡したるが其後更に軍法會議を通じ地方裁判所に移送せられたり。

(二) 事件に對する社會各層の感想 (1) 一般民の意嚮 一般民衆は表面的には殆んど意思表示を爲す所なしと雖も、奉勅命令に抗したること、情を知らざる一千有餘の兵に叛軍の名を冠せしめたること、御信任篤き顯官を殘虐なる方法を以て殺戮せること、等に關して叛亂將校等に對する嫌惡の情鬱然として擡頭しつゝあり。然も最も遺憾なるは大多數純朴なる國民の腦裡深く漫然「軍は横暴なり」との拂拭し難き誤解を印せしめ兵役義務に對する疑惑、慰問金品の募集中止等本能的感情的に反軍的思想を扶植したることにして、今後凡ゆる機會を通じ事件に對する適正にして妥當なる認識を深めしむるの要切なるものあり。

(2) 公職者の意嚮 次で本事件の勃發に對し最も苦慮しつゝあるは市町村當局者及教育者なり、即ち前項の如き理由により概ね反對的意嚮多く「陛下の軍隊が陛下の武器を使用し而も陛下の御信任ある重臣を暗殺せる事實を教育上如何に取扱ふべきか」或は「事變勃發により徴兵忌避的思想の勃發するに非ずや」等となし事件直後に於ては「入營兵士を連れ歸らん」「入營の際は直屬上官の思想傾向を調査すべし」等々の昂奮的言辭を爲すものすらありたり。

(3) 在郷軍人の意嚮 帝國在郷軍人會各團體幹部に於ても「本事件は五・一五事件等の如く國家革新的意圖を抱持するものに非ずして皇軍の歴史に一大汚點を印したる不祥事變なり」と爲し一部の例外を除き大部分は叛亂軍の行爲を非難しつゝ

ありと雖も、他面叛亂參加の兵に對しては「罪、兵に及ぶ時は之亦兵役義務に疑ひを生じ由々敷き一大事となるべし」とて其無罪を熱望しつゝあり。

(4) 右翼團體の意嚮 愛國諸團體に於ても其大半は抗勅の事實、非日本的なる行動及思想的根據等を指摘して排撃しつゝありと雖も、一部分子に於ては「今は勅命に抗した叛徒となり居るも、時來らば西郷隆盛の如く忠臣とならん」と爲し或は「陛下の軍隊を私兵化したるは許すべからざるも、捨身報國の念願に於ては情狀掬すべきものあり」等叛軍に好意的同情的立場を持するものありたるも、事件の真相等明確となるに及び漸次平靜化しつゝあり。

二、相澤中佐公判狀況(其の三)

本年一月二十八日より第一師團軍法會議法廷に於て開廷中なりし相澤中佐に對する公判は、二月二十五日の第十回公判を最後として翌二十六日帝都叛亂事件の突發により中絶さるゝに至れり。而して其後引續き十五日以上開廷せざりし爲軍法會議法第三百九十七條により辯論は更新さるゝ事となり、更に同公判判士長歩一旅團長佐藤少將、判士歩一聯隊長小藤大佐等は右叛亂事件の責任者として待命仰付けられ、三月二十七日新裁判長に騎兵第一旅團長内藤正一少將新任され不日再開さるるやの模様なり。

三、國家主義團體の戰線統一運動

(一) 概説 國家主義團體の戰線統一は茲數年來の懸案にして、幾度か論議せられ、或は現實問題として屢、右翼團體有志の間に大同團結の豫備的交渉の進められたる事實ありしも、機運未だ熟せざると指導方針の不統一、其他錯雜せる感情問題等の爲に具體的進展を見ずして今日に至れるが、昨秋施行せられたる府縣會議員の總選舉と、本年二月の衆議院議員總

選挙に於ける國家主義陣營の惨敗とは右翼各派に對して痛切なる示唆を與ふるところとなりたるものゝ如く、期せずして分散せる右翼陣營の大團結の必要を論議するに至り、各派有志の間に於て密々其共同實現の具體的準備行動を開始しつつありたり。

斯くて二月二十六日、突如として勃發せる叛亂事件は既報(二月分特高月報参照)の如く、叛亂首謀者の意圖に反するの結末を見たるのみならず、國民多數の輿論は叛亂者の驟起動機の不純性を非難し或は其行動の殘虐不逞を攻撃する等の結果を招來するに至れるを以て、茲に愈々右翼運動者の先覺的分子は從來の運動方針に是正更改の必要を切實に省察し、事件前に再燃しつつありたる右翼戰線統一運動に拍車をかけ右翼各派の間に齟齬として合同の機運を醸成するに至れり。而して各派有志の間に唱へられつゝある戰線統一の必要に關する表裏兩面の論議を綜合要約して列擧すれば概ね次の如きものなりと觀察せらる。

- (一) 曩の府縣會議員並に衆議院議員の總選挙に於ける惨敗の主たる原因は (イ) 右翼戰線の分散 (ロ) 大衆的組織の不充分 (ハ) 大衆の現實的生活に即する日常闘争を通じての組織運動の缺陷……等にあるを以て之等の諸點を考慮に入れ分散せる右翼戰線の大團結乃至組織の擴充を必要とすること。
- (二) 五・二五事件以來右翼運動の(公式的理論の如く考へられ居りたる、驟起(動亂)——戒嚴令實施——軍政府樹立——國政改革……なる他力本願的行動方針は今回の二・二六事件に依りて明瞭に其誤謬なりしことを實證するに至れるを以て、今後は自力を擴充強化するの外なきこと。

右二點は合法的運動に轉換せんとする傾向を現はすものなるが、一面に於ては表面合法を偽裝して内面に於ては尙非合法

的色彩を含みて戰線統一の要を強調するものゝ存在することも注意を要するところなり、即ち

- (三) 今回の二・二六事件の如く大規模を以て行動を起し而も或程度迄目的を達成せるに拘らず遂に不成功に終りたるは、驟起部隊に相呼應して行動し得る大衆的組織の脆弱なりしが爲なり。依つて一朝有事の際直ちに之に呼應する大衆的後方部隊を擴充強化し置くの要あること。

而して目下戰線統一運動として現はれたる主なるものは關西方面に於ける吉田賢一(皇國農民同盟)赤崎寅藏(新日本海員組合)西光萬吉(皇政研究会)藤岡文六(愛國政治同盟)千家尊建(出雲大社)村田村治(兵庫縣愛國者同盟)等を中心とする「八月會」と關東地方に於ける小池四郎(愛國政治同盟)中野正剛(東方會)赤松克廣、津久井龍雄(國民協會)松谷與二郎(勤勞日本黨)中原謹司(信州郷軍同志會)八幡博堂(大日本生産黨)宮崎龍介、松延繁治、島中雄三、下中彌三郎等を中心とする「二月會」にして右兩會は何れも既に二月及三月中に於て右翼戰線合同の準備的會合を開催し八月會は大衆的合法維新黨の樹立を二月會は「維新戰線を統一し……強力なる國民運動の主體を結成する」旨を聲明し引續き準備中にして其經過に於ける言動に徴すれば合法的政治團體を結成せんとする意圖なるが如く窺はる。

而して兩者は目下の處各々別個の立場に於て準備を進めつつありて、其間相當連絡提携し若くは合流せんとする模様は見受けられず寧ろ對立的狀態にして、之が大合同を完成する迄には幾多の迂餘曲折を免れずと觀測せらる。以下項を分ちて各派の準備行動に付きて述べんとす。

尙右翼分野の一角には右兩派の政黨組織運動を目して「民主民政の思想に基く不逞」の行動なりとして反感を抱くものあるものゝ如く、匿名の反對的印刷物を發したるものあり。之等は右の運動と併せて今後注目のあるべし。

(二) 八月會の情勢 在阪皇國農民同盟吉田賢一は、豫て抱懐せる愛國戰線統一促進の意圖を以て、關西を中心とする西部地方右翼有力分子を糾合し、客年八月標記團體を結成の上當面の行動目標を「皇運扶翼團體完成への實踐」として純正なる日本主義者の全國的連絡と結合を圖ることに置き、爾來之が指導綱領の下に主として理論的啓蒙運動に努めつゝありたるが、其後漸次右翼的政治勢力結集への色彩を現はすに至り、而も其の包容する人物は關西方面に於ける右翼團體の主要幹部を網羅し居れる點等より觀察して、其の動向に關しては相當注目せられつゝありたり。

然るに前彼の如く過ぐる地方議會議員選舉並衆議院議員選舉に於ける右翼陣營の敗退と、社會民主々義派の劇期的進出並既成政黨の依然たる壓倒的勝利とは、一般右翼諸團體の獨善的割據主義に依る缺陷を如實に反映せるものなりとして、右翼的方面に於ては期せずして戰線統一の氣運漸く眞摯ならんとするの情勢を示し、更に二月二十六日勃發せる所謂帝都叛亂事件は凡有意味に於て之が氣運に一層の拍車を加ふるの動因となりたり。

茲に於て本會は三月十三日大阪市中央公會堂に於て定例協議會を開催し「現下の國內情勢に鑑み日本主義陣營の全國的擴大強化の達成に對する八月會の態度」を中心議題として協議する所ありたり。

當日の出席者及協議決定事項次の如し。

- (一) 出席者
- | | | | |
|------------------|-------|------------------|-------|
| 皇國農民同盟 | 吉田賢一 | 皇政研究會 | 西光万吉 |
| 陸軍少將 | 杉村勇次郎 | 日本建築業労働組合長 | 山本龍介 |
| 出雲大社教團總監(國民協會顧問) | 千家尊建 | 日本労働組合總聯合大阪聯合會主事 | 末中勘三郎 |
| 大日本忠孝労働組合長 | 山崎常吉 | 大日本國家社會黨大阪府黨務局長 | 大橋治房 |
| 大日本國家社會黨名古屋黨務局長 | 伊藤長光 | 兵庫八月愛國社同盟總裁 | 村田村治 |
| | | 愛國政治同盟 | 藤岡文六 |

(二) 協議の狀況

- (1) 「二二六事件の真相發表の件(首相、内務、陸、海軍各大臣及戒嚴司令官に對し事件の真相發表並軍法會議公開要求書を送付すること)」として左記(一)要請草案を可決の後。
- (2) 「現下急轉しつゝある國內情勢に鑑み日本主義陣營の全國的なる擴大強化の達成につき八月會は積極的に活動することの可否及其の具體的方策」を議題として協議せる結果。
- イ 日本主義諸團體は此際大衆を基礎としたる政治勢力の結集に飛躍し維新政黨を結成すること。
- ロ 無產政黨を分解して日本主義陣營に降伏せしむる迄進展せしむること。
- ハ 八月會は前被團體結成の主體となることを避け之が過渡的工作を擔當すること。
- ニ 遠からざる機會に於て全國有志の會合を圖り協議會を開催せしむること。
- 等の結論を得、左記(二)聲明書を可決する所ありて散會したり。

- | | |
|---------------|--------|
| 町會議員 | 米田 富 |
| 新日本海員組合顧問 | 赤崎寅藏 |
| 新日本海員組合教育出版部長 | 松田喬平 |
| 大日本國家社會黨 | 樋口喜徳 |
| 大阪海上同志會副會長 | 土岐信治 |
| 主なる傍聴者 | |
| 新日本國民同盟 | 高橋 勝 |
| 大日本生産黨 | 北田清雄 |
| 國民協會 | 松浦清一 |
| 國民協會 | 重岡 勢 |
| | 宮本純一 |
| | 藤井一郎 |
| | 道本万吉 |
| 建國會 | 大久保庄太郎 |
| 明倫會 | 堀池 某 |
| 愛政會 | 杉山富次 |
| 日本一新同盟 | 日高輝昭 |
| 大日本正義團 | 久保久太郎 |

斯くて本會は敍上方針を決定し、愈、積極的に全國的に呼掛くることとなりたるが、之が目的達成の爲には當然在京二月會(別項参照)との提携問題に態度を決せざるべからざるに至り、吉田賢一外二名は三月二十日上海し二月會の情勢を打診する所あり未だ之が明確なる態度を表明するに至らざるも、同人等の意嚮を見るに二月會を以て相當内部的に不純正のものありとして、之に合流すべからずとするものゝ如くなるを以て、或は却つて對立的態度を執るには非ざるやと思料せらる。

左記(一)

要請書(草案)

二二六事件ハ未タ其真相發表セラレス、依ツテ國民ノ疑惑ハ大ニ深マリ、一面自由主義共產主義者連等反國體的諸勢力ハ共ニ此間巧ミニ軍民離間ヲ策動シツ、アル現状ニ鑑ミルトキ皇國ノ將來ノタメ速カニ右事件ノ真相ヲ正確ニ國民ノ前ニ發表セラレソコトヲ要請ス。

左記(二)

聲明書

皇道に順はざる資本主義政治の積弊に極り皇國內外の危急不

(三) 二月會の情勢

愛國政治同盟、國民協會、勤勞日本黨等の間にありては、曩に總選舉に於て慘敗を喫して以來現在分散状態にある右翼戦線合同陣營強化の議起り、寄々之が協議を進めつゝありたるが偶、這般の帝都不祥事件の勃發により之が氣運は急速度に進展を見るに至れり。即ち二月二十六日右事變の突發を見るや急遽本部に集合したる愛政、小池四郎、陶山篤太郎等は偶、同本部に來合せたる松延繁治、五十嵐治孝、深田吟次郎等の同志十二名と共に事變情報の交換を行ひたるが其際同事件の重大性に鑑み期せずして昭和維新斷行の必須を前提として純正愛國團體の即時合同の意見の一致を見、直ちに之が合同實現に向つて努力すべき旨の申合せを爲す所ありたり。

其後右主唱者たる愛政の小池、陶山、大槻等は三月上旬各右翼團體代表者を訪問して個々の面接をなし之が合同につき德憑したる結果、前記二團體の外大日本生産黨、東方會、信州郷軍同志會及個人として宮崎龍介、島中雄三、松延繁治、下中彌三郎等の賛同を得たるより愈、之が結成の運動となり三月十一日、不取敢宮崎龍介名にて麹町區丸ノ内二ノ一六昭和ビル内に事務所を設置し、之が名稱を暫定的に「二月會」と定むると共に後記(一)の如き世話人及本部常任等をも決定し、其の

陣容を整ふるに至れり。

斯くて本會は愈、之が實現の積極的活動を開始し先づ其の第一著手として三月十七日後記(二)の如く「維新戦線統一の申合」を爲し之を各關係方面に發送したり。

而して本會は、團體糾合の方針として徒らに信念的神懸りを排し、國家的實踐的に經濟問題を研究することとし、出來得れば參加團體の機關紙をも統一せんと意圖する外來るべき特別議會開會迄には政綱政策を決定の上發表すべく目下鋭意之が準備を進めつゝあり。

一方總聯合を中心とする愛國労働團體懇話會に於ては今直ちに本會に加盟せざるも之に全幅的支持を與へんとの意圖を有するものゝ如く近く其の態度を表明する模様なり。

後記(一) 世話人

- | | | |
|--------|-------|-------|
| 愛國政治同盟 | 小池四郎 | 陶山篤太郎 |
| 國民協會 | 赤松克麿 | 津久井龍雄 |
| 大日本生産黨 | 八幡博堂 | 鈴木善一 |
| 東 方 會 | 杉浦武雄 | 渡邊泰邦 |
| 勤勞日本黨 | 松谷與二郎 | 島中雄三 |
| 個 人 | 宮崎龍介 | 宇都宮良久 |
| | 由谷義治 | 下中彌三郎 |
| | 松延繁治 | 五十嵐治孝 |
| | 山元龍太郎 | 江藤源九郎 |
| | 中里義美 | 大槻正秋 |
| | 森本 耕 | |

本部常任

國家(農本)主義運動の狀況

後記(二) 維新戦線統一への申合
逼迫せる内外の諸情勢は、今やその好むと好まざるとに拘らず竟に現状を打破して維新國策を斷行する以外に國家の活路を見出すことが出來なくなつた此の必然的趨勢を看取せる同志の間に昨秋來屢々企てられたる國民的革新勢力の糾合運動は總選舉直後の一大事變を契機として急速に具體化され茲に數次の會合を経て左の如き申合せの下に廣く天下の同志を求むることとなつた。
既成の愛國諸團體を清算統合すると共に國民のあらゆる階層に分散せる革新的諸勢力を集結し、速かに一個強力なる國民運動の主體を結成すること。

二月會

四、改造斷行請願運動

標記運動は去る昭和九年十二月東京に本部を有する經濟國策研究會の同人等を中心として起動せられ、爾來昭和十年十月頃迄繼續して行はれたるものなるが、該運動開始の當初に於ては全國的に相當活潑に運動の伸展を見るやに觀測せられたるも漸次賛同者の支持を失ふに至り僅に蒐集したる請願書(署名者數は明確ならざるも昭和十年十月末現在に於て約四千と稱せらる)の如きも、改請本部に堆積放任の状態にして、本運動は龍頭蛇尾に終らんとする狀況にありたり。

然るに本年二月二十六日突如として叛亂事件の勃發を見るや、改請本部の中心人物たりし舟口萬壽、岡本清一、石井秀雄、西牟田重雄等は、此の機會に乗じて豫て保管しありたる改造斷行請願書を整理し之を内大臣府に捧呈の手續を執るべく協議するところありたるが、尙此際本運動を再展開して署名者を追加して捧呈するを有利なりとして、三月二日附全國の同志に對し別記の如き通信を發するところありたり。

然れども之れを接受せる各地の同志は既に本運動の無力なることを知悉し居れるため熱意を缺き殆んど呼應するものなき情勢なりしのみならず、在京の本部員は悉く東京憲兵隊に檢舉せられ出版法違反被疑者として取調を受くるに至れる等のため、本運動は遂に目的を達する能はずして終始せり。

附啓

去る昭和九年十二月當方發起の改造斷行請願運動に際しては、各位の熱誠なる御賛同を得、右上奏請願書に對する署名を當方に御送附被下候向も不勘候處文書の禁遏並にその修正其他種々の事情の

爲め既に御承知の通り一時中止の狀態と相成居候、然るに此度一部青年將校の驟起に伴ひ時局は空前の難關に際會致候に就ては此機會に於て賛同各位の署名を一括の上之を閣下に捧呈仕度と存候就ては(一)豫て當方に於て保管中の請願書は夫々整理の上捧呈

の手續を執る事と致候間此段御諒承被成下度(二)若し又貴方に於て御保管中のもの有之候はば此際同時に捧呈方御手配賜らば幸甚に奉存候(三)猶此際追加の署名を蒐集致さるゝ向に對しては必要に應じ署名用紙御送付可申上候間無御遠慮御申越被下度願上候請願書捧呈の手續は署名用紙綴の假表紙を除き都合により新しき表紙を添へて綴り直し取扱者に於て綴目に捺印の上書留郵便を以て内大臣府宛御送附相成れば宜敷、又御都合にて當方へ御送附の場合は可然捧呈方手配可致候
目下の形勢に於ては當初の希望通り全國民の要望たる事を具體的數字として表示し得ざるは誠に遺憾とは存候も時局急迫の際徒

に數字に拘泥して遷延せんよりは假令國民一部の聲と看做さるゝ如き結果となる共軍方速に我等の要望の上開に達せん事を冀ふの意味に於て急據捧呈を決意したる次第に御座候賛同各位におかせられても此意を御諒承賜り可然善處の程偏に奉冀望候
先は右御報告勞々得貴意度如此に御座候
昭和十一年三月二日
改造斷行請願運動本部
(臨時假事務所 東京市杉並區和泉町一〇〇)
賛同各位

五、皇國農民自治聯盟大會狀況

皇國農民自治聯盟は會長石橋彌が、本年一月縣會議員に當選し更に衆議院議員選舉にも立候補落選する等の事ありたる爲聯盟の活動は殆ど選舉運動に終始せるやの狀況にありて大會の開催も自然遷延されつゝありしが本月上旬愈、大會の開催を決し屢、役員會を開催して之が準備其他の協議を爲すと共に、二・二六事件に對し「事件を契機として舉國一致皇道政治の確立に邁進すべし」云々の聲明書を發表する所ありたり。

斯くて、三月二十五日豫定の如く山武郡東金町公會堂に於て聯盟員三百五十名出席の下に第三回大會を開催したるが劈頭二同皇城を遙拜の後開會し、本部員市原正利議長の下に各種大會委員の選任、石橋會長の挨拶、事業報告等ありて議事に入り後記の如く、議案八件、役員、決議文等を決定したる後、講演會に移り、愛國政治同盟、陶山篤太郎、同小池四郎、並に宮崎龍介等より、時局問題、支那事情等に關する演説あり格別の事故なく終了せり。

而して本聯盟の勢力は、山武郡を根基として組織せられつゝある所なるが、前記選挙の結果により隣接諸郡に多数支持者の存在し居るを知るに及び、本大會を契機として、之等に對する組織運動の進展を計畫せるものゝ如く新役員を選任、新運動方針等に於ても、組織問題を最も重要視して行はれたるの狀況にあり。

尙本聯盟は、在阪皇國農民同盟とも連絡あるものにして、將來の動向に關しては、相當注意の要あるものと認めらる。

後記(一)

大會議案

- (一) 昭和十一年度運動方針の件
- (二) 農村負債整理に關する件
- (三) 専賣事業取扱町村移管陳情の件
- (四) 荷車、自轉車税の撤廢
- (五) 中等學校の整理
- (六) 農産物検査制度の改廢
- (七) 本部に漁村部を置くの件
- (八) 農村保險制を當局に迫る件
- (九) 東電讓渡反對及電燈値下の件
- (十) 國民保反制度即時設立の件

後記(二)

新役員氏名

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 會長 | 石橋 彌 | 小安 昇 |
| 常務委員 | 渡邊 好忠 | 高知尾 尚 |
| | 小安 清一 | 三上 敏 |
| 外山 政雄 | | |

後記(三)

決議

今や時局重大の時に際し爰に非常時内閣の成立を見る、洵に慶賀に堪えず、而して新内閣の聲明によれば、其の主眼とするところ國政の一新にありと謂ふ蓋しその使命とする所は、國力の充實に向つて諸政革新を斷行するにあり。

本部會議員

- | | | |
|-------|-------|------|
| 宣傳部長 | 鈴木省吾 | 石橋 彌 |
| 組織部長 | 田原政太郎 | 市原正利 |
| 研究部長 | 伊藤謙一 | 高山 巖 |
| 調査部長 | 高梨正治 | 鈴木 勝 |
| 出版部長 | 今井 昇 | |
| 企畫部長 | 椎名恒夫 | |
| 配給部長 | 秋葉總雄 | |
| 法律顧問 | 小安 喜一 | |
| 編輯局主任 | 鈴木 勝 | |
| 常務局主任 | 市原正利 | |

(外七八名)

顧みれば、我輩國の昔よりその大本は、萬古不易の農本立國によつて定まれり。
明治維新以來、俄かに泰西の模倣に趨り、遂に農を犠牲として今日の大事を惹起するに至れり、國史の淵源を蹂躪し、農民を奴隸化して、何の非常時克服の道あらんや、宜しく國政一新の基本を農に置き、速に國富を増し國民精神を強化して躍進日本の今日の急に備へざるべからず。

我が皇朝は、其の結成の趣旨に基づき新政府に向つて農本國策の樹立とその即時實行を迫り以て御歴代の大御心に副ひ奉り同時に國史の據つて來る處を明かにすべき事を要求す。
右本大會の名に於て爰に之を決議す
昭和十一年三月二十五日
皇國農民自治聯盟第三回大會

政黨運動の狀況

一、社會大眾黨の動靜

(一) 議會對策 社會大眾黨は這般の衆議院議員總選挙に於て一舉十九名の代議士を獲得するに至りたるが、同黨は此の飛躍的進出こそ議會内に於てキャスティングヴォートを握り、黨の主義政策を具體的に實踐化すべき絶好の機會なりとし、黨首腦部は議會内に於ける交渉團體結成を當面の目標として目下種々畫策中なるが、既に新興諸派所屬代議士數名及既成政黨所屬分子中にも之に合流説傳へられ確實に交渉團體たり得るものと確信し居るものゝ如く一方又加藤勘十(全評)黒田壽男(全農)等の所謂合法左翼を標榜する代議士等は議會内に於て共同闘争を希望し居る模様なるが本黨は平素の對立狀況に鑑み慎重なる態度を持しつゝあり。

政黨運動の狀況

而して本黨の廣田内閣に對する態度は既に組閣直後發表せる後記(一)聲明の如く反對的立場を保持しつゝあるが、其後三月十三日藤沼内閣書記官長が安部黨首を訪問し、援助方を懇請する所ありたるも、本黨としては依然前聲明と同様の見解を保持し、政府の行動を嚴重監視すべしと爲しつゝあるが、政策に就ては「全的に反對するものでなく勤勞無産大衆の生活安定といふ黨年來の主張と合致するものある時は全力を擧げて其政策遂行を援助すべし」と爲し原則的には無産政黨たる態度を堅持するも一方其の第三黨的立場を利用して社會政策的諸政策を可及的多く實施せしめることに努力を傾注するものゝ如く來る特別議會に於ては同黨に於て既に決定せる諸法案を提出することは不可能なるを以て當面の重要案件たる東北六縣、北海道、新潟等に於ける雪害(水害凶作を含む)救済の爲の追加豫算を要求する程度に止めんとする模様なり。

他面本黨は從來議會内外の連絡に幹部一名を議院詰として議員と外部との連絡に當らしめ居りたるが、來る議會よりは「議會鬭争委員會」を設け黨の最高機關たる政務調査委員會委員中代議士を除きたる三輪壽壯外四名(松永義雄、須永好、松岡駒吉、平野學)を常時議院内詰とし、院内に生起する諸問題を討議し、院内に於て黨の態度を即決し議會鬭争を迅速且つ有効に遂行することとし、三月二十六日麻生書記長談として後記(二)の如き對議會鬭争に關する聲明を發表したり。尙院内對策機關たる代議士會、議會對策委員會の組織要綱等を後記(三)の如く「社會大衆黨の對議會陣容」として之を發表各關係方面に配布したり。

(二) 遊説計畫 本黨は總選舉後に於ける好調に乗じ更に全面的大躍進を期し、選舉終了直後之が第一著手として全國遊説計畫を進めつゝありたるが偶、二月二十六日、帝都に叛亂事件勃發したる爲右計畫も延期の止むなきに至り只管時局の動向に注意し、三月二十二日付を以て各支部宛時局の見極のつく迄一切の演説會の延期又は中止を爲し待機すべき旨の通達を發

する所ありたるが、其後時日の経過に伴ひ漸次時局の安定を見るに至りし爲、愈、所屬代議士をして地方遊説を爲すこととし、之が第一回計畫として後記(四)の如く東北六縣並新潟地方に夫々辯士を派遣することに決定せり。

(三) 中野支部解體並支部員の除名問題 這般の總選舉に際し中野、杉並兩支部員等が麻生書記長に對立候補せる全評加藤勘十の應援運動に没頭し、黨内に問題を惹起するに至れるは既報せる所なるが、其後黨本部に於ては嚴重處分することに決定し、三月二十二日、中野支部員長尾喜十郎宛支部解體命令(中野支部同淀橋支部準備會)及支部員除名通告書(橋浦時雄外三名)を送達したるが黨本部としては、同支部管内居住本部係員等により速に支部の再建を圖らんとしつゝあり。

一方之が通告を受けたる同支部長橋浦等七名は三月二十六日夜集合之が對策を協議したる結果、同通告書を返戻すべしとの強硬論もありたるが結局特務整理委員會を設けて解體除名を受理することに決定せり。斯くて本問題も漸く茲に解決を見るに至れるも最近加藤勘十を中心とする左翼合法政黨樹立計畫あるやに傳へられつゝある折柄今後の動向相當注目すべきものあり。

(四) 東北、北陸地方雪害救済運動 本黨新潟縣聯執行委員長三宅正一代議士等は新潟地方本年の積雪被害の甚大なるに鑑み曩日來全農縣聯合會と共同の下に之が救済の積極的運動を起し、一般輿論の喚起に努めつゝありたるが最近縣民間にも之が運動氣運醸成されたる爲三月八日同縣長岡市に雪害救済期成同盟を結成し政府當局及各關係方面に陳情の大々的運動を開始したり。一方黨本部にありても本問題を取上げ積極的に救済運動に乗出すことに決定し、三月十二日麻生久、三宅正一等關係代議士七名は黨を代表して内務、農林、鐵道等關係各省を歴訪し雪害救済施設方並降雪の爲の列車遅延、運轉不能等による關係住民の支障軽減方につき縷々陳情する所ありたり。

其後同月十七日、前記三宅代議士等は山形縣新居町に赴き同地方の積雪状況を視察する傍ら東北各縣代表と共に東北地方雪害対策協議會を開催し之が具體的對策及今後の方針等を打合せする所ありたり。而して本黨は前記の如く來る六十九議會に之が救済の追加豫算を要求すべく準備中にて本運動は今後政治問題として漸次大衆化せんとする情勢にあり。

(五) 其他 本黨は曩に開催したる第四回年次大會の決定に基き本部會館建設費負擔金六ヶ月分前納督促の爲會計通達第一號を三月十一日付を以て發送すると共に全國委員選任狀を發送し、一面豫算市町村會に對する各支部聯合會の活動狀況資料蒐集の爲三月十三日附を以て議會部通達第一號を各支部聯合會宛發送したり。

(六) 叛亂事件に對する態度 本黨は二月二十六日、帝都に勃發したる一部軍隊の叛亂事件に對し時局重大にして輕々に之を批判するが如きは差し控ふべきも此際黨の態度を表明するの要ありとし、三月二日麻生書記長談として後記(五)の如き聲明書を發表したり。

後記(一) 聲明書

我黨は曩きに岡田内閣の總辭職に際し、今日の非常時局に對する黨の態度を闡明し、具體的政策を明示し、眞に革新政權の樹立によつて舊來のブルジョア的偽善政策を廢棄し積極的に民衆生活打開の爲めに邁進す可きことを提唱した。

然るに組閣工作上正に異例的なる陣痛を経て、漸やく成立せる廣田内閣は、舊態依然たる現状維持的勢力の共同體線體であり、餘りにも明白なる偽裝舉國一致内閣であるが、自らは『政黨、軍部、官僚の別なく積弊を免除し確乎不拔の國策を樹立』する革新内閣と自稱してゐる！

廣田内閣は、その組閣に際し自ら聲明せる『舊來の稅政を一新し國際關係を自主積極的に整調し、非常時局を打開』し『以て一大革新を斷行せん』に省りみて即日革新政策を具體化し、來る可き臨時議會に於いて提出さるゝ追加豫算の中に國民生活の安定並に所謂廣義國防の具體的政策を明示し國民大衆に應答す可し。
我黨は唯一の在野黨として全國民大衆の要望を體し、廣田内閣の行動を嚴重に監視すると共に我黨年來の主張貫徹の爲めに邁進せん。
右聲明す
三月九日
社會 大衆 黨

後記(二)

臨時議會開會準備進む

附 (廣田内閣の組閣以來の行動に對する我黨の見解)

麻生書記長談

臨時議會を前にして黨の活動を最も必要とする際に戒嚴令の爲め、正規の會合が開けず、非常なる不便を感じつゝあるが、我黨は、その重責に省みて、全力を臨時議會に集中し、開會の準備を本部總動員を以つて進めつゝある、各部に於て作成しつゝある具體案も近々出來上る見込みである、廣田内閣成立以來の行動に對する我黨の見解と臨時議會開會準備は大體次の如きものである。

廣田内閣の成立に當つて世人は時局の重大なるに鑑みてこゝに何等かの革新的政治の實現さるべきことを期待し、我等もまた庶政を刷新し國民生活の安定を躬行せんと聲明した内閣の抱負が如何なる形をもつてか實行に移されるであらうことを豫定してゐたのである。然るに去る三月十四日に公表せられた内閣の施政々綱を見るに、言辭の抽象的なるは姑く措くとするも、その内容には何等革新的なるものを示唆するものなく、國民生活の安定を企圖する熱意を推測せしむるものなく、舊態依然たる現状維持内閣たるを失はない。況んや

1. 組閣に當つて一旦選任した二三の閣僚を軍部の要求によつて愴愴として變更した如き、
2. 三月九日の馬場聲明に於いて増稅の方針を明確にしながらその翌日株式市價の急落に狼狽して忽ち『急激なる打撃を財界に與へない』旨を再聲明した如き、
3. 内閣調査局或ひは大藏省事務當局の案と稱せられる増稅並

政黨運動の状況

に稅制改革案が公然新聞紙上に傳へられ、また電力統制に關する頼母木通相談或ひは内閣調査局の電力國營案が發表されながら、株式市場がそのために半恐慌を惹起するや、一轉して書記官長談をもつて『流言に迷はされてはならない』と顧みて他を言ふ如き、
4. 國體明徴を主眼とする專任文相の選任が結局財閥の現役重役に落ちついた如き、
定見なく確信なき態度を暴露して餘りあるものといふべく、非常時局を適當し得る能力に缺けてゐることを自ら告白したるものと等はざるを得ない。
我等は廣田内閣が時局擔當の能力なきことをこゝに明白に認識すると共に我等自身の積極的なる革新的政策を來るべき臨時議會に於いて明確にし、もつて大衆の要望に答へ得んがために、本部書記局は、
1. 追加豫算案が如何に國民生活の安定を無視せるものであるかを分析し、
2. 増稅並びに稅制改革案を國民大衆の立場より具體的に立案し、
3. 重要産業國營に關する根本大綱並びにその具體計畫を準備し、
4. 經濟生活を基礎とする地方自治制度の改正、内閣制度及び行政機構の改革、並びに勸業議會政治建設のための選舉法改正案を具體化し、
5. 臨時議會に對する政府提出法案、すなはち地方財政交付金法案、商工中央金庫法案、重要産業統制法改正案、自動車業法案、肥料統制法案、米穀自治管理法案、産論處理統制法案、國民

健康保険法案、退職積立金法案等を準備し、更に黨独自の立場より提案すべき労働組合法案、小作法案、健康保険法改正案等の社会立法並にその他の建議案を準備しつゝあり

以上

後記三) 社会大衆黨の對議會陳言

社会大衆黨は来る五月一日より開催される第六十九特別議會開會に關し既に本部に於いて著々その準備を進めつゝあるが特に院内開會に關しては

一、社会大衆黨代議士會の組織

黨所屬の十八名の代議士を以て代議士會を組織せしめ

イ) 政策開會に關する限り黨独自の立場より戦はしむる。

ロ) 院内交渉等の院内事務的方面に對する「交渉團體」の組織については次の對策委員會の決定を待つて適當の處置を講ずる方針である。

二、代議士會の組織は次の如し

組織要綱

一、黨所屬代議士を以て代議士會を組織す

二、黨代議士會は黨常任委員會の統制を受く

三、代議士會議長は代議士の互選による

四、代議士會に幹事若干名を置く

五、黨常任中央執行委員は代議士會に出席發言することを得

三、議會對策委員會

議會對策については常任執行委員會が最高指導權を持つものであるが常任執行委員及代議士中より七名内外の者を選び議會對

策委員會を組織せしめ、この對策委員會を今議會の我黨議會開會の參謀本部たらしめる。

代議士會は對策委員會の決定事項を院内に於て開ひとるために活動せしめる

議會對策委員の豫定左の如し

野、麻生、片山、三輪、河上、松岡、龜井、松永、阿部(茂)、平

後記四) 選定計畫第四發表

總選舉大勝以來、滿を持して放たざりし我社會大衆黨は愈々全國遊説斷行を聲明し第一回計畫として雪膏對策問題を中心にして如く東北七縣に所屬代議士を動員することに決定した

新潟縣 四月十二、十三、十四日

(派遣代議士安部磯雄、三宅正一、山崎健二、淺沼稻次郎)

秋田縣 四月十四、十五、十六日

(鈴木文治、片山哲、川俣清音)

福島縣 四月十六、十七日

(三宅正一、山崎健二)

山形縣 四月十二、十三日

(片山哲、川俣清音)

青森縣 四月十八、十九日

(川俣清音、岡崎憲)

岩手縣 四月二十、二十一日

(川俣清音、水谷長三郎)

宮城縣 四月十八、十九、二十日

(杉山元治郎、三宅正一)

昭和十一年三月二十五日

社会大衆黨本部

宣傳部長 松本淳三

後記五) 社会大衆黨麻生書記長の談

一、過ぐる總選舉に於て我黨が躍進的勝利を博した所以は、國民大衆に内在する澎湃たる國家革新の氣運に依るものと信ずる、

偶々今回の事件に遭つて益々使命の重大なるを痛感する。

二、今回の事件が勃發せるに對しては、その原因の遠く且つ深きを思ひ、輕々なる批判を抑制するものであるが、少くとも五・一

五事件以來齋藤、岡田兩内閣が一時の糊塗を念として革新の熱望を蹂躪し來つたことに大なる原因ありと信ずる。

三、國家革新の樞軸は、資本主義機構の根幹に斧鉞を加へ、國內

改革の斷行、昭和維新の強行に依つて、政治の舊殻を打破する

と共に國家生活を安定し、大衆に明日の希望を與へるにありと

信ずる、この意味に於て我黨は財閥、官僚、軍部、既成政黨等

の如き一部特權階級の合作たる現状維持的舉國政權を排し國民

二、新日本國民同盟の情勢

二月二十六日、帝都に叛亂事件勃發するや本同盟本部(本部派)は俄然在京幹部の往來頻繁を加へ、翌二十七日に至りては更に地方支部員等續々上京し、本部附近に分宿する等異常なる緊張を呈し、佐々井委員長は時々本部に出席すると雖も事變當日來其の所在を明にせず、本部員又其の動靜を秘する等何等かの不穩策動さへ豫想せらるゝ情勢なりしより同二十八日、警視廳當局は當時同本部に集合し居りたる同盟員六十名の一齊檢査を行ひたるが、佐々井委員長のみは依然其の所在を暗晦

大衆を基礎とせる革新的政權の樹立を要求する。

四、我等は三度かゝる不詳事の勃發なからしむるため、國民と共に今回の事件の貴重なる國家的犠牲を活かし、更始一新の爲めに邁進せんことを誓ふものである。

重ねて我等は黨の政綱を天下に明示し、これを即時斷行せしめんとするものである。

一、重要産業の國營、金融、保險並貿易の國家管理

二、耕作權を確保する土地の國家管理

三、重要農産物の國家統制

四、税制の根本的改革(資本家増税に依る消費税の徹底的輕減)

五、國民年金制の制定

六、中小商工業者、金融機關の設立

七、農家借金の徹底的整理

八、労働組合法、小作法の制定

九、醫療機關の公營

三月二日

中の處三月二十四日遂に本名も之を檢挙するに至れり。而して之が取調の結果は大要別項(國家主義運動の項参照)の如くにして、戒嚴令下にありて要路大官に「緊急進言書」を提出する外各種の不穩的策動を爲しつゝありたる事實あるも直接叛亂事件とは無關係なること判明したるを以て順次之を釋放し、現在佐々井委員長外數名を引續き取調中なり。

如斯本同盟は今次不祥事件に際し、逸早く同盟員を召集したりと雖も本部首腦部の態度曖昧なりし爲在再推移する中、遂に總檢舉に遭ひたる爲、同盟員中には佐々井委員長等首腦部の無氣力無方針に今更ながら憤慨し、漸次同盟を離反せんとする傾向ありて其の動向相當注目すべきものあり。

一方革正會に於ても財政難其他各種事情の爲當初豫期の如き發展を見ず其後何等の活動なかりしが、偶、前記事變の突發により二月二十八日、高橋忠作が旅行先高知縣下に於て檢舉(其後東京に護送し、引續き取調中なり)さるゝに及び同會は今や全く其の中心を失ひ將に潰滅の運命に逢著せんとするに至れり。

三、立憲養正會の情勢

本會は履報の如く昭和二十一年議會絶對多數制覇をスローガンとして、之が第一期戦たる意味に於て道般の衆議院議員總選舉に臨みたるが、結果は意外の惨敗に終りたる爲選舉直後三月十日、十一日の兩日本部に於て全國支部代表者會議を開催し、運動方針の再検討並今後の對策を講究すべく全國支部宛指令する所ありたるも、戒嚴令下に在る帝都に於て此の種會議の開催は不可能となりたる爲、急遽豫定を變更し前敍全國大會に代へて各地聯合支部代表者會議を開催せしめ、本部より特使を派遣して總裁指示を傳達することとなり、三月二十日之が緊急指令を發したる外、同月二十七日左記の如き昭和十一年度會員百二十五萬獲得に關する指令を傳達し目的達成の爲激勵する所ありたり。

斯して各地支部に在りては、本部總務田中耕竝高橋秀郎等を迎へ夫々支部代表者會議を開催し、會員、基金獲得方法に關し具體的協議を重ねつゝあるが、他面選舉後に於ける各地支部の動向を見るに、再度に互る選舉の惨敗は一般會員の志氣に相當影響ありたることは明かにして、之に伴ひ今後の運動方針に對し(一)所謂質より量への會員獲得方針は既往の成績に鑑みて轉換の要あり(二)地方的時事問題を以て會勢擴充に利用すべし(三)今後會員は選舉有権者のみを獲得すべきこと等、要之從來の觀念的行動方針に對する再檢討論漸次有力化せんとする情勢にあり。

之に對する本年度の本部方針は、來る十月三十一日迄を三期に分ち飽會會員百二十五萬を獲得して次期總選舉に臨む素地を確立せんとし、依然として高踏的觀念論を掲げて尨大なる會員獲得責任の強制割當にて終始しつゝありて些の新味を示す所なき現況なるを以て、果して豫期の成果を收め得るやは相當疑問の餘地あるものゝ如く認めらる。

左記

全國各支部に告ぐ

昭和十年度において完成すべかりし百二十五萬會員糾合は遂に昨年度において之をなし遂ぐる能はず、よつて立憲養正會總裁は之を昭和十一年内に必ず實行すべき事を命ぜらるゝと共にこの事の成否について總裁の御一命をかけられし事は既に全同志熟知の通りなり。

然るに一月議會解散し總選舉となりし爲、各地に於ける會員募集運動一時不可能となり、選舉終了後本部は直に全國支部代表會議を召集して百二十五萬達成に對する具體的協議を行はんとせし處、二月二十六日の突發事件となり、帝都は戒嚴令下に入りて一切の政治集會は禁ぜられ今以て戒嚴令の解除さるゝ事なく代表會

議召集は當分不可能の状態にあり然りと雖も總裁の御一命をかけられし百二十五萬達成への進撃開始は焦眉の急にして一刻の猶豫を許さず、よつて本部に於て現在の會員五十一萬を百二十五萬にすべき必要増加數七十四萬に對する各地方の責任割當數を別表の如く定めたり。

別表の數字は昨年七月の代表會議に於ける誓約數を基本とし更に諸般の實情を參酌して定めたるものにして中には例へて現在會員數大ならず且前回の誓約も大ならずと雖も次回の選舉に當然候補者擁立すべき地方に對しては特に多數の誓約を割當てたるものあり、各支部はその事情の如何を問はず別表に定められたる最低限度數字の新會員だけは死力を盡して之が實現を計らざるべからず、しかもこの事の成否は養正會存立の運命に關する重大事なる

政黨運動の状況

を以て十二月三十一日を期するは危険少なからず、よつて最後の期限を十月三十一日となし萬々一それまでに誓約不履行の地方ある時は他の地方の更に一段の努力を以てその缺を償ふの餘地を残すこととせり、而して十月卅一日迄の時を更に三期に分ち

- 第一期 今より六月末日迄に三分の一
- 第二期 七月より八月末日迄に三分の一
- 第三期 九月より十月末日迄に三分の一

を達成して百二十五萬計畫を完成せんとするものなり。
百二十五萬の完成！これ實に養正護國の大業に於ける死活問題なり、總裁この事に御命をかけられたればなり、同志をして徒らに選挙の結果にくよくよするの愚を續けしむる勿れ既に田村總務部長より聲明せられし如く選挙の結果は即ち昭和十年度に於ける諸誓約の實行せられざりし結果に外ならず悲しむべきは選挙の結果よりも昭和十年度に於ける百二十五萬並に基金三十萬圓の不履行なり、同志が決死的責任を痛感せざるべからざるはこの事なり。

今や我等が目ざす處は次の選挙に數十名の同志等をならべて立候補するにあり、而して最低限度、交渉團體数までの同志を確實に議政壇上に送るにあり、昭和十一年百二十五萬の達成はその絶対的條件なり、五・二五事件により急展開をなせる世局は二・二六事件によりて愈々急速度の展開を續くべし、世はあげて根本的改造を叫ぶ、總裁の「日本改造の具體案」が眞に實現さるべき具體案として世に迎へられ渴仰せらるべき時は既に來りぬ、我等の責務愈々急、世人の無産黨の進出を云々す、無産黨の進出と暴力行為の頻發こそ最後に國を救ひ、國を擔ふべき者の急進出の前奏曲なり。

たるは東西その軌を一にす、我等の責務愈々急

こゝにおいて本部は田中耕務、高橋秀郎總務を本部特使として全國主要地を歴訪せしめることとせり、未だ特使派遣の通告無き地方は速かに同一選挙區内各支部と共同協議會を開き本部命令遂行に對する運動方針を決定し、急速に一大活動に移るべし
尙來る四月二十七日盛大に舉行さるべき豫定の總裁田中澤二先生、生誕五十年祝賀會は戒嚴令の爲地方會員の大半上京困難の事情あり、且時局に對する總裁の深き御思召により今秋に延期されたる祝賀會を百二十五萬完成の明らかなる喜びを以て莊嚴せばこの上なき轉禍成福といふべし

あゝ日本は今や果卵の危きにあり、記せよ皇國の安危たゞ養正會同志の雙肩にかゝるを、而して昭和十一年百二十五萬の成否は立憲養正會總裁の命をかけられしところ——即ち立憲養正會興廢のかゝるところなるを。

たゞ天皇のおん爲に謹んで全國同志の健闘を熱禱す
昭和十一年三月二十七日

立憲養正會本部

尙二・二六事件に關しては事の真相は全部公表されしものに非ざれば濫りに世間の風説等を信じ或は確實なる根據ある事なりとも口外すべからざる事及び不用意なる批判を演説會座談會等にて口外すべからざる、たゞ養正會の事業は一意建設をめざすものにしてこの大業だにならば一切の不安一切の苦惱は解消すべきものたることを強調すべし

百二十五萬達成ノ爲ニ十月迄ニ増加セシムベキ新會員數ニ對スル各地方ノ責任割當數

府 縣 區	増十月末迄ノ數	府 縣 區	増十月末迄ノ數	府 縣 區	増十月末迄ノ數
東 京 府 第一區	一〇、〇〇〇	北 海 道 第三區	一〇、〇〇〇	長 野 縣 第二區	二〇、〇〇〇
〃 〃 第三區	五、〇〇〇	青 森 縣 第一區	二〇、〇〇〇	〃 〃 第三區	二〇、〇〇〇
〃 〃 第四區	二〇、〇〇〇	〃 〃 第二區	二〇、〇〇〇	〃 〃 第二區	二〇、〇〇〇
〃 〃 第五區	二〇、〇〇〇	宮 城 縣 第一區	二〇、〇〇〇	大 阪 府 府(全)	二〇、〇〇〇
〃 〃 第六區	二〇、〇〇〇	岩 手 縣 第二區	五、〇〇〇	兵 庫 縣 府(全)	二五、〇〇〇
群 馬 縣 第一區	四〇、〇〇〇	福 島 縣 第三區	二〇、〇〇〇	京 都 府 府(全)	一〇、〇〇〇
〃 〃 第二區	二〇、〇〇〇	新 潟 縣 第三區	三〇、〇〇〇	三 重 縣 第一區	二〇、〇〇〇
〃 〃 第三區	二〇、〇〇〇	〃 〃 第四區	三〇、〇〇〇	〃 〃 第二區	二〇、〇〇〇
〃 〃 第二區	一五、〇〇〇	福 井 縣 縣(全)	三〇、〇〇〇	〃 〃 第三區	三〇、〇〇〇
〃 〃 第三區	一五、〇〇〇	石 川 縣 縣(全)	三〇、〇〇〇	岡 山 縣 第二區	五、〇〇〇
神 奈 川 縣 縣(全)	一〇、〇〇〇	岐 阜 縣 縣(全)	三〇、〇〇〇	鳥 取 縣 縣(全)	五、〇〇〇
秋 田 縣 第一區	三〇、〇〇〇	山 梨 縣 縣(全)	一五、〇〇〇	長 崎 縣 第一區	二〇、〇〇〇
〃 〃 第二區	三〇、〇〇〇	靜 岡 縣 第二區	五、〇〇〇	〃 〃 第二區	二〇、〇〇〇
〃 〃 第三區	三〇、〇〇〇	〃 〃 第三區	二〇、〇〇〇	大 分 縣 第一區	二〇、〇〇〇
千 葉 縣 縣(全)	五、〇〇〇	〃 〃 第一區	二〇、〇〇〇	〃 〃 第二區	二〇、〇〇〇
北 海 道 第一區	二〇、〇〇〇	長 野 縣 第一區	二〇、〇〇〇	〃 〃 第三區	一〇、〇〇〇

政黨運動の状況

政黨運動の状況

四〇

福岡	縣第一區	三、〇〇〇	愛媛	縣第一區	二〇、〇〇〇	高知	縣(全)	五、〇〇〇
	第二區	三〇、〇〇〇		第二區	五、〇〇〇	合	計	七四〇、〇〇〇
	第四區	一〇、〇〇〇	香川	縣第二區	一〇、〇〇〇			

右ノ各責任數ノ達成ヲ三期ニ分チ

第一期 今月ヨリ六月末日マデ 三分ノ一
第二期 七月ヨリ八月末日マデ 三分ノ一

第三期 九月ヨリ十月末日マデ 三分ノ一
ヲ達成シテ百二十五万計畫ヲ完成ス

立憲黨正會本部

四、大日本生産黨の情勢

本黨にありては客月二十六日發生せる所謂帝都叛亂事件(別項参照)に關し、事件勃發直後全國支部宛輕舉妄動を慎み自重靜觀すべき旨指令を發し、爾來舉黨靜觀を爲すと共に事件に對する黨の態度を表明すべく之が起草中にありしが、左記時局聲明書を作成し三月中旬頃各省大臣並全國支部其他有識諸團體宛發送する所ありたり。他面本事件を契機として具體化の度を加へんとする模様ある愛國團體の新黨樹立問題(別項参照)に對しては、幹部八幡博堂及鈴木善一等が所謂二月會の結成に參劃する等のことありて、黨本部に於ても之が成行きに重大關心を拂ひつゝあるが、果して舉黨全面的に之を支持するや否や、其の動向は相當注目せらるゝものあり。

時局聲明書

昭和聖代空前ノ不祥事帝都遺囑ノ兵變タル、其因テ來ル處、實ニ累年百出ノ批政ニ繫ルヤ言ヲ俟タズ。智者ハ未然ニ深謀遠慮シ、愚者ハ既發ニ周章狼狽ス。我黨屢次ノ警示ニ風馬牛タリシ當路百官、今ヤ思半ハニ過タルモノアラシキ乎。

抑モ國法ヲ破壞スルモノ上層部ニ甚シ。最高學府ニ在リテ、憲法ノ解釋ヲ二三ニシ國體ヲ無視シテ省ミザル學者アルガ如キ、更ニ畏クモ貴族院玉座下ニ於テ、自ラ「憲法ヲ解セス」ト放言シテ俾ラザル首相アルガ如キ、其尤ナルモノナリ。免レテ恥無キノ徒輩上ニ在リテ法ヲ紊リ、下終ニ之ヲ做フ。政道衰ヘテ人類類ル、洵

ニ故無シトセズ。

萬古不渝ノ國體信念ヲ根基トスルニアラズンバ我皇國ノ治政空シ、國體明徹ノ正論ヲ御ケ、機關說權護ニ汲々タリシ岡田内閣ノ下ニ、未曾有ノ禍亂アル、必ズシモ偶然ナリト言フベカラズ。

廣田内閣ハ宜シク茲ニ鑑ミ、須ク先端的直截ニ國體明徹ヲ斷行スルト共ニ、日本精神ニ終始セル我黨ノ主義主張ガ、時難匡救ヲ示唆シテ嘗テ聊カモ謬ラザリシ事實ヲ認識シ、時局收拾ニ遺漏ナカラソコトヲ期スベシ。然ラズシテ尙右顧左眄、遲疑逡巡ヲ事トセンカ、遺囑ノ兵變備ヲ作シ或ハ總國民各層激起ノ擾亂ヲ誘發ス

ルナキヲ保シ難カルベシ

茲ニ我黨ハ、新政府ガ前車ノ覆轍ヲ未發ニ防ギ、聖旨ニ應ヘ奉ラソコトヲ要望スル一面、自ラ結束ヲ堅ムルト共ニ、日本主義陣營大同團結ノ實現ヲ期シ、愈々昭和維新完成ニ奮進センコトヲ誓フ。

右聲明ス

昭和十一年三月

大日本生産黨

労働運動の状況

一、第二十回國際労働總會労働代表委員並に顧問推薦狀況

第二十回國際労働總會は本年六月四日より瑞西國「ジュネーヴ」に於て開催の豫定なるが、此の會議に我國より出席すべき労働代表委員及顧問の選出方法は従來と大差なく「千人以上の團體員を有する労働團體をして代表委員候補者一名及顧問候補者二名を推薦」せしめ、「政府は右推薦せられたる代表委員及顧問候補者に就き單に推薦票數等に拘泥せず其の閱歷人物並に總會議題との關係等を考慮し適當と認むる代表委員一名顧問二名を指名すること」となれり。

我國に於て労働代表の推薦資格を有する組合員千名以上の労働組合は三十餘なるが、右に依り今回推薦權を行使したる組

合は日本労働組合会議(加盟組合は全日本労働同盟外七團體)、日本産業労働俱樂部、日本労働組合總聯合、海軍労働組合聯盟、新日本海員組合、東京瓦斯労働組合統一協議會、足尾銅山鑛職夫組合總聯合會、中部港灣労働組合、愛國労働組合中部地方協議會の九團體にして左翼社會民主主義の日本労働組合全國評議會、日本文通労働總聯盟、東京市従業員組合等は從來の如く依然棄權せり。

而して政府は右推薦に依り審査の結果代表委員に全日本労働同盟副會長河野密、顧問に同團體中央委員金光平、山口常次郎の兩名を夫々選任せり。

左に前記團體の推薦経緯等を列挙すべし。

(一) 日本労働組合會議 組合會議に於ては去る一月十三日東京總同盟本部に於て擴大執行委員會を開催し席上「國際労働代表並顧問選任に關する件」を上提審議に入りたるに、代表委員に全日本労働同盟副會長河野密を推薦することに満場一致承認決定せるが顧問二名の選任に入るや、官業労働は大平嘉三郎を、日本港灣は沼田吉太郎を、海員協會は上條愛一を、總同盟は金光平を、全國労働は山口常次郎を夫々推薦し各組合何れも顧問の制當を要求し譲らざりし爲め一時擴大委員會を休憩し前記推薦組合より代表を擧げ種々懇談せるに、上條愛一は組合會議内部の融和の爲め深く辭退せるが官業、港從、總同盟、全勞共各々態度強硬にして譲らず午後九時一先之れを打切り、翌十四日更に擴大委員會を開催して決定することとせり。

而して組合會議書記長米窪滿亮は事態を憂慮し十三日夜前記各

團體の幹部を訪問し夫々説得に努むる處ありたるも奏效せず翌十四日午後七時より擴大委員會を開催せるが前記四團體は依然として強硬に自派より一名の選出を主張して譲らず午後八時三十分一時之れを休憩し小委員會に移り、當事者組合たる、總同盟と全勞官業と港從とに別々に協議せる結果官業は團體間の融和の爲め本年は他組合に譲歩すべしとて其主張を撤回せるが、港從は態度強硬にして譲意せず茲に於て海員組合長堀内長榮は港從沼田等の説得に努めたる結果沼田は漸くにして來年度は必ず自分を派遣することとを口約するならば譲歩すべしと申出でたる爲め書記局より全力を盡して善處すべき旨回答を與へ、茲に港從は譲歩するに至れり。

一方總同盟全勞の二組合は兩者譲らず結局兩組合單獨にて協議せる結果全勞側は鮑彦山口常次郎を推すこととし總同盟は事實は依然金光平を推すことに意見一致せるも、山口を辭退せしむる戦法

として金光平を本年は出さざる旨書記局に通告せり。茲に於て書記局は休憩中の擴大委員會を再開し以上の情勢報告を爲し、堀内海員組合長より總同盟に對し官業、港從共に新同盟に譲歩することとに妥協なりしを以て感謝の念を以て受諾すべき旨述べたるに、總同盟西尾は金光平を出すことを辭退する旨述べ故意に反對的態度を表明せり。茲に於て全勞代表鈴木は總同盟側の意外なる態度に困惑し折角官業、港從が新同盟に譲歩すると謂ふならば總同盟も金君を出して其好意を受けては如何と感通し兩者間に於て皮肉なる場面を演出せり。一方港從の沼田は自分は總同盟全勞雙方共譲歩せざるのとなりしを以て來年度に譲歩せるものなり、然るに總同盟及全勞が如斯態度ならば自分も亦元に復するを以て新同盟は港從と官業に顧問を譲らるべしと述べ、問題は再び紛糾を見るに至りしを以て關係外團體たる海員組合、海員協會、總同盟の三團體にして小委員會を構成し其の決定に服することとなり、再び擴大委員會を休憩し右小委員會を開催して協議せる結果官業、港從に納得せしめ本年は新同盟より二名共選任することに決定し、十五日午前零時五十分擴大委員會を再開し堀内より小委員會の決定を報告したるに官業港從共に納得新同盟又受諾することとなり、茲に來年度の顧問は一名は官業より一名は港從より選出する

第二十四回國際労働總會労働者代表委員及顧問候補者推薦状況

労働團體名	代表委員候補者	顧問候補者
日本労働組合會議	河野密	金光平
		山口常次郎

ことの條件附を以て前記の如く山口、金の兩名を推薦することに決定せり。

(二) 日本主義労働組合 組合會議と對立的關係に在る日本主義の日本産業労働俱樂部、日本労働組合總聯合、新日本海員組合等は海軍労働組合聯盟等と提携し自派に代表及顧問を獲得せんと高山久蔵(總聯合)赤崎寅蔵(新海員組合)西山仁三郎永野友章(産勞)等は海軍に提携を申込む等種々策動する處ありたるも、海軍は夙に海軍當局の意を體し從來通り獨自の立場を決定し居りし爲め、遂に完全なる提携成らず代表のみ海軍推薦の林助一に合流し顧問一名は日本産業労働俱樂部理事長石井熊蔵、他一名は總聯合副組合長今井武吉を推薦することとし、夫々左表の如く推薦せり。尙愛知縣下の中部港灣労働組合及日本主義労働組合中部地方協議會の二團體は右三團體の候補者に合流推薦せり。

更に日本産業軍は獨自の立場に於て自組合の幹部を左表の如く推薦せり。

(三) 其他の團體 日本製陶労働組合同盟及東京瓦斯労働組合統一協議會の二團體は組合會議と合流して同一の候補者を推薦し足尾銅山鑛職夫組合總聯合會は從來の如く自團體のみにて左の如く推薦せり。

日本産業労働倶楽部	林助一	石井熊蔵	今井武吉
日本労働組合總聯合	林助一	石井熊蔵	今井武吉
新日本海員組合	林助一	石井熊蔵	今井武吉
足尾銅山職夫組合總聯合會	村上政之助	木村國太郎	曳田仁作
東京瓦斯労働組合統一協議會	河野密	金光平	山口常次郎
日本産業軍	今村等	陶山篤太郎	藤岡文六
日本製陶労働組合同盟	河野密	金光平	山口常次郎
海軍労働組合聯盟	林助一	安田加年彦	野副勝一郎
中部港灣労働組合	林助一	今井武吉	石井熊蔵
日本主義労働組合中部地方協議會	林助一	今井武吉	石井熊蔵

二、帝都不祥事件に對する労働團體等の動靜

去る二月二十六日東京に勃發せる不祥事件に對する各労働團體等の動靜を觀るに、愛國労働團體等は本事件は從來動もすれば沈滞せむとせる状態を轉換し、自派の行動に好影響を與へたりとなし、今後は戦線統一の促進其の他の運動を積極的に展開すべしとの方針を表面化し、又左右社會民主主義系の労働團體は本事件は大體に於て無産階級運動とは關係なきを以て從來の運動方針等を變更するの要なしとし、概ね靜觀的態度を持しつゝあるが左に各労働團體の動靜並に主要労働組合幹部の言動を摘記すべし。

(一) 日本主義労働團體の動靜

1) 日本労働組合總聯合
本組合本部にありては事件勃發と同時に關係組合幹部に輕率妄動を慎む様指示せり。而して會長高山久蔵は去る二月二十七日愛國政治同盟の小池四郎と會見し高山より今回の事件に關し民間團體は關與すべきにあらずと主張し、戒嚴令解除後愛國労働團體の合同促進運動を起すことを申合せたり。尙組合員にして新日本國民同盟に加盟し今回の事件に關係ありとして檢舉せられたる者數名あるを以て組合の態度を闡明する爲め聲明書發表の豫定なり。更に大阪聯合會幹部は此際各幹部並に組合員は自重することを申合せたり。

2) 日本産業労働倶楽部
事件勃發と同時に本部より關係各組合に對し輕率妄動を慎むべく指示せるが戒嚴令解除後今回の事件を契機に積極的に運動を展開する模様にして、理事大久保秀治は本月五日總聯合本部に於て皆川利吉等の幹部と會見し、本月十五日開催豫定なりし愛國労働組合懇話會結成大會は目下戒嚴令中なるを以て當分延期すること等を申合せり。

3) 日本産業軍
本團體常任松下彦一は本月二日國民生活防衛同盟主事深田吟次郎等と戦線統一に關し打合せをなし、戒嚴令解除後本格的に運動を展開することとせり。更に大阪聯合會幹部山本龍介外數名は本事件直後東京の愛國政治同盟員檢舉せられたりとの風評ありたるに對し、ニュースを發行せんと計畫したるも大阪府當局の諭示に依り中止せり。

4) 大日本労働組合協議會
本團體は本事件は實行方法は別として愛國労働運動上好結果を齎したるものなりとして積極的運動を展開すべく準備中なる模様なり。

労働運動の状況

(二) 右翼社會民主主義労働團體の動靜

1) 全日本労働總同盟
本同盟は本事件に因る組合員の動搖防止の爲め事件發生當日たる二月二十六日官製葉書を以て流言蜚語に迷はされざる様自重方の警告書を各所屬組合等に發送すると共に、本部員中には事件の真相に暗く徒らに推察臆測を逞ふし今後の運動方針等に對し區區の論を爲すものあり不統一なる状態なりしを以て、本月一日本部に於て正副會長主事其他在京正副中央委員參集し懇談せる結果左記の如き申合せを爲したり。

2) 右翼社會民主主義労働團體の動靜
其の原因の深遠なるを思ひ團體的にも亦個人的にも輕々しく批判することを極力避くること。ロ 次期政權が如何なる人に依り如何なる形態の下に構成せらるゝや不明なる今日次期政權に對する團體としての態度決定は不可能なるが、今後反動的勢力が益々強大となるは明白にして従て日常闘争等も從來に比し活動困難化するに至るは必然なるも、本同盟の産業協力其の他根本的指導精神に關しては絕對に變更するの必要なく、依然として從來の方針通り邁進すること。ハ 更に

3) 新日本海員組合
本組合は今回の叛軍將校の採りたる行動は當然なりと是認賞揚せむとするが如き態度にありて一部組合員中には「我が春來れり」等と洩し居る者ある模様なり。

4) 東電愛國同盟
事件直後會長佐藤守義より各支部長を通じて組合員に對し輕率妄動を警告せる爲め團體的には何等の策動なかりしも個人的には多少策動せる者ありたる模様なり。

政治活動に關しては支持政黨たる社大黨の方針に従ふは勿論なるが、飽く迄労働組合並無産政黨本來の使命を考慮の上善處する様黨本部に建言すること。

(2) 日本海員組合 本組合は事件發生後極めて自重的態度を採り事態の推移靜觀中の模様なり。

(3) 官業労働總同盟及日本労働總聯盟 上記兩團體は何れも本事件に對し沈黙的態度を保持しつゝあり。

(4) 其他日本港灣従業員組合、海員協會、東電従業員組合等の諸團體にありては何れも靜觀的態度を採り何等組合員の動搖を認めず。

(三) 左翼社會民主主義労働團體の動向 (1) 日本労働組合全國評議會 本團體は平素の主張左翼反戰反軍的なるを以て『叛亂部隊の襲撃目標となり委員長加藤勲十襲撃されたり』との風説流布せられ組合幹部は極度に萎縮せるが、事件の内容判明に伴ひ漸次平靜に歸すると共に去る二月二十八日全國各組合員に對し「組合本部並に東京の各無産團體に異狀なく加藤委員長健在なるに付安心せられたる旨」通報せり。而して組合幹部の意圖は本事件に依り寧ろ反動ファッショの勢力は後退すべく、又叛亂將校等の抱く見解は重臣財閥官僚軍閥等の打破にありと認めらるゝに付無産者の立場は從來より有利となるべく、従つて全評としては從來の階級の方針を堅持し之れを改變することなく運動を進むべきなりと稱し居れり。

(2) 東京交通労働組合 本組合の幹部等は今次の事件は特權階級に財閥には直接大なる衝擊を與へたるも、無産階級には何等の脅威をも與へざるものにして吾等労働組合は其の賑起趣意書

4 日本産業軍常任松平下彦 五・一五事件以來相續で起つた兇變は皇軍の青年將校並に愛國團體が如何に國內改革の斷行を要望して居つたかと云ふことを物語るものである。然るに軍首腦部は青年將校間に内在する澎湃たる革新意識を充分に認識しなから之れが實現に盡さず、肅軍に名を藉り重臣元老と結託し軍内より急進分子を一掃し革進運動を抑壓せんとした結果、今回の事變となつて現れたものと思ふ。再び斯る不祥事を繰り返さざる爲めには速かに國內改革の徹底的斷行を要望する。

(5) 全日本製氷従業員組合主事野邊善平 今回の事件勃發は國家革新の熱望を抑壓し來たことに原因すると思ふ。然し事件の真相判然する迄は批判を慎むべきであるが、内外非常時に直而して一人の同胞と雖も必要とする際皇軍相打つが如きは嚴に戒しむべきである云々。

(6) 東電愛國同盟會長佐藤守茂 叛亂軍の行動は誠に遺憾であるが其の精神に對しては贊意を表す。吾々は此の精神を體して不祥事の再び惹起せぬ様合法的立場に於て善處するもので、今後は愛國労働團體等の會合に於て絕對に直接行動を戒め精神的に革新運動に邁進する様努力せんとするものである云々。

(7) 新日本海員組合東京支部長新妻徳壽 今回の事件に依り日本の政治形態に一大變革の來ることは否めない。一部の者の間には三月には軍人のクーデターが執行せらるゝと云ふ噂があつたが斯く早期に執行され様とは思はなかつた。此の行動を早めたこととは左の三つの理由があると思ふ。

(イ) 軍部の所謂急進青年將校を多數擁護する第一師團をして日露戰役以外に其の出勤を見ざるに滿洲出兵を敢てし急進派の

中の團體明徹私有財産制度の改革等に關しては、寧ろ贊意を表すものなり故に我が東交は從來の指導精神を何等變改の要なしと稱し居れり。

(3) 東京市従業員組合及大阪市電従業員組合 兩團體は何れも前記東交と略同一の意圖にして何等の策動なし。

(4) 岡山地方無産團體協議會 岡山地方労働者組合外數團體を以て結成する該協議會にありては、本月五日附を以て聲明書を發表し本事件に對する態度を表明する處ありたり。

(四) 主要労働組合幹部の動向 (1) 日本産業労働俱樂部理事西山仁三郎 叛亂等の行動に對しては共鳴せざるも憂國の精神に對しては同情する。從來日本主義労働運動に對しては社會は餘り關心を持たざりしが、今回の事件に依り相當認識を深めたることと思ふ、之れを契機に組織の擴大に努力する考なり云々。

(2) 大日本労働組合協議會常任關俊三 吾々は平素昭和維新斷行を主張して居る關係上今回の軍の行動に對しては幾分遺憾の點あるが其の精神に對しては敬意を表するものである之れを契機に吾々は愛國労働運動の發展に努力したいと思ふ云々。

(3) 日本労働組合總聯合會長高山久藏 叛亂軍の行動に對しては絕對反對であるが犠牲的精神に對しては同情する、我が日本主義労働組合は輕舉妄動を慎み其の眞精神を活かすべきであると思ふ。斯る大不祥事件が兵火を見ずして鎮靜せられたことは我皇室の御機成の然らしめたる所で今更ながら我國體の有難さを痛感する後遺内閣は時代を認識せる高潔の人物が現れ時局を收拾し再び斯る不祥事の勃發せざることを希ふものである。警察官の犠牲に對しては衷心より敬意を表する云々。

動きを封ぜんとしたる政治的策動ありたること。
(ロ) 今回の總選挙に社大黨が意外の進出を見たは一部官僚と全產聯より同黨に多額の運動資金を出し民主主義者の大勝することに依つて一般大衆が日本主義(ファッショ)を歓迎せしとの意思表示なりとし日本主義運動彈壓の武器たらしめんとしたとの風評あること。
(ハ) 國體明徹に關し政府は肉迫せる政友會が今回の選挙に惨敗し國體明徹を頼冠りせんとした政府與黨たる民政黨が大勝し現政府は存続するを以て、國體明徹は期し難き状態に立ち至れる等是れ等が平素國家改造を抱懐せる青年將校をして憤起せしめたものと思ふ云々。

(8) 大日本忠孝労働組合長山崎常吉 帝部事件に對する批判は別とし皇國未曾有の非常時局に際し、所謂昭和維新斷行の捨石となつた純眞なる青年將校の手に依り重臣財閥政黨等反國家的存在に對し天誅を加へたことは當然の歸結とは言へ全く感慨無量なものがある。我々は本事件に依り直ちに昭和維新が斷行せらるゝものとは考へないが、苟も事態を無視した政局の動向に對しては嚴重之れを監視し犠牲性を犠牲として終らしめてはならない。寧ろ今こそ軍民一致愛國運動の全國的賑起を促進し反國家的存在の絶滅を期し國家永遠の基礎を確立すべきである。

(9) 中部港灣従業員組合幹部森田平八郎 今回の青年將校の行動殊に大命に抗し奉つたことは全く恐喝に堪へぬが、其の犠牲的精神には同情するものである。此際之れが善惡を論するよりは吾々愛國労働團體としては此の犠牲性を最大限度に生かすことが何よりの急務である云々。

(10) 三河愛國従業員組合聯合會長鈴木高夫 今回の事件は退濁せる皇國を本然の姿に還元せしむべく青年將校に愛國分子の捨身の奉公にして、政黨、財閥、官僚の非國民的態度を徹底的克服する爲の犠牲性である。故に之れを側面的に援助することが吾人の任務であるが然し此際皇軍將校の眞意を汚したくない爲極力輕率を戒め一部上京希望者も阻止した譯である。尙一時死を傳へられた岡田首相の態度たるや一身の安全を第一義として畏くも御座機を憚り奉りつゝありたるに不拘三日間も國事を抛ち所在を明かにせざりしは其の理由の如何を問はず其身總理の印綬を帯びながら言語同断不忠の臣と云はねばならぬ。而して後繼内閣の顔は豫想出来ぬが少くとも時局を認識し内治外交に徹底的改革を斷行し得るものでなければ目下監視的靜觀的態度に在る愛國團體等は全國的に猛然激起し事態の困難となることは明白である。

(11) 東京聯合自動車中正會書記長藤井力 今回の叛亂軍の執りたる態度は恰も西郷隆盛が城山へ籠城したと同様其の意氣は諒とするも歸順の命に抗したことは實に遺憾である。斯る態度を一旦執りたる以上は首謀者たる將校は歸順の際其の場に於て瀧く自決すべきである、其の點に於て野中大尉の態度は賞讃に値するものである。要するに心境は之れを諒とするも態度に對しては好感は持てぬ、岡田首相の生存は喜ばしいことであるが彼の逃避は首相として國務を忘却した責を免れることは出来ない、高橋蔵相の逝去は國實の財政家を失ひたる點に於て忍び得ざるものがある。此際皇の強力内閣の出現を希望すると同時に叛亂軍の首謀者に對しては再び斯る不祥事件の發生を防止する爲め嚴罰に處せられんことを要望する。此事件は國內全労働組合に對して影響はあ

るまいと思はるゝが我が中正會は内部統制に充分意を用ひなければならぬ云々。

(12) 玉軍従業員組合前組合長有馬豊太郎 今回の事件は爲政者及財閥等の不義を爲す徒輩に對する懲罰になり得たことは喜ぶべきことである、然し叛徒の執りたる態度に付ては日本軍人として不可解の點が多々認めらる叛徒の將校は荒木、眞崎兩大将等と一脈相通し居りたる關係上自己勢力の過信と社會情勢の認識不足より敢て此事に出でたることならんも一度歸順の命降下に當りては辭く退去すべきものと思ふ。又一旦大命に抗して山王臺を守つたならば正規軍と一戦を交へ自決すべきものと考へる、岡田首相の逃避行爲延て上御一人のみならず國家萬民を欺瞞せる點は輕からざる罪である、此の事件は單に軍部勢力の暗闘より一步も出でざるものにして民間右翼團體との間に何等の聯繫なきものと思はれる従つて労働運動には何等の影響なからう云々。

(13) 全日本労働總同盟會長松岡駒吉 今回の事件は事件其のものよりも因つて生じた原因を知ることが必要である、其の原因が若除せられざる限り假令事件は收まるとも又如何なる不祥事が繰り返へざるやも計られぬ、而して今回の事件は金權政治が永く行はれたことが主因で農村の疲弊困憊等が救はれざる限り水久に不安が残ると思ふ又産業及労働の統制は吾々が積年主張し來つた處で日本銀行の國有と重要産業の國家經營、不勞所得の果進課税等に依り國防費及農村救済費等に充つることが必要である、兎に角國實の存在であつた高橋蔵相を殺害する等軍隊が斯る手段に出でたることは洵に遺憾に堪へない、今後吾々は輕率妄動を慎しみ此事件の爲めに從來の運動方針を變更するが如きことは絕對

にせぬ、吾々は從來より一層産業協力精神に依り邁進するのみである更に又政治的にも從來の如き形式論に提はれ安部黨首の内審入を拒絶すると云ふが如き態度を採らず是なりと信ずる際は進んで參與し又一面如何なる問題にも迎合的に參與すると云ふが如き態度を排し飽く迄無黨派乃至労働組合としての本來の使命に向つて運動を進むる方針である云々。

(14) 官業労働總同盟中央委員長西浦宇吉 帝釋事件の動機並決行の當初は何等私心無く國家觀念の發露と思ふも勅命に抗したる一事は全く光輝ある皇軍の歴史に一大汚點を印したるものにして諸外國に對し拭ふべからざる一大恥辱である、高橋蔵相は國實的存在であつたが其財政策に付ては批難さるべき點もあつた爲めそれ等が今回の原因を爲したるものと思ふ、軍部は滿洲事變後政治的にも進出關與するに至り民間側に軍部横暴の聲ある際更に今回錦旗に反抗したるは益々軍民離間と怨嗟的になるであらう。今後は左翼並に極右思想の排撃こそ國家國民の爲である、後繼内閣に付ては現状維持的舉國一致は絕對に之れを排撃すべきであると共に國民大衆の生活權擁護は社會民主主義に依る社大黨の主義主張に據るの外途なきことを力説したい云々。

(15) 海員協會東京出張所長元廣昇、相澤中佐の辯護人滿井中佐は公判庭に於て「重臣財閥は皇軍を私兵化する」と述べて居るが今回の事件こそ一部將校が陛下の軍隊を動かして此の暴舉を敢てしたのであるから之れこそ一部の者の野望達成の爲めの皇軍私兵化であると言はざるを得ない。假に二歩譲つて此の暴舉が半職業的の少數將校のみの行動ならば多少恕すべき點もあるも無垢の兵卒に賊軍の汚名を附せしむるに於ては將來軍人たるべき子弟を持つ者の

一大考慮を要する問題である。外敵に衝るべきを本分とする軍人が使らに政治に關與するが如きは軍人の本旨に悖るも甚しきもので若し政治に缺くる處ありとするならば何故政治家として立つて其の改革に當らぬかと言ひ度い。今回の遭難者たる齋藤、渡邊、鈴木等共に軍人として其の抱負經綸は遠く青年將校の及ぶところではなく高橋蔵相に至りては全く國實的存在であつた。然るに軍人が大擧是等の者を殺害し世界に誇る日本軍人の眞價を失墜せしめ國際信用上に一大損失を蒙らしめたる其の理由の如何を問はず天人共に許すことの出来ない問題である云々。

(16) 東電従業員組合委員長岩永榮一、統帥權干犯國體明徹に憤激し今回の事件を惹起せしめたとするなれば他に犠牲者もある筈であるが今回犠牲になつた人々から推察して國家革新の目的にあるものの如く然して目的を達成するには軍政より他に方法なく荒木、眞崎兩大将に使職されたものと思料す、若し軍政を目的としての行動ならば今回の犠牲者のみにては到底効果を期したりとは思はれぬ即ち政治機構を左右する時間犠牲にしてこそ其の目的は達成出来るも蔵相のみの犠牲にては其の目的達成は不可能であると思ふ、如何にしても軍隊が斯る行動に出でたることは遺憾に堪へない云々。

(17) 日本労働組合全國評議會委員長加藤勤十、今回の事件は直接國民に關係なく軍の最高部の勢力争ひが遂に一方的暴舉となつて現れたに過ぎない、故に一般市民が冷靜であつたと云ふことは畢竟何等の關係なく對岸の火事を見る如き氣持であると同時に軍部に對してすら軍部が考へて居る程國民大衆の信頼がないと云ふ證據である、今回の事件位國內的にも對外的にも國威國權を失墜

したものはなく日本國民として遺憾に堪へぬ一日も早く軍部不統制の宿弊を一掃して之れに因り起る障害を克服し統一の爲めに邁進を希望するものである、叛亂兵の行動を見るに名を尊皇討奸に藉り自己の憤憤を晴さんが爲めに無断に皇軍を私兵化し料亭、ホテルを占據し市民に迷惑をかけ酒食に耽りながら尊皇とか正義とか大衆に呼び掛くるが如きは言語道断にして軍人の風上に置けざる徒輩なり、其の罪萬死に値する事如何なる立場に在るとも大命降下すれば直に服従すべきであるに不拘之れに反抗したるが如きは直ちに銃殺に處すべきである、彼等の雄起は今日起れる各種事件に對する當局の處置が誤れる結果と一部大衆は彼等の行爲に英雄的贊辭を投じた者がある之等を考ふる時之又多少の原因なきに非ずと考へらる、又彼等の背後には常に眞崎大將があり煽動したることは見逃すことが出来ない、事件勃發に際し之れが眞摯方針に關する軍首腦部の態度は何れも釋然たらず軍事參議官中植田、寺内兩將軍が最も強硬意見を主張せりと云はれて居る、事件勃發以來四日も永引きたるは香椎司令官が眞崎大將の直系にして眞崎の意の如く動く人物なるにより戒嚴司令官となる際も相當問題となりたる人物なり之れと共に川島陸相が一ロポットに過ぎざる存在にて如斯事件の解決が延引したものである、渡邊教育總監の襲撃は自分も同様の關係上三十年前總監が大尉時代に上京して恩恵を蒙りたる關係上總監の人となり最も良く知る一人である、將軍は現軍部内に於ける學者的人物にして川島陸相とは常に軍の統制問題其他に關し協議せるが之れが一時間も出でずして眞崎一派に洩れ眞崎一派より川島陸相に質問の際には全て渡邊總監がやれと云ふからやつた等と責任を總監に轉嫁しつゝありたる等

より今回の犠牲となつたもので眞崎大將こそ此際自決すべきである、渡邊總監に集りたる軍人は何れも今回の事件に對し眞崎一派の執りたる行爲は軍人として風上に置けぬものであると極言して居つた、高橋藏相の死去は現在我が國のブルジョア財政々策上必須の人物にして又世界的にも我が國財政の信用を雙肩に負ひ國民等しく信頼して居りたる政治家を失ひたるは國家の損失なるのみならず痛恨に堪へぬ、或る一部の人は今後議會内に於て軍部豫算に付て批判質問を加へる人がないであらうとの聲を耳にするが吾々の考へは從來より一層深刻なる質問例へば「軍部は國家の重臣を殺す砲や弾丸を買ふのか」と云ふと出来ないとも限らぬと思ふ、吾々の組合は從來の方針を直ちに變改する様なことはなく何の關係もない、今回の事件は結局は政治的には何物もなく憤懣で事を起したに過ぎない之れが爲め上御一人の觀望を備まし奉りたることは國民として等しく恐懼に堪へざる次第である。

(18) 同上組合組織部長高野實、五・一五事件及相澤中佐の公判等が今回の事件發生動機を生むんだものと思ふ、事件の社會的影響は五・一五事件と異り陛下の股肱を私兵化したる點に於て一般國民の同情を失墜し國民の輿論は逆賊として重罰を要求するであらう又國際的には日本軍隊の誇りに一大汚名を與へたことと思ふ又社會運動に對する影響を觀るに反動ファッショ勢力は今回の事件の結果新生強力内閣の出現と完全なる軍部の結果愛國の名の下に結集せる諸團體は無能化し發展性を失ふであらう之れに反し吾々の労働組合運動は或る程度自由進出を見ることと思ふ、我が全評は今回の事件に依り何等方針を轉換するものにあらず依然資本主義を否定し階級的労働組合として邁進するものである。

(19) 同上組合中部地評執行委員長近藤信一、今回の事件の目標が重臣プロック並資本家打倒にあることは窺るるも昭和維新が斷行され軍政府が樹立されたる曉には國防に名を藉り軍事豫算の甚大なる編成がなされ無産大衆は從來資本家に擽取せられたる以上に課税の塗炭に苦しむこととなり殊に無産者の政治的自由の獲得は議會を通じてのみ之れを望み得ることであつて軍部獨裁的政治が確立せらるるに於ては吾々無産大衆の解放運動は絕對今後不可能となる、故に吾々は労働者の立場に於て前述の如き軍部の獨裁的ファッショ行動に對しては絕對反對するものである。

(20) 日本交通労働總聯盟常任書記島上善五郎、今回の事件の根本原因は軍部上層部の暗闘不統一より起りたるものにして今日迄軍内に起れる各種事件に對する體積が一度に爆發したものである軍部は常に皇軍の團結統一と稱し表面上如何にも統制全きかの如く装ひつゝありしも今回の不祥事件に依り其の不統一を暴露したものである然し乍ら傳統を誇る陸軍が一部なりと雖も反亂の形に於て現れたことは空前の不祥事にして又吾國民として遺憾に堪へざる處である、過般の總選舉の結果を見ても國民大衆はファッショ的政權を歓迎せざるは明白である然し今回の事件に依り次期内閣がファッショ的政策の強行に出るの事は明らかなるも雖も漸次國民の意思を理解し政策改造に轉換することと思ふ、早晩は國民の總意を反映する内閣の出現するは明かにして今度の事件其のものに對し大衆は好意を有して居ない、我國に於ては現在の處ファッショ革命もプロレタリア革命も近き將來に於ては考へられぬ軍部の對外政策は稍々強硬になるかも知れぬが戰爭等の如きは可成避けて進むものと思はれる労働組合及無産政黨が今回の事件に大なる

る衝撃を受けたことは明かにして労働組合及無産政黨が餘りにも力が弱いことが判然とした然し今後は從來の如く徒らに表面上騒激なる言辭を弄するが如きは自ら反省せられ運動も亦歩一步健實な足歩で進むこととならう、事件の影響に依り反ファッショ的組合が日本主義に轉向して行く様なことはないと思ふ吾々が交際としても從來の方針通り何等變化するものではない、最近の労働組合は政治的にも經濟的にも何れも積極的に前進しつゝある傾向にあつたが自然二の足を踏む様になると思はれる、吾々は暴力革命絕對反對の立場より運動を進め健實なる組合主義確立の爲め邁進するのみである。

(21) 東京交通労働組合幹部河野平治、今回の事件を卒直に批判すれば軍部の革新派が直接行動に依り急速にイデオロギイの實現を爲さんとしたもの云へる、而して此動機及目的には敬服すべきものがあるが其の手段方法は遺憾であり絕對反對である、各方面に對する影響としては財閥及特權階級の一部は自ら反省せらるるであらうが吾々階級には惡結果を招來してゐない、叛亂軍の指導者は今回の事件を相當計畫的に進め斷行したるものなるが陛下の軍隊を動かしたことは其の罪萬死に値するものと思はれる又陸軍首腦部の態度は餘りにも手緩い感がある、今回の事件に依り國民の軍部に對する信頼は多少失墜したものと思はれる、労働組合にありては叛亂事件の動機目的が顯起趣意書に依つて觀るに國家觀念の問題に付ては統帥權干犯、國體明徴、私有財産制度の改革が含まれてゐるので之れには、賛意を表すると共に將來好結果を來すものと思はれる、我が組合の方針は本事件に因り變化を來すことはない云々。

(23) 東京市従業員組合幹部谷口伊次郎、彼様な無茶な行動に對しては反對するものである。第一今回の事件が成功された場合は我々の左翼的労働組合は危険に遭遇したであらうと感じたが事件に對し大衆の支持がないこと又叛亂部隊の行動が官廳方面の局部的占據で財界方面の擾亂がなされなかつたので大したことはないと思つた。又今回の事件で右翼とか「ファッショ」とか云ふものは無茶なものであると云ふことが一般大衆に認識されたと思ふ。寧ろ此の反動で吾々の無産運動は有利に展開されると思ふ。

(24) 江東一般労働組合執行委員長福本直二、組合の運動は五・一五事件より以上内面的には萎縮し外面的には壓迫を受け従来より

三、日本海員組合評議員會狀況

海員組合にありては本月二十日日本部に於て第四回評議員會を開催せり。出席者堀内組合長外百三十名位にして来る五月の年度大會の準備事項其他を協議せる。席上常任顧問濱田國太郎は袈裟衣の姿にて出場し「濱田は今日限り海員組合の常任顧問其他他組合會議顧問等運動戦線の一切の役員を辭任し眞の宗教家として金比羅大権現を守り海上の平和と國運の發展を祈る云々」と引退を表明し、次で引退の理由を明らかにすると現幹部其他に嫌味を述べ、就中堀内組合長一派が自己の追ひ出し策に狂奔したるが如き言辭を弄し珠數を振ひつゝ悠々退場せり。此時堀内組合長の發言にて一同起立し之れを見送り更に堀内より「濱田常任顧問の引退は遺憾に堪へないが已む得ない、金比羅山の經營竝に濱田の勞に酬ゆる方法は後日幹部會に於て具體的に決定したし」と挨拶を述べ滿場一致濱田の辭任を承認せり。

而して濱田の常任顧問在職は新海員組合との對立を益々悪化せしめたるのみならず、最近濱田は再び組合長たらんとして

種々策動する處ありて、組合内部の内訌漸く表面化さむとしつゝありたる際として此辭任は寧ろ海上戦線に光明を與へたるものなりとして組合竝に關係團體等は喜びつゝある狀況なり。

四、亞細亞労働會議大會延期狀況

日本労働組合會議にありては本誌に數次既載の通り亞細亞労働會議第二回大會を日本に於て開催すべく計畫し、去る一月十三日の擴大執行委員會に於て之れが準備委員として鈴木文治外九名を擧げ爾來右準備委員間に於て協議の結果来る四月八日より三日間東京に於て開催することに決定し、去る二月四日組合會議々長松岡駒吉の名を以て亞細亞労働會議加盟國に夫夫招請狀を發する處ありたり。之れに對し印度労働團體代表バツケールより印度側代表は来る四月二十八日コロンボ發翌五月十六日神戸著豫定にて來朝の旨返信ありたるを以て、開催期日を来る五月十八日より三日間東京の日本労働會館（總同盟本部）に於て開催することに變更し、大會準備委員會等を開催して出席代表者の歡迎方法提出議案等を決定して著々其の準備を進めつゝありたり。

然るに本月二十二日突如印度労働團體代表より「第二回大會を本年十月頃迄延期され度き旨」來電あり、之れに對し組合會議は翌二十三日「延期不能」の旨返電したる處、本月二十五日更に印度側より「四月出帆不能」の電報ありたるを以て遂に豫定の五月には開催不能となり、大體来る十月頃迄延期の已むなきに立ち到れるが、近日中亞細亞労働會議々長鈴木文治名を以て關係各國労働團體等に正式延期通知を發する模様なり。追て印度側の延期申込みの原因理由等は目下の處不詳なり。

五、日本産業労働俱樂部理事會狀況

以上の苦難の道を通るものと思ふ而して組合の政治活動は縮少され經濟運動にのみならん。

(24) 東京市登録労働者協議會幹部柴田千太郎、今回の一部青年將校の革新運動は大家に基礎なきもの故失敗に終る現在の社會情勢を無視した急進的な政治を實施する場合に却つて平穩なる社會を混亂せしむるものである。今回の事件に遭遇せる我が財界と人心は共に混亂することなく平然たるは我國の健全なる財政を物語るものである、更新される政府は國民生活の安定を第一義とせず軍備の充實を第一義とするときは國民の期待を裏切ることとなる。

日本産業労働倶楽部にありては本月二十日本部(麹町區有樂町一ノ四)に於て常任理事會を開催し新黨に對する態度及日本労働界に對する對策を左の如く協議決定せり。

(一) 新黨に對する態度 西山仁三郎より吾が産勞は曩に申合せし如く政治的には深入りせざる方針なるが、過般の帝都不祥事件以來愛國政治團體愛國労働團體等の間に於て新黨結成の運動あることを聞く、産勞としても政治的方针を確立せざるべからずと考へ居るが今回の新黨組織中心メンバーを見るに從來の運動經歷に於て何れも定評ある者なるを以て産勞としては凡ゆる方面の意見を求めたるが加盟せざる方可ならんとの意見多數なるに付き吾々は最初の申合せの如く新黨組織に對しては靜觀的態度を以て進み度し、亦新黨組織の中心人物は何れも一人一黨主義者にして何等の組織を有せず其處に組織を有する産勞が新黨に加盟するにせば必ず誤解を招くこととなり組織自體に影響あること考ふる爲め、産勞は獨自の立場を以て進むことが最も正しきものなりと思料す云々と述べ異議なく承認。

(二) 日本労働界に對する態度 大久保秀治より警視廳當局竝に神奈川縣廳と交渉したる顛末を説明し、現在の状況よりして戒嚴令は何時解除せらるるや見透し付かざるを以て準備等の關係ある爲め本年は取止むる考へなり云々と報告し、種々協議したる結果各所屬組合幹部少數に於て四月三日午前十時に本部に集合の上明治神宮竝靖國神社等に參拜することに決し、尙五月一日メーデーを舉行する場合は何等かの對策を講ずることを申合せり。

農民運動の状況

一、農村關係諸團體の動靜

(一) 農政諸問題に對する聲明 帝國水産會、帝國農會、全國山林聯合會、産業組合中央會、全國養蠶業組合聯合會、日本中央蠶絲會、全國耕地協會、農村更生協會、中央畜産會の農村關係諸團體に在りては三月九日各團體代表者會合し廣田新内閣に對する農政諸問題の要望に就き協議を爲したる結果、「新内閣は農山漁村民生活の安定向上を圖るため土地制度、負擔均衡、價格調整、金融改善、協同組織化等の根本的政策ヲ斷行すべし」との聲明を發表することに決し、即日之を發表せるが其の後右聲明の具體化に就き關係團體の意見を取纏中の處同十一日別記の通り成案を得たるを以て不日關係各省に對し之が實現方に就き陳情する模様なり。尙最近新聞紙等に於て報導せらるる農林、商工兩省合併問題に關し關係諸團體に於ては之に反對し同二十三日帝國農會より「最近行政機構改革の名の下に農林商工兩省を合併して産業省を設くべしとの説ありと聞く斯の如きは農山漁村と都市との利害融和を圖る所以に非ざるのみならず農山漁村に對し徹底せる對策を行ふ爲め大なる阻止と爲るものたるを確信し吾等は産業省設置に絶對反對を表明するものなり」との反對聲明を發表せり。

(別記)

一、統一農林行政機構ノ確立

(一) 農林水産行政機關ノ強化

(二) 中央及地方ノ對農山漁民行政機關ノ整理統制

(三) 補助金制度ノ根本的改善

農民運動の状況

(四) 農山漁村經濟及農山漁民生活ノ調査事業ノ整理統制

(五) 農林水産團體ノ統制

二、農山漁村民利益代表機關ノ充實

三、土地制度ノ改善

(一) 適正ナル小作法ノ制定

農民運動の状況

- (二) 自作農ノ維持創定施設ノ擴充
- (三) 耕地政策ノ確立
- (四) 國有林野整備計畫ノ實施
- (五) 農業水利權ノ確保
- (六) 森林治水事業計畫ノ確立
- (七) 漁業權制度ノ強化
- 四、滿洲農業移民政策ノ確立
- 五、負擔不均衡ノ是正
- (三)(二)(一) 國稅及地方稅ニ互リ稅制ノ根本的革新
- 地方財政調整國庫交付金制度ノ確立
- 地方行政制度ノ合理的改造
- 六、價格ノ調整
- (三)(二)(一) 米穀政策ノ確立
- 蠶絲政策ノ確立
- 肥料政策ノ確立
- (四)(三)(二)(一) 農林水產物關稅政策ノ確立

- (五)(六)(七) 農林水產物輸出増進政策ノ確立
- (六)(七) 農林水產物ノ生産調整及販賣統制施設ノ確立
- (七) 農產漁業重要必需品ニ對スル價格調整政策ノ確立
- 七、金融ノ改善
- (三)(二)(一) 農林水產金融機關ノ整備充實
- 農山漁村負債整理施設ノ擴充
- 生産的施設ニ對スル低利資金融通ノ潤澤且簡易化
- 八、協同組織化ノ獎勵
- (一) 農山漁村ニ於ケル協同組織化ニ對シ統一アル積極的政策ノ確立
- 九、其他
- (三)(二)(一) 農林水產業保險制度ノ確立
- 農山漁村災害復舊制度ノ確立
- 農山漁村民教育ノ根本的刷新
- (四)(三)(二)(一) 農山漁村福利施設ノ充實

(二) 農政諸問題に對する研究 帝國農會に於ては三月十七、十八の兩日に互リ農政委員會を開催し農政諸問題に就き協議せるが「現下の國情は國防の充實と農村の更生を基調とせる強固なる國策の樹立を要望せられつゝあるを以て國防の整備と共に農村再生上必要缺くべからざる農林行政機構の革新斷行、農村產業團體の機能發揮に對する助成、農村產業團體の統制斷行、米穀自治管理法案外二件の制定、產繭處理統制法の制定、肥料業統制法の制定、負擔均衡の實現、農家負債整理の徹底的助成並農村金融の改善、農會技術員の俸給國庫補助増額、農業保險制度の確立の諸政策を斷行し以て農民生活の安定を

期せられんことを切望す」ることに決定し各事項に就ては不日夫々關係方面に陳情することとせり。尙農村問題の根柢を爲す土地制度に關し小作問題、耕地分配問題、國有林野利用問題等に付改革を要する事項頗る多きを以て土地制度調査會を設置し具體案を作成することとせり。

(三) 農村對策實現促進運動 三月十六日兵庫縣產業獎勵館に於て關西二府十七縣農會代表者二十八名會合し關西府縣農會聯合會臨時總會を開催し現内閣は非常時局に處し昭和維新の善政斷行を以て重大使命とし特に農村振興に重點を置くべき旨聲明せるを好機とし既往の彌縫的諸政策を排し救済振興の根本策の實現を要望することとし「新内閣ニ要望スベキ農村對策並其實現促進方法ニ關スル件」に就き協議を爲したるが政府に要望する農村對策として掲ぐる處は「農產物の價格を生産費以上に維持せしむる適切な政策を講ぜられたきこと、農村公課負擔の均衡を圖られたきこと、農村負債整理の根本國策を樹立斷行せられたきこと、肥料國策を確立し農業生産費の軽減を圖られたきこと、農業保險制度を確立せられたきこと、農會技術員俸給國庫全額補助の實現を圖られたきこと、農村行政機構の革新統一を斷行せられたきこと、農村自治産業機關の機能發揮せしむる爲積極的政策を講ぜられたきこと、農村產業諸團體の統制を圖られたきこと」の九項目なりとす。尙「來るべき特別議會に於て重要農政法案の實現貫徹を期すべき適切な對策に關する件」、「農林商工兩省合併に對し反對聲明に關する件」を附議可決せるが以上諸案件は夫々關係各省に對し之が實現方に就き陳情すると共に全國系統農會に對し本決議の趣旨を通報し全國的に輿論を喚起し之が運動の強化を圖ることとせり。

(四) 農村工業の指導統制 産業組合中央會に於ては全國に於ける農村工業品を取扱ふ販賣組合、同聯合會其の他の團體間に於ける連絡、農村工業品の販賣其の他農村工業品の販賣並生産改善に必要な事業を行ひ以て全國の農村工業の發達を圖

る目的の下に三月十七日全國關係者百餘名の會同を求め全國農村工業品販賣所設立を協議したる結果之を設立することに決し同販賣所規約を可決し理事(五名)監事(二名)の選任を行ひたるが理事長に全販聯有働良夫を擧げたり。

(五) 産業組合大衆化計劃 全國産業組合青年聯盟全國聯合に於ては今回産業組合大衆化計畫を樹立し三月十九日全國府縣系統聯盟に指令し積極的の活動を促す處ありたるが其の骨子とする處は「町村聯盟の強化、組合組織の大衆化、組合經營の大衆化計劃を樹立尙産業組合各種系統機關の絕對利用促進計劃、盟友各自の必行事項、組合事業の具體的助成計劃、全購聯家庭業の普及計劃、組合未加入者解消促進計劃、家の光普及及家の光會充實計劃、協同先驅普及計劃に關しても必ず具體的計劃を樹立すべきこと」を指示し又産業組合大衆化の目標は第三回全國大會決議に依るべきことを主張せるものなり。

(六) 真正選舉選出代議士對策 産業組合青年聯盟全國聯合、全國農村産業組合協會に於ては「新代議士に正確なる産業組合に對する認識を得しむることは焦眉の急務なり」とし三月七日全國産青聯に對し「各府縣選出代議士を適宜懇談し産業組合及農村關係諸法案に對する組合側の意見の徹底に努力すべきこと」を指示する處ありたり。

二、全國町村長會の運動

本會に於ては多年都市と農村間に存する國民負擔の不均衡を是正し町村財政を救済するの目的を以て、地方財政調整交付金制度の設定方に關し屢々政府當局に對し要望し來れるが遂に明年度豫算に於て之が措置を講ずることとなり。然るに本會に於ては之を以て微温不徹底なりとし、今度新内閣の成立を見庶政刷新を期するを好機として、既に編成せられたる豫算に於て大に修正増額を加へられ以て地方住民生活の安定を期するの途を講ぜられ度き旨三月十七日總理、内務、大藏、農林各大臣に對し「地方財政調整交付金制度ノ儀ニ付陳情」書を提出し、尙各道府縣町村長會長に對し本會と相呼應の下に最善の

措置を講ぜられ度、就ては至急關係各大臣に對し右に關する陳情書の提出方を通達せり。

三、雪害救済運動

本年冬期は全國各地に互り降雪多く數十年來曾てなき積雪を見たり。随つて農作物其の他の被害は相當大なるものある模様にして尙全農、社大黨、縣・市・町・村會、系統農會等が中心となり新潟、岐阜、福井、秋田、山形、福島各縣下に於て之が雪害救済運動を起しつゝあるが本運動は特別議會の切迫と共に益々擴大熾烈化するに非ずやと認められ今後の動向に就ては相當注意の要ありと認めらる、目下の狀況左の如し。

(一) 新潟縣下に於ける運動

(1) 全農新潟縣聯、社大黨新潟縣聯幹部代議士三宅正一、稻村隆一、縣會議員石田有全、高田市會議員沼田雅二、縣會議員井伊誠一等は新潟縣下に於ける雪害は極めて大なるを以て速かに救済對策を講ずるの要ありと爲し、二月二十五日各所屬支部に對し「東北、北陸地方の雪害に對し特に根本的對策の樹立さるべきは當然なるにも不拘未だ放置され居るは残念なり」として、此の際一大雪害救済運動を起し超黨派的問題として之が貫徹を計る爲特別議會を直指して各地區一齊に必要な運動を展開すべきこと、及市町村會議員を有する市町村に於ては市町村會に建議し、雪害對策運動に關する決議を爲し豫算を計上せしめ超黨派的に運動を展開すること、市町村會の決議を以て縣、國會に請願すると共に總理、内務、農林、商工各大臣、各政黨總裁、各地選出代議士、縣會議員に要請すること等を指令する處ありたり。

(2) 斯くて前記沼田は同二十六日高田市豫算市會に於て「雪害地方救済のため政府並關係當局に對し適切なる雪害對策を即時樹立方要望」の建議案を提出し滿場一致の賛成を見たり。尙全農縣聯常任執行委員會に於て縣當局に對し救済對策要望

の陳情を爲すこととし三月二日三宅、石田、稻村の三名は縣當局に對し救済對策を講ずる爲臨時縣會の召集方を陳情せり。

(3) 尙三宅正一(長岡市會議員)は三月四日長岡市長及長岡市會議長に對し雪害救済期成同盟會を設置し、以て猛運動を爲すべきことを建策せるに其の共鳴を得、更に農會、商工會議所其他産業諸團體の贊同を求め同日市民大會を開催せるが三百五十餘名の參會あり中途にて期成同盟會の設置を諮り之を結成することに決定し、引續き宣言決議を決定せり。其の後同十一日長岡市會議長名義を以て農林、鐵道、陸軍、海軍各大臣並仙臺鐵道局、名古屋稅務監督局長及同縣知事に對し陳情書を送付せり。一面三宅正一は本運動を社大黨本部の運動として進むべく建言する處あり、同黨に於ては三月十二日麻生、淺沼、河上、三宅、川俣、河野、片山の各代議士をして内務、農林、鐵道各省を訪問せしめ雪害救済方に關し陳情せしめたり。

決議

- 本會ハ雪害救済並防止ノ爲政府及縣當局ニ對シ左ノ件ヲ徹底的ニ要請シ飽クマデ其ノ實現ヲ期ス
- 一、被害地救済復興ノ爲地租、所得稅、營業收益稅並家屋稅、營業稅、諸車稅等ヲ減免シ且官營事業ノ中央集中ヲ排シ之ヲ地方ニ分設シ更ニ補助金、助成金ノ増額新設低利資金、勸業資金ノ融通ヲ新設擴大スルコト
 - 一、交通、運輸、通信等ノ重要機關ノ完全ナル整備ヲ期スルコト
 - 一、當縣下ニ政府ノ雪害調査機關ヲ設置シ根本的調査ヲナスト共ニ被害程度ニ應ジ救済復興ヲ講ズルハ勿論進ソデ雪ノ利用活用方法ヲ考究スル様永遠ノ方途ヲ講ズルコト
 - (4) 中蒲原郡白根町郷一町九箇村農會に於ては雪害狀況の調査を爲し縣當局に救済方の陳情を爲す様にして尙同郡村松町を中心とする二町八箇村當局に於ても救済要請に關する陳情書を作成し農林省其他關係方面に陳情すべく準備しつゝあり又南蒲原郡加茂町全農所屬各支部に於ても加茂郷雪害對策期成同盟會を組織することに決し近く陳情書を作成の上關係方面に提出する様様なり。

(二) 岐阜縣に於ける運動狀況

岐阜縣農山村更生會に在りては三月六日委員會を開催したるが、其の際雪害對策に關する件を附議し協議の結果、本年度の雪害は特に甚大なるを以て之が救済策として「國及縣に對し救済補助金を要求すること、政府米の無償拂下を要求すること」に決定し其の運動資料となるべき被害の實情調査を爲し、更に委員會を開き協議することとせり。斯くて直ちに被害調査に著手せるが其の後大體調査完了し三月二十日雪害對策協議大會を開催せるが、岐阜縣農會長其の他山林會、耕地協會、産業組合各町村長、農會長等二百數十名の出席あり別記決議要望事項を可決し、實行委員として町村長會長小池松三郎外四十七名を擧げたり。尙大雪害救済に關する陳情書を作成し總理、内務、大藏、農林各大臣及岐阜縣知事に提出することとせり。

(別記)

決議

- 一、縣ニ對シ至急雪害對策ノ爲臨時縣會ヲ召集シ救済更生ノ方途ヲ請セラレムコトヲ要望ス
- 一、國ニ對シ雪害救済對策ヲ請シ來ル特別議會ニ提案セラレムコトヲ要望ス
- 政府ニ對スル要望事項
 - 一、政府米特別拂下ニ關スル件
 - 二、雪害救済對策ニ關スル件
 - 三、農山村匡救事業ニ關スル件
 - 四、義務教育費國庫交付金ニ關スル件
- 雪害地方町村農會活動助成金交付ノ件
- 農業保險ノ制定
- 縣ニ對スル要望事項
 - 一、炭燼及炭小屋復舊費助成ニ關スル件
 - 二、災害林道農作道復舊費補助ノ件
 - 三、雪害地方ニ對シ農林產種苗購入補助又ハ無償配布セラレタキ件
 - 四、雪害改植助成金交付ノ件
 - 五、雪害荒廢地復舊補助ニ關スル件
 - 六、雪害地方醫療施設ニ關スル件

(三) 長野縣に於ける運動

三月二十七日開催の養蠶組合聯合會評議員會に於て養蠶共濟備荒施設雪害對策の件を附議し、

積雪に依る桑園の被害面積は二萬町歩に互り春蠶収入約三百萬圓の被害を豫想せらるゝを以て、此の際政府及縣當局に對し之が救済方を陳情することゝし、尙日本中央蠶絲會、全國養蠶業組合聯合會に對し之が救済實現方に就き善處方依頼することゝし、陳情委員に同會長を擧げたり。

(四) 福井縣に於ける運動 福井縣町村長會に至りては農産物等の被害は甚大なるものあるを以て之が應急對策實施方關係方面に陳情することゝし、三月十四日之が陳情書を作成し大藏、農林各大臣及福井縣知事に對し提出せるが、尙全國町村長に對しても相呼應して之が促進運動に参加方の依頼狀を發する處ありたり。又福井縣農會に於ても各郡農會と協力同様雪害救済方に關する陳情書を作成同十七日內務、大藏、農林各大臣並同縣選出各代議士及福井縣知事に對し提出すると共に、帝國農會長に對しても之が運動に盡力方依頼する處ありたり。

(五) 秋田縣に於ける運動 社大黨所屬代議士三宅正一、同川俣清音は三月十八日秋田縣當局に對し、雪害調査狀況を述べ、救済對策の實施を要望し、尙同縣横手町雄勝電鐵株式會社に至り雪害對策運動に協力方に就き懇談せり。

(六) 山形縣に於ける運動 (1) 新潟、東北各縣代表社大黨代議士三宅正一、同川俣清音、石田宥全等九名は三月十七日山形縣最上郡新庄町に來り、同町役場及積雪地方農村經濟調査所等を訪問し同縣に於ける雪害の狀況等を聴取し、同日之が對策に就き協議會を開催し、「雪害は東北地方窮乏の一大原因なるを以て社大黨は政治問題として之を取上げ各政黨と連絡し之が救済の應急根本的對策を樹立せしめ社大黨は之が指導的立場に於て運動を展開すること、東北振興調査會に新潟縣を加へ目的を達成する様政府に要請すること」等を決定し、尙四月十日頃より關係各縣に於て雪害對策の輿論喚起の爲遊説することゝせり。

(2) 米澤市會は二月二十四日雪害救済方陳情に關する決議を爲し、同二十六日同市會議長名義を以て雪害救済方に關する意見書を内閣總理大臣及各省大臣に提出せり。又三月八日東置賜郡宮内町に於て米澤、東西南置賜一市三郡の市町村長、郡市農會長等七十餘名會合し雪害對策協議會を開催し協議の結果、關係各方面に救済運動を爲すことゝし之が實行委員を擧げたり。其の後實行委員會に於て陳情書を作成し代表者十數名は之を携へ關係各省に陳情せり。尙北村山郡農會にありては同郡榑岡町に於て雪害對策協議會を、又三月二十五日同郡町村長會主催の下に同様協議會を開催して、要望事項として稻田苗代對策助成金要望、果樹被害對策要望、桑園改植助成金交付方、綠肥種子現物配給方等を決定し、關係各省大臣に請願書を送附することゝせり。又政友會山形縣支部に於ては、三月二十一日山形市に於て雪害救済座談會を開き互に各地方に於ける雪害狀況を報告し、之が救済の切なるものあることを詳述する處あり、最後に政友會本部特派員佐藤代議士より「此の運動は繼續的に飽迄初志貫徹に猛進し中央に反映せしむる要あり」而して當面の重要問題は飯米、桑園、果樹園等に對する應急對策並交通運輸問題に關する恒久對策を來るべき特別議會に於て實現せしむる要あり」と所見を述べたり。尙最上郡新庄町に於ても右佐藤代議士等列席し雪害座談會を開催する處ありたり。

(七) 福島縣に於ける運動 福島縣耶麻郡町村長支會(三町二十四箇村長を以て組織)に於ては三月十三日雪害對策に就き協議會を開催し對策協議の結果縣當局に對し之が救済方を陳情することに決し同十九日陳情書を携へ關係町村長全員出縣し陳情する處ありたり。又南會津郡荒海村、檜澤村、河沼郡野澤町外五箇村、南會津郡朝日村外十箇村、河沼郡坂下町外一町二十四箇村に於ては各々雪害對策に關する協議會を開き、縣當局に之が救済を要望することゝし、其の後代表者は出縣して雪

害に対する救済施設方に就き陳情せり。

(八) 岩手縣に於ける運動 (1) 社大黨岩手縣支部聯合會長横田忠夫は東盤支部長等と協議の上雪害救済期成同盟を組織することに決定、之が趣意書を作成し盛岡市會議員其の他各方面に配布せり。

(2) 社大黨盛岡支部に於ては三月二十六日社大黨所屬代議士三宅正一、同川俣清吾の兩名を迎へ同日盛岡市内二箇所に於て雪害対策會(會同者は何れも二十數名)を開催せるが三宅、川俣より「東北窮乏の重要な原因たる雪害除去の爲雪害救済同盟を結成し東北地方の大衆運動として之を發展せしめ特別議會に之が救済を要請したし」と述ぶる處ありて一同之に賛同せり。

(九) 北海道東北六縣々會役員聯合會の運動 三月二十三日第二十四回北海道會並東北六縣々會役員聯合會を開催せるが、其の際「東北地方に於ける本年の激甚なる雪害地に對し速かに救済策を講ぜられ度し」との陳情書を作成し、東北振興聯盟と協力し關係各省を訪問陳情することとせり。

四、帝都不祥事件に對する農民組合の動靜

今次發生の帝都不祥事件は社會各方面に多大の衝動を與へたるが、農民組合方面にては比較的關心薄く、左翼的農民組合側が事件の結果反動的獨裁的政治への發展の危険性を増大せりとして、反動的ファツシヨ勢力に抗すべく反ファツシヨ戰線を統一強化する要あることを高調し、右翼的農民組合又維新の大業を志す組合として其の責任の重要性を加へられたりと稱しつゝも、僅かに組合幹部の談話乃至は聲明書の形式にて其の態度を發表し居るに過ぎず其の他には格別の動き無き實情なり。之れが概況次の如し。

(一) 左翼的農民組合の動靜

(1) 全國農民組合

全國農民組合にありては、今次叛亂事件は「陸軍内部の派閥鬭争により惹き起されたりと雖も資本主義的矛盾を曝露せる國民生活の實相が兵營に反映せる結果に外ならぬが故に資本主義的矛盾の必然的所産と稱すべきなり。

然れ共之れが結果は社會政策實現の可能性を増したる事實を否定し得ざること勿論なるも、更に反動的獨裁政治への發展の危険性を促進したることは絶對的なり。」として斯かる情勢下に於ては「労働組合農民組合知識階級其他一切の進歩的要素を結合し反ファツシズム戰線を統一し、勤勞大衆の生活防衛のために積極的に鬭争することを決意するの要あり」と期する所あるものゝ如きも、未だ格別の動きあるを認め得ず。

次に彼上全農總本部の態度を窺知し得べき本部員の言動並に所屬聯合會の動靜を掲ぐべし。

(イ) 中央常任委員岡田宗司の意嚮

岡田中央常任委員は今次事件に關し次の如き意嚮を漏らす所ありたり。今回の事件は一部青年將校の派閥より起れる宿弊を一掃せんため驟起せるものなるが、之等の行動は何等大衆の上に基礎なく驟起趣意書の内容に依るも漠然として居り、五・一五事件よりも國民大衆の支持なく所謂陸軍部内の不統制を曝露せるものである。

後繼内閣は軍部ファツシヨ的傾向が深まつて行き我々労働者農民に對し今後一層の制壓を加へらるゝものと思ふ、然れ共全農自體の日常鬭争に關しては何等變りはない。

(ロ) 新潟縣聯合會の政治的態度

全農新潟縣聯合會にては今次事件に對する組合の態度として三月二十五日付を以て社會大衆黨縣聯合會と共同し次の聲明書を發せり。

要明書

一・二・二六事件に對する我等の政治的態度

(一) 一・二・二六事件は資本主義的矛盾の必然的所産なることは論を俟たない。即ち民衆生活の窮乏が兵營に反映した結果に他ならぬ。

(二) 然し乍ら此の場合事件の中心が青年將校である限り彼等の主觀的意圖の純真と善良にも拘らずその理論的指導者が明白に反動的ファシストである限りそれは労働階級農民階級にとつて重大なる危険を包蔵する反動政治を招來するものなることを忘れてはならない。五・一五事件に於て明らかなる如く之等の事件を利用して逆用し軍政府の樹立を希望し或は企圖する者があつたかに傳へられて居る丈その危険性を充分に包含するものである、彼等右翼反動の多くは我々を「フリーメンソン」結社である等と云つて居る輩であるが彼等は斯る事件を逆用し青年將校の犠牲の下に自己は何等の犠牲を拂ふことなくして野蠻なる復古的反動的な政治を企圖する最も狡猾陰險卑怯なる労働大衆の絞首人である一方ブルジョアも自己の自由主義的殘滓を清算し此の如き政治的傾向に追隨粉飾し労働大衆の政治的進出を極度に弾壓するに決つて居る。

(三) 斯る情勢に於て我々當面の重大なる任務は此の事件が惹起したる政治的客觀的條件を如何に處理するかにある、而して斯る條件の下に於ける我々當面の主要任務は反ファシズム闘争を強化し日々狭められつゝある労働大衆の政治的自由確保の爲めに最後の線を守守することである、世の自由主義を否定しその揚棄を主張する多くの者は毫も自由主義の歴史性を認識せず不知不識

の中に反動と復古とファシズムの擡頭に協力するが如き愚を爲して居る。我々労働階級農民階級の解放運動は眞の意味に於ける自由民権運動の繼承者でありその發展の産物である。

(四) だが我々はブルジョア的自由主義や平和主義が最早や過去の遺物であり何等の進歩性もない無力のものであることを知つて居る。従つて自由主義の復古を夢みるものでもなく又プロレタリアと農民の立場から協力すべき何等の自由主義的政治勢力のないことをも知つて居る。

(五) 然し乍ら同時に我々は一切の反動的復古的強權的要素との政治的結合を断じて排斥しなければならない、我々労働大衆の政治團體は他迄永遠に民権の擁護者であり、その政治的自由の爲めに戦ふものである、そののみが眞に正しくブルジョア自由主義を止揚し反動勢力とファシズムを撃破するものである。

(六) 何れにせよ現下の政治的客觀的條件は労働階級最愚の反動的××的獨裁政治への發展の危険性を包含し右翼運動の多くは彼等の意圖の如何に關らずそれは労働大衆の職權を破壊し國家資本主義トラスットの完成に協力する以外何物でもない。

以上の見解に立ち我々はA一切の反動的暴力的ファシスト勢力に對し労働組合、農民組合、知識階級その他一切の進歩的要素を結合し反ファシズム戦線を統一結成することB労働組合、農民組合の會議を開催しそれを主體として無産黨議員その他の議會勢力を督勵動員し労働立法、農業立法、社會立法促進の爲に戦ふこと即ち五・一五事件、一・二・二六事件等は一面に於て反動政治を促進すると共にその半面に於て社會立法その他社會政策の實現を可能ならしめたことは明らかである。

我々は勇敢に前進しなければならぬ。

一九三六、三、二五

社會大衆黨新潟縣聯合會
全國農民組合新潟縣聯合會

以上が我々の遂行すべき二つの任務なりと信する、若し我々にして反動政治と戦ふ氣魄なく又我々の組織にして、議員にして民衆生活窮乏の唯一の打開策として農業立法、労働立法獲得の爲に之を妨害するブルジョアジリと戦ふ氣力なくばそれは我々の死であり、反動ファシズムの凱歌である。

(2) 北日本農民組合 北日本農民組合執行委員長玉井潤次は事件發生當時「事件は其の性質上全く見透しなきも、ファシヨの後繼内閣出現するに於ては我々の運動方針の更改又止むを得ざるべし」と其の意嚮を漏らす所ありたるが、其の後何等の動きなき狀況なり。

(二) 右翼的農民組合の動靜 (1) 日本農民組合 日本農民組合にありては、事件直後平野組合長が「今次事件は一部青年將校が種々の問題に刺戟せられ國家革新の運動として騒起せるものなるも、之れを以つて根本的改革は出來ぬ。而し政府は將來漸進的に改革の方針を樹立するものと思ふ」と感想を述ぶる所ありたるのみにて組合の態度を明にする所なかりしは勿論其の後に於ても何等動きなき狀況なり。

(2) 皇國農民聯盟 皇國農民聯盟にありては、今次叛亂事件により昭和維新の大業を志す國民に課せられたる任務は加重せられたりとなし、此の際各方面と協力農民の自覺を促進し合理的改革に依る農村建設に邁進するの要ありとして、三月二十七日開催の常任理事會に於て組合の態度を左の如く聲明する所ありたり。

要明書

近年我が國內外の事情は益々多難にして國民等しく決意を要するものがあつたのであるが、突如一・二・二六事件起りて今日昭和維

新の大業を志す國民に課せられたる任務は加重せられ一君万民の大業を奉じ眞に舉國一體の實を各般に渡つて具現する事が誠に緊急事となるに致つた。

日本農村は過去に強ひられたる政治經濟の矛盾により疲弊極度に達し道を失へる農民は溺るゝ者彙をも擱むの如く歐米直譯の反日本の思想に浸潤せられ悔ひない事と思想の困亂とは遂に紛争を各地に巻き起し何ものをも信ずることの出来ない非日本の自暴狂態を演出し犯罪を増加せしめ農村の日本の建設の重大なる障礙となつたのである、東亞に於て歐米に於て風雲急ならんとしてゐる今日如何なる事態が起きようとも、いやがおうでも東亞皇化の大計を遂行しなければならぬ大使命に生きておる皇國日本、そして農村が斯如状態にて放置さるゝならば誠に寒心に堪えないところである、當局も農民も深く内省し宿弊を打破し官民一體根本的對策の樹立とこれが積極的進行とが今こそ深く期せられねばならぬ。我等皇國農民聯盟は一君万民の大義を奉じ農村全體運動を通じて農村の合理的改革を期すると共に反日本主義的農民運動を克服し地主小作の自覺による農村平和實現のために邁進し來つた、此れ偏へに時局を憂ひ皇國發展の礎石を築かん一念に外ならなかつたのである。

非常事件を契機として大命を拜せる廣田内閣は三月十七日中外

に發表せる聲明によつて建國の理想を明らかにし庶政一新を述べ、舉國一體の實を貫徹すべきを誓つてゐる、我等は政府が各方面に堆積せる宿弊を一掃し現状維持勢力に顧慮するところなく輝く皇國日本實現のため、なめらかに改造が實現される様積極的行動をとられん事を願ふものである、聲明が單に聲明として終らんには國家の不幸此より大なるはなく、千載の悔を殘す事となるであらう。

我等は内外非常の秋に當り陛下の赤子たる本分を益々發奮し皇農精神を積極的に展開せんとするものである。

昭和維新の大業は國民一人々々の双肩にかゝつており、農村改造は其の第一歩を踏み出さんとしてゐる。

起つて念願達成に邁進せよ。

我等は各方面と共力縣下農民諸君の自覺を促進し合理的改革による農村建設に邁進せん事を期す。

昭和十一年三月二十七日

皇國農民聯盟常任理事會

商工運動の状況

一、米穀自治管理法案反對運動

全國米穀商組合聯合會に於ては第六十七帝國議會に提出せられたる米穀自治管理法案に對し同法案は米穀配給機關を排除せむとするものにして米穀商の死活問題なりとなし當時商工各團體に協力を得て熾烈なる法案反對運動を展開し遂に同法案は審議未了に終れり。而して同法案は再び來るべき第六十九帝國議會に上程を傳へらるゝや同聯合會に於ては之が對策協議の爲三月十二日幹部會を開催せるが不取敢特別議會上程反對の意見表示を爲し以て當局の考慮を要望することに決し「本法案は眞に農村を救済するものに非ずして徒らに産業組合の不當進出を助長し正常なる經濟機構を攪亂するに過ぎず又反面全國二百萬有餘の米穀配給従業者が直ちに生活の脅威を受くる次第なるを以て庶政一新を機會に米穀諸政策に對し慎重なる全面的検討あらんこと」の建言書を作成せり。尙聲明書を發表することとし「我國歴史上未曾有の大事件發生し世情騷然たる秋に當り斯の如き重大なる法案を勿急に短期の特別議會に提出することは立憲政治の本旨に悖り且つ徒らに政情の紛糾を累加するに過ぎざるを以て右法案を特別議會に提出することは絶対に之を止め改めて慎重に米穀根本政策の検討を行はれんとを要望す」る旨の聲明書を作成せるが右建言書を添へ内閣總理大臣、内務、大藏、商工、農林、陸軍、海軍各大臣に送付せり。

朝鮮人の運動状況

一、大阪地方に於ける朝鮮人の黨、全協再建活動と檢舉の概況

朝鮮人の運動状況

(一) 再建活動概況 昭和九年十一月頃再建途上の日本共産黨關西地方委員会は丁岩右、金致鏞、洪元杓等を相踵で獲得し之等に指導的地位を與へて在阪二十萬の朝鮮人の組織に當らしめたり。之等鮮人指導分子は朝鮮人の生活實態の特殊性に基き其の密集部落長屋等に於て世話役活動を展開するに至れるが、先是内地人指導者平章信行、吉見光凡の間に當面の組織方針、赤色労働組合の問題等を繞りて意見対立し感情的疎隔を來しつゝありたり。此間右鮮人指導分子は公式的組織方針を主張する平章一派を支持して全協の組織確立に努むる處ありたり。其後兩者の抗争尖鋭化し吉見一派は三月一日付機關紙「多數派」第六號に於て平章外一名を黨内挑發者として除名を發表するや一派は之に服せず其の統制下にありたる黨大阪東地區、全協關西地方協議會、全協京都地區と共に黨關西地方代表者會議を標榜して之に對抗せり。

丁岩右(三月上旬檢舉)、平章(五月下旬檢舉)等の檢舉後金致鏞、洪元杓の兩名は自ら黨中央部を僭稱し殘存組織を結集しつゝ運動を繼續せり。其間に於ける黨及全協の組織活動次の如し。

(イ) 黨の組織 (1) 一月中旬親睦團體「勇進會」の左翼化を圖り、會員玄天奉、姜林澤、梁升錫、李華國、梁壽千等を入黨せしめ、之等の就働せる益井鐵工所其他東成區中道元町方面の鮮人就勞小工場に爭議を激發せしむべく策動す。(2) 四月中旬全協金屬北地區キャップ梁東珍、同東地區キャップ金行敦、勞救鄭文奉の三名を獲得し、(3) 五月中旬東成區中道町方面居住鮮人を以て組織する黨長屋の友メムバー李永福、金万先、金京淑等を獲得し、(4) 六月中旬より勞救フラク玄尙好を通じて吉見一派との對立清算に努めたり。

(ロ) 全協の組織 昭和十年一月土建丁岩右、金屬洪元杓、金致鏞、一般石原某(内地人)の四名に依り、「關西地方協議會再建準備委員會」を構成し、本年初頭に至る間に於て金屬、土建、化學の三産別組合は大要次記の如き活動を展開し、又五

月一日メーデーに際しては、金屬東地區キャップ金行敦外三名の行動隊をして鮮人密集部落其他に對し、「労働者農民のメーデー萬歳全協の旗の下に参加せよ工場職場から街頭へ」と題するピラ及び「メーデーの由來」と題する檄等を撒布し、黨、全協メムバー同影響下分子の合法メーデー参加を企圖する等、徐々に其影響力を擴大しつゝありたり。

(1) 金屬 責任者洪元杓は、二月中旬鄭文奉、金行敦をして東地區を、五月初旬梁東珍をして北地區を各確立せしめ、一月以來臨時休業手當問題にて紛糾中の和氣鐵線工場内影響下分子朴享緒外四名と策應し、同工場鮮人職工四〇〇餘名の獲得を企て、勞救、大阪消費、全國評議會等の合法團體には、鄭文奉を潜入せしめ夫聖正、朴永玉、玄斗万等の獲得に成功せり。

(2) 土建 責任者丁岩右、補助オルグ金致鏞の兩名は、京橋職業紹介所鄭八十、今宮職業紹介所辛某等のオルグを指導して各紹介所に世話役活動を展開せしめ、特に大阪市當局に於て四月一日より實施せんとせる失業登録者整理方針に關し、登録労働者の動搖に乗じて大衆的陳情運動を企圖する處ありたり。

(3) 化學 關協再建準備委員金致鏞は、李永福を指導して、市内東成區猪飼野町一帶のゴム工場に爭議を激發せしむべく煽動宣傳に努め、後藤ゴム工場外二工場に十二、三名の女工を影響下に獲得せり。

(二) 檢舉狀況 殘存分子による再建活動は、前叙の如くにして其の組織は遍々として振はざりしも、大阪府に於ては、之が組織の擴大阻止の爲め、客年三月一日丁岩右の檢舉を初めとして其後間斷なく一派の掃蕩に努め、同年十二月下旬金行敦、洪元杓を、次で本年一月中旬黨大衆團體フラク鄭文奉、關西協再建責任者金致鏞外十七名を街頭其他に於て檢舉し、其の策動を根絶せしめたり。

二、在支不逞鮮人の近況(其の一)

(一) 金九派の内紛 金九は自派の元老格たる李東寧、李始榮、趙琬九等を介して客年末假政府死守派宋秉祚、車利錫等を誘引し假政府を掌中に収め其の復興を計ると共に、新に韓國國民黨を組織し其の本據を鎮江に移轉し表面著々同志の糾合に努め黨勢漸く擴充せむとする状況に見受けられつゝありたるが、其の内部的關係を見るに必ずしも然らず、從來種々なる内訌あり、兎角統制紊亂せむとする情勢にありたり。

即ち其の原因は概ね金九の秘書參謀格たる安恭根の吝嗇と專横に基因するものゝ如く、會ては同派の元老格たる李東寧を始め嚴恒燮、李始榮、趙琬九等が一時離反せることすらあり、其の後同人等は南京に於ける義烈團、新韓獨立黨等を主とする新黨(民族革命黨)組織運動に對抗する爲め金九の策動誘引に乗せられ復歸し、前記の如く韓國國民黨を組織するに至りたるものなり。然るに最近安恭根は昨年以來右團體の維持活動費も相當多額を要する處より生來性の吝嗇を發揮し客年十一月以來金九の手足となりて「テロ」運動に専従し來れる金東宇以下の韓國獨立軍特務隊員朱曉春、韓道源、楊汝舟等の生活費を減額すべく金九に進言するに至りたるを以て金九に於ても之を諒とし從來彼等の月給三十元の處二十五元に減額したる模様なり。

茲に於て金東宇等の憤懣一方ならず、客年十二月中旬偶々安恭根が同志金玄九の旅行不在中共の妻と密通せむとしたる事實曝露したるを機とし安恭根を糾弾し併せて平素の不滿を述べて直接談判の上反省を促すべく金九に面會を求めたる處、金九は之等「テロ」分子の反動行爲を恐れ安恭根を代理として面會せしめたり。而して金東宇、楊汝舟等は安に對し『今日迄金九の爲め凡ゆる犠牲を拂ひ兵卒同様の生活を續け來れるに毎月三十弗の月給も二十五弗に減額されたるが、吾等は常に生活

難に追はれ居るに其の窮狀をも顧ず吾等部下との面接すらも避くるは實に人道に許すべからざるものあり斯くなる上は到底此の儘忍従する能はざるを以て吾等は是より暇を貰ひ自由に活動する考へなり』云々と述べたるに、安恭根は大いに狼狽し『早速金九に報告し適當の措置を採るべきに依り暫く自重せられよ』と述べたるも金東宇は之を肯ぜず、一味朱曉春、金昌根(金東宇の命に依り李泰瑞を暗殺せる犯人)、韓道源(特務隊第一分隊長別名李國華)、吳冕植(無政府主義者にして玉觀彬暗殺犯人別名楊汝舟)等約十名と共に南京城内木匠營高安里一號特務隊本部に會合し對策協議の結果、杭州に於て韓國獨立黨再建運動中の朴昌世、趙素昂一派と合流活動することに決し通信を以て連絡交渉することゝせり。

斯くして金九一派を脱退したる彼等の中、吳冕植、韓道源、金昌根、朱曉春他二、三名は其の後本年一月五、六日頃相前後して南京より上海に歸來し南市華街方面を轉々潛伏し『猛血團』名義を以て運動資金援助方の脅迫的書狀を持廻り秘かに佛租界方面の有力鮮人より強制的に寄附金を募集しつゝありたる事實あるが、更に脱退派の中堅金東宇は趙素昂より杭州移轉を促され一月十九日自己の所持品を取纏め秘かに南京發杭州に移轉し同地某旅館に投宿趙素昂及朴昌世と面會すべく奔走中の模様ありしが、當時朴昌世は廣東方面に旅行不在中なるを以て其の歸來を待つて合流に關する具體的協議を爲す模様看取せられたり。而して一方義烈團一派に於ては金九派の斯る内紛を感知し脱退派を自派に誘引すべく策動しつゝある外、金九一派も趙素昂一味を自派に誘引すべく暗躍中の模様あるを以て今後斯る金九一派の内部的紛糾を原因とする各派の抗爭は相當激化を豫想せらる。然れ共前記脱退派を思想的に之を觀察するときは安泰根と同様アナ系分子なるを以て同人を參謀格とせしる金九一派と眞實袂別したるものなるや否やに關しては多少疑なき能はず今後相當戒心を要すべきものありとす。

(二) 義烈團派軍官學校の状況 昭和七年十月以來中國側の了解援助の下に義烈團長金元鳳を中心として不逞鮮人青年の養成に専念しつゝありたる本校は其の後第一期、第二期生の訓練を終了卒業せしめ昭和九年末以來之等卒業生を各地に派遣して第三期生を募集中の處、愈々昨年四月より第三期訓練を開始し同年十月之を終了卒業式を舉行するに至りたるが、最近之等の卒業生を特殊工作の爲め廣く鮮滿各地に派遣せる模様あり、何時内地に潛入するやも計り難く時節柄相當警戒を要する狀況にあり。今其の訓練狀況を略述すれば次の如し。

(1) 開校當時の状況 昭和九年末より既往各期卒業生を各地に派遣し第三期生を募集中の處客年二月頃には既に十數名に達したるを以て、南京城内天主路所在佛蘭西人經營天主教會堂裏に平家建民家一戸を借上げ共同自炊せしめつゝある中、同年三月下旬には二十三、四名に達したり。茲に於て愈々第三期幹部訓練を開始することとなり同年三月二十五日頃第三期應募者劉永清、林相秀、馬林、徐覺、省成三の五名は第三期生隊長金世日に連行され、南京郊外上方鎮黃龍山々麓天寧寺下山林中に天幕一張を張りて開校準備を爲し、南京に残留せる約二十名は同年四月一日天幕十張、机、椅子等を携帶「トラツク」二臺に分乗して教官に引率され前記場所へ赴き同日開校準備を完了し、四月二日金元鳳以下教官八名、生徒二十四、五名にて開學式を舉行せり。

(2) 教官並教授科目次表の如し

校 長	職 名	氏 名	擔 任	科 目
金 元 鳳	校長	金元鳳	朝鮮革命に関する訓話	

教 官	職 名	氏 名	擔 任	科 目
石井コト	教官	石井コト	社會學、世界經濟並地理	
李春岩コト	教官	李春岩コト	特務工作(秘密通信連絡法等)	
李 範 爽	教官	李 範 爽	經濟學、物理、化學	
王現之コト	教官	王現之コト	朝鮮語文	
金 科 奉	教官	金 科 奉	歩兵操典、小銃機關銃組立法	
金世日コト	教官	金世日コト	陣中要務令、實科教練	
吳均コト	教官	吳均コト	政治學	
楊民山、楊振山コト	教官	楊民山、楊振山コト	夜間演習教育	
金正 默	教官	金正 默	數學(幾何、代數等)、地理學	
河振東、河東振コト	教官	河振東、河東振コト		
李 某 (米國ヨリ歸リタル老人)	教官	李 某 (米國ヨリ歸リタル老人)		
陳友三コト	教官	陳友三コト		
池 泰 善	教官	池 泰 善		
曹 秉 錫	教官	曹 秉 錫		

備考 教養に當らざるも同所に起居せる者は李集中(別名李執中)、張平山(別名韓光)、文鐘三等十數名ありたり。

(3) 訓練の様相

前記教授科目に従ひ専ら革命的教養訓練に其の重點を置きつゝあるが他方毎週土曜日午後七時より九時迄教官列席の下に討論會並座談會を開催しつゝあり、又時々中國側要人を聘して講演會を催す等のことありたるが、昨年七月韓國民族革命黨の結成さるに及び同月十五日頃義烈團の民族革命黨入黨式舉行されたるに、學生等は之を喜ばず、同月下旬教官との間に紛争を惹起し之が爲め學生一名(汪春水)は退學處分に附せられたり。

(4) 卒業當時の状況 第三期生は當初四十四名なりしが、中途退校者出で卒業時には三十六名となりたるが客年十月五日校長金元鳳以下各教官列席の下に卒業式を舉行し翌六日卒業生三十六名は夫々三班(第一班十名、第二班十名、第三班十六名)に別れ南京に引揚げたり。斯くして其の後第一班所屬員は全部應募地滿洲方面にして内部的統制困難なる状況となりたるを以て各自に旅費を支給の上歸還せしめ第二及第三班員は經費の關係上義烈團本部と目せらるゝ南京城内花露崗妙悟律院に收容せり。然るに同所には第二期卒業生河奉禹(別名、河東振、河振東)、黃永周(別名吳均)、曹秉錫、王作霖、金成元(別名趙龍九)、李明善(別名文鐘三)、韓光(別名張斗山)、池泰善(別名陳友三)等八名居住中にして、更に前記第三期中退生徐實、朱雲龍、王道、韓大成、宋光、張元福の六名も前記妙悟律院に來り滞在し總數四十名となりたり。而して其の後卒業生同志間に紛争を惹起し前後を通じて十七名脱退(第一回 汪精衛以下二名 第二回 張敬之以下五名 第三回 張敬之以下五名)せるを以て結局第三期生は二十七名残留し第二期生八名を加へて現在三十五名の者が前記本部に居住待機中でありたり。

(5) 其の後の策動状況 其の後前記三十五名の不逞分子は本年一月二十四、五日頃韓國民族革命黨の組織が軍事部、特務部、黨務部の三部に改編さるゝや、夫々各部に分割編入されたるが、間もなく同黨に於ては之等各部所屬分子を不逞工作の爲め上海、滿洲、廣東其の各地に派遣せる模様にして現に一味の密派員李浩錫(別名張作民)は本年二月二日南京日本總領事館に歸順自首せる事實あり、同人取調の結果に徴し之等不逞分子は相當廣範圍に派遣されたるものと認め得べく時節柄内地に於ても相當警戒を要するものと思料せらる。

三、朝鮮人の内地出入状況調 (凡例○印増 △印減)

月次	入國者	出國者	入國者と出國者の比較		前年同期との比較	
			入國者の増	出國者の増	入國者	出國者
二月	一一、五〇四	七、四五一	六、〇五三	○	二〇九△	二、八九九
自一月合	二二、九六七	二六、三三七	—	三、三七〇△	六八六〇	一、二八七

宗教運動の状況

一、大本教團の治安維持法違反並に不敬事件 (其の二)

大本教團檢舉の状況に就ては既に客年十二月分月報に詳述したる所なるが、其後證據物件の調査並に被疑者取調の進捗に伴ひ邪教大本の真相は逐次剔抉せられ、主魁出口王仁三郎以下八名の最高幹部等も遂に不逞の目的を逐一自白して三月十三日京都地方裁判所に起訴豫審に附せられ、其他幹部も引續き起訴收容を見るに至れり。

如斯大本教團の不逞不敬は愈々明確となりたる爲内務大臣に於ては右王仁三郎等の起訴と同日附を以て皇道大本外七團體に對して斷乎結社の禁止を命ずる所あり、更に關係各廳府縣に於ては、綾部、龜岡の兩本部を初め地方別院、分院等に於ける社寺類似建物等に對して之が破却を命ずべく夫々其の手續を進むる等邪教剿滅の爲徹底的措置を講じつゝあり。

以下之が概況に就き記述する所あるべし、

(一) 大本教義の概要 (1) 教典 大本教信者等が大本の二大教典なりとして絶対的に信奉せる教義文獻は所謂「御筆先」(又は「神諭」とも稱す)及「靈界物語」なり。其他にも出口王仁三郎全集又は各種パンフレット、機關紙等あるも之等は殆んど皇道偽裝を主として其間若干の不逞教義を祖述せるに留まれるものゝ如くなり。而して御筆先は大本教の依つて發生したる根基を爲すものにして『明治二十五年正月以降良の金神、國常立尊が開祖直に神懸りして啓示せられたる天地經綸の神勅なり』と謗稱し、既に大正五、六年頃より屢々當時の機關紙「神靈界」に登載せられ、大正八、九年頃には於ては大本神諭「天の巻」「火の巻」(火の巻は當時發禁處分に附せらる)として集成出版する等廣く社會に發表宣傳せられたるが、其後大正十年事件以降に於ては些少之が發表を躊躇しつゝも尙信者間には「みさと」「金言玉辭」と題する神諭單行本として頒布し、又は機關紙瑞祥新聞に掲載する等の外屢々前敍火の巻、神靈界等より拔書して秘密裡に非合法の謄寫出版を敢行する等引續き之が普及宣傳に努められつゝありたるものなり。更に靈界物語は前敍の如く大正十年事件に依り筆先の發表不自由となりたるを補ふ爲「王仁三郎が會て目撃したる靈界の事象を記録して御筆先の眞義を註釋解説するものなり」と稱し、大正十年十二月以降刊行せられたるものにして爾來卷を追ひて既に八十一卷の浩瀚に及べり。

然し乍ら敍上の説明は全く虚罔の詭辯にして王仁三郎が自己の抱懐する不逞目的を達成せむがため亂書狂たる開祖直を利用して殊更兇惡なる筆先を記録せしめ、或は直の亂書したる筆文自體を改竄偽作して所謂御筆先なりと詐稱し、又靈界物語は雜誌、講談本等に其の資料を求めて神靈の説話を創作し依つて以て國體變革の思想を流布せんと圖りたるものにして、敍上の事實は既に王仁三郎自ら明確に自供せる所なり。

(2) 不逞教義の内容 大本教義の内容は其の教團の發展に伴ひ屢々類似の妄説を累加して今日に至れるものにして、其

の教理は必ずしも一貫せず、而も其の所説は巧に皇道又は惟神道を偽裝して不逞思想を遮蔽せる等の爲、其の正體は容易に捕捉し難きものがあるが、終始一貫して變らざるものは建替建直に依る五六七の世實現の思想なり。而して前敍御筆先又は靈界物語等に依り之の思想を觀るに該建替(破壊を意味す)建直(建設を意味す)なるものは單に精神的問題を謂ふものにあらずして現實の政治經濟等の社會諸制度を革新せむとするものにして、依つて招來せらるゝ五六七の世とは長くも皇統の御統治を否認して、五六七大神、素盞鳴尊の現界的顯現者たる王仁三郎が自ら我日本國の統治者として登極し、神慮に基き統治する時世を指稱せるものなり。

而して其の所説を要約掲記すれば(靈界物語、第一卷第二十二章國祖御隱退の御因縁及第十八章靈界の情勢並出口王仁三郎全集第一卷第七章二二三頁以下参照)

「天地剖判の初め天之御中主神の神勅に依り大地の靈界は國祖國常立尊が之を主宰し給ひたるが、國祖の神政は靈主體從にして嚴格剛直なりし爲却つて八百萬神の反抗排斥を受け遂に地上統治者たるの御地位を放棄せられて御隱退せらるゝの止むなきに至り給へり。

然るに國祖の後を襲ひ豐葦原中津國に來りて地上の主權を掌握せられたるは盤古大神と云ふ神にして、同神は其の施政和光同塵、體主靈從を主とせられたる結果弱肉強食私利私慾を恣にする暗黒世界を出現し、地上靈界は全く破滅倫亡の外なきに至れり。之れ全く地上靈界に本來の統治者を失ひ邪惡神の爲すが儘に放任したる結果に外ならず。斯くて五十六億七千萬年(五六七の語源、現界にては三千年の歲月に相當す)の後本來の統治者たる國祖國常立尊は再び地上主宰神として出現せられ世の建替建直の神業を贊さるゝことゝなり、之が爲盤古大神は遠からずして地上一切の幽政の權利を國祖に奉還さるゝに

至る。之即ち靈界に於ける五六七神政の成就なり」と稱す。而して之等の事象は恰も符節を合するが如く地上の現界に移寫實現するものにして、現界の關係に於ては、「太古伊邪那岐尊の御神勅に依り天照大神は高天原の主宰神に、又素盞鳴尊は地上の主宰神として神定めせられしより、天津神と國津神とは歴然たる區別を生じ、地上界に於ては『皇祖素盞鳴尊により靈主體從の神政行はれたるが、尊の神政は嚴格剛直なりし爲八百萬神の反抗排斥を受け遂に天の岩戸隱の責を負ひ、地上統治者たるの御地位を放棄せられて御隱退の止むなきに至り給へり。』」

斯くて其後地上の主宰者として瓊々杵尊の御降臨となりたるが、爾來天孫の御施政は和光同塵體主靈從を旨とせられたる結果統治全く亂れ弱肉強食、私利私慾を恣にする現今の紛亂状態を現出するに至れり。之れ正に太古の神勅に背き地上本來の統治者たる素盞鳴尊の御子孫に由らずして、高天原の主宰神たる天照大神の御子孫の皇統に依り統治せらるゝに基因するものなり。茲に於て天運循環三千歳後の今日は再び素盞鳴尊は王仁三郎の肉體に化生して綾部本宮に出現し、地上の統治權を回復し此の世の建替建直を行はせらるゝに至れり、之れ即ち地上現界に於ける五六七の世の成就なり。」と説きたり。而して敘上現界の所説に就ては、固より之を右の如く露骨には表白し能はざるが故に靈界は現界に移寫すとの説を爲し、兩者は全く相表裏の關係に立つこと恰も物體と其の映像の如きものなることを強調し、因つて以て靈界の盤古大神が長くも皇室に相當し奉る神なるが如く暗示するに努めて國體變革の思想を憚る所なく表白すると共に、其間屢々盤古大神に對しては惡靈憑依して體主靈從惡逆無道の施政を爲したりと稱する等、凡ゆる誹謗呪咀の言辭を用ひて攻撃し、以て皇室に對し奉り許すべからざる不逞不敬の言辭を述べつゝありたるものなり。以上は大本教義の根柢を爲せる大逆思想の梗概に過ぎず、其他に於ても長くも神武天皇は猶太より渡來せられ眞の天照大神

の御系統たる饒速日尊を征伏せられたるものにして、皇室は決して正統なる統治者にあらせられず等と稱し、或は「皇室は天照大神の肉體的御血統に在らせらるも靈の御血統にはあらせられず眞の靈統は出口家にあり等幾多の不敬極まる言辭を弄し以て信者の皇室に對し奉る根本精神を搦がし因て王仁三郎の大逆意圖達成の一助たらしめむとつゝありたるものなり。更に御筆先等に於ける大本獨特の用語は概ね敘上所説を根柢として述べられたるものにして之を例示せば、所謂元の活神、元の大神親神様とは即ち隱退前の國常立尊又は素盞鳴尊を意味し、元の世、元の神政と謂ふは其の神政時代を指稱するものなりとなし、又途中からの枝の神、外國の身魂云々とは盤古大神若くは長くも皇室を指稱し奉らんとするものなるが如く、其の言々何々は何れも不逞不敬ならざるなきものなり。」

(8) 教義の實踐 敘上の如く皇道大本の教義は長くも我國體を變革し王仁三郎をして日本の統治者たらしめむとする兇逆不逞の思想にして而も夫は單なる教義若は思想たるに留らず、王仁三郎の生存中に必ず實現するものなりとの信念の下に幹部等相協力して大本運動の擴充、各種外廓團體の組織、或は不穩なる大衆運動計畫並に資金の調達等之が目的達成のため具體的畫策に奔走しつゝありたるものにして、其の概要を掲ぐれば概ね左の三項に要約せらるべし。

即ち第一次的方策は大衆の獲得にして之が爲には屢々「皇道宣布」「人類愛善」等の美名を掲げて時潮に阿諛し、或は皇道經濟と誇稱して幼稚なる經濟政策を唱導して御稜威紙幣の發行を主張し、租税の免除、鐵道無賃乗車の特權附與等の甘言好餌を流布する等に依り大衆の甘心を購ひ、又は鎮魂歸神、御手代等の治病的詐術を弄して社會の迷蒙者を吸引する等凡百の手段を盡しつゝありたるなり。

斯くて獲得したる大衆は夫々昭和神靈會、昭和青年會同坤生會若は大日本武道宣揚會等の各種外廓團體に組織編成され、

王仁三郎の命令一々身命を賭して所謂神業奉仕の爲活動せしむ可く平素より精神的並に行動的訓練を加へつゝありたるものなり。就中昭和青年會の如きは制服を定めて大隊中隊小隊の部隊組織となし、之に對して戦闘教練、陣中勤務等の兵式訓練を施すのみならず、豫め會員の非常動員計畫を樹立し或は決死隊(日光班)を編成する等に依り何時にても東京並に龜岡に召集し得るの方途を講じ、更に各地方に於ては屢々非常動員、決死動員の實地演習を試みる等實に怖るべき革命團體としての教養に努めつゝあるものなり。

次に掲ぐべきものは各種國家革新勢力に對する迎合乃至提携にして、昭和神聖會結成後大日本生産黨、新日本國民同盟等との結合に暗躍したる如きは其の顯著なる事例なり。

斯くて皇道大本は茲數年を以て現勢に數倍數十倍する實力を擁し、之等に對する大衆蜂起の訓練準備を整備して戦争、事變若は天變地變等の機會に乗じて一旦所謂政權の獲得を企て、又は一舉に敍上の天逆を達成せむと意圖し居たるものなり。斯る企畫を以て萬古不易の我國體を搖がさむとするが如き、固より兒戯に類するものなりと雖も大本幹部等は敍上の方法を以て最後の目的を達すること決して至難にあらずと自信し居たるものにして其の不逞大逆遂に怖るべきものありたるなり。

(二) 檢舉後の經過 客年十二月八日大本教團の大檢舉(檢舉當時の状況に就ては客年十二月分月報参照)を遂行したる後京都府當局に於ては豫て出張中の内務省出張員並に檢察當局等と密接なる連絡を保ち、其の指導の下に事案の具體的處理方針を樹立し、先づ取調係官を班別に編成して夫々被疑者を配分したる上係官の教養並に證據物件の檢討整理に著手したるが、事案の内容が極めて複雑多岐に互れるのみならず曩に押收、領置せる證據物件も其の數三萬餘點の多數に上れる等の

爲鋭意其の進捗に努めつゝも尙約一箇月の日子を要し、漸く本年一月上旬に至りて之が一應の完了を見たり。一方證據物件の整理に併行して特別捜査班(内務省出張員にて編成)に於て引續き推理研究を重ねつゝありたる根本教義も、之と相前後して其の大逆不逞を一層明確なる理論的根據の下に闡明せられ、更に證據品を檢討したる結果發見したる新容疑者二十一名(左記第一表)もよく關係廳府縣と連絡協調して順次中間的檢舉を了する等略々被疑者取調の準備整ひたるを以て、一月八日より取調係官を綾部龜岡に派遣して先づ地元住民及一部信者等の參考喚問に著手し、次で一月十六日よりは京都市内各署に檢束留置中の被疑者六十餘名に對し一應の打診的取調を開始するの運びに至れり。

斯くて打診的取調の結果は二、三の被疑者を除くの外概ね不逞目的に對する認識ありとの確信を得たるを以て、其の認識の強弱、運動經歷或は取調の難易等諸種の事情を綜合して、各被疑者の取調順序を査定し、愈々本格的取調に著手したるが、第一次送局者として豫定したる王仁三郎以下宇智廣、高木、東尾、井上、岩田等の各被疑者等は何れも神靈の說話、又は宗教乃至精神的問題等に假托して頑強に不逞事實を否認し續けたり。然りと雖も前述の如く事案の全貌は既に事前に於て多數の證據品に依り曝露せるのみならず、中級幹部たる栗原白嶺、芦原萬象等は逸早く其の大逆運動の怖るべきを自覺して自ら進んで一切を自白する等のことありたる爲、遂に一月二十五日先づ東尾吉三郎が流涕歎泣して一切を自供したるを初

め、井上、高木、岩田等も相亞で自白し元兇王仁三郎も遂に二月三日大本の絡線を残す所なく自供するに至れり。於茲夫々聽取書其他の記録の作成を急ぎ二月十七日以降三月四日迄に先づ王仁三郎以下九名を治安維持法違反並に不敬罪として京都地方裁判所檢事局に送局したり。

而して同檢事局に於ては小野思想檢事等五名の專任係檢事を設けて鋭意其の取調を急ぎつゝありたるが、本月十三日に至

り五仁三郎以下八名を翌十四日には宇智磨を夫々司法大臣よりの稟申回示を俟つて起訴豫審に付し、各身柄は何れも其の翌日京都刑務所中京支所に收容する所ありたり。

斯く豫定計畫は著々順調に運びたる爲各當局に於ては益々努力して殘餘被疑者の取調に當り、既に三月末日迄には左記第二表の通り累計十四名を起訴し、尙引續いて多數の起訴處分を見るべき状況にあり。

左記一表 大本事件中間檢舉者人名表

本籍	住居	所	氏名
岡山縣後月郡高屋町一、二一〇	京都府南桑田郡龜岡町大本天恩郷内	大本内ニ於ケル地位	中村純一
京都府南桑田郡龜岡町内九二六	京都府南桑田郡龜岡町西町二五	特派宣傳使	北村隆三
石川縣鳳至郡諸橋村	京都府南桑田郡龜岡町字旅籠町	編輯課員宣傳使	濱中助三郎
宮城縣登米郡錦城村字西郡三五	京都府南桑田郡龜岡町字突抜	教務部講師	村松山壽
長野縣諏訪郡諏訪町五六	京都府南桑田郡龜岡町西町	昭青本部會計	岡部善平
松江市米澤本町	京都府何鹿郡綾部町大字本宮村字上野	奉仕員	奥村芳夫
京都府南桑田郡龜岡町字内九二六	同上	海外宣傳課員教育部長	安藤武夫
香川縣三豐郡栗島村字栗島	京都府何鹿郡綾部町大字本宮村字上野	神聖會三丹本部次長	德重敏雄
滋賀縣犬上郡高宮町	京都府何鹿郡綾部町大字本宮村字上野	大本會計課長	雨森松吉
京都府何鹿郡綾部町大字本宮村字本宮	同上	奉仕員	大槻傳吉

京都府何鹿郡綾部町大字本宮村字上野	同上	大本史實課長	桐山謙吉
松江市垣ノ上三六	京都府南桑田郡龜岡町天恩郷内	寫眞部主任	平井契地
京都府何鹿郡綾部町字綾部	同上	大本綾部分所支所長	濱田明志
京都府何鹿郡綾部町大字本宮村字本宮	同上	昭青何鹿支部委員	湯淺俊一
京都府何鹿郡綾部町字並松	同上	元總務	梅田常次郎
京都府何鹿郡綾部町字天神馬場下ノ六	京都府何鹿郡綾部町字上野一六〇	海外宣傳課員教育部長	成瀬勝良
靜岡縣濱名郡可美村字若林二二五五	京都府南桑田郡龜岡町字古池	昭和國防部次長	良典コト
福岡市橋江町四一ノ一	京都府南桑田郡龜岡町字紺屋町五六	天聲社助役	大場群平
京都府何鹿郡綾部町字藤山	京都府南桑田郡龜岡町字鹽屋町	編輯課々員	勝英コト
東京市蒲田區小林町二六五	京都府何鹿郡綾部町字本宮一七	編輯課々員	信吾コト
京都府南桑田郡龜岡町字北町四八	同上	編輯課々員	阿部融徳
計		編輯課々員	義行コト
		編輯課々員	波多野義之助
		編輯課々員	陽明コト
		編輯課々員	山内二郎
		編輯課々員	以上三十一名

(左記第二表)		大本事件起訴者調		三月末日現在	
氏名	起訴日	罪	氏名	起訴日	罪
出口五仁三郎	三、一三	不敬罪並治安維持法違反	東尾吉三郎	三、一三	治安維持法違反
高木鐵男	〃	不敬罪並治安維持法違反 聞紙法違反	岩田久太郎	〃	同右

井上留五郎	三、一三	治安維持法違反	西村昂三	〃	治安維持法違反
中村純一	〃	同右	河津雄次郎	〃	同右
櫻井同吉	〃	同右	大深浩三	〃	同右
吉野光俊	〃	同右	森慶三郎	〃	同右
出口伊佐男	三、一四	同右			
櫻井重雄	三、二五	不敬罪並ニ治安維持法違反			以上十四名

(三) 第二段の檢舉状況

大本教の地方幹部中に於ては特に本部より派遣せられて地方信者の啓蒙に専従しつゝありたる特派宣傳使又は指導員なるものあり、或は教義に所謂五六七神政の實現を確信して屢々不敬の言辭を弄し、又は全資産を擧げて其の運動資金に提供し、若は其の生業を抛棄して大本運動の擴充に狂奔しつゝありたる等相當深く不逞不敬の教義、目的を認識せるに非ずやと容疑せらるゝもの不尠なる状況にして之が檢舉に就ては既に檢舉の當初より種々考究せられつゝありたるが、捜査機密の保持、若くは中樞幹部取調の便宜等の諸點を考慮して暫く之が檢舉を猶豫し其の動向を嚴重監視して將來檢舉等に於ける取調資料の蒐集等に努めつゝありたり。

然るに其後京都府當局に於ける中樞幹部等の取調は順調に進展して遂に三月十三日以降續々王仁三郎以下最高幹部等の起訴收容を見ると共に地方幹部等の取調資料も概ね之が整備を見るに至りたる爲警保局に於ては斷乎第二段の檢舉並に信者説得の方針を樹て其旨各廳府縣に通牒する所ありたるが、各廳府縣に於ては直ちに容疑信者の檢舉に著手して嚴重なる取調を開始すると共に併せて一般信者の説得に著手したり。

而して其の檢舉状況は左表の如く既に三月中に檢舉したるもの六十一名に及び尙引續き新容疑者の檢舉を見つゝあり。更に其の取調結果に就ては何れも檢舉後旬日を出でざる爲未だ詳かならざるも或は不逞目的の認識ある徒輩を多數發見するにあらざやと認めらるゝ状況なり。

(左記)

府縣名	檢舉數	内				備考	府縣名	檢舉數	内				備考
		甲號	乙號	丙號	丁號				甲號	乙號	丙號	丁號	
北海道	一												
東京	一												
京都	一七	七	二										
大阪	一												
神奈川	三	一											
長崎	二	一											
埼玉	三	三											
栃木	一	一											
静岡	三				三								
福島	二												
岩手	一												
秋田	三												
富山	三												
鳥取	七	三											
島根	一	一											
徳島	二												
愛媛	一	一											
高知	一												

福岡	六	一	一	一	三	龍本	一
佐賀	一					合計	六二二三五九二四

(四) 行政處分の概況 既述の如く皇道大本は長くも 皇統の御統治を否認し奉り王仁三郎を以て日本の統治者たらしめむとする大逆不道の教團にして、其の外廓諸團體は何れも紋上不逞目的の實現を根本の方針として組織せられ、皇道大本の指令下に財政的支援を受けて所謂御神業達成の爲活動しつゝありたるものにして、全く皇道大本と異名同體密接不離の關係に在るものなり。

以上の如き不逞不敬の諸團體が我皇土に於て存続するは一日と雖も之を看過し得ざる所にして、之が剽滅を期する各種の行政處分を爲すべきは檢擧の當初より夙に考究せられつゝありたる所なりしが、既述の如く被疑者の取調漸次進捗して大本の幹部等は概ね起訴せらるべきことの見透し確實となりたる爲、内務省に於ては客月二十五日京都府會議事堂に全國特高課長を召集して、結社禁止及び大本關係の社寺類似建物の破却若は地方信者の第二次的檢擧竝に説得等の各種措置に關する具體的事務打合せを開催し、連絡協調の緊密を圖る所ありたり。

斯くて内務大臣に於ては各種の調査手續を完了して三月十三日、即ち王仁三郎等最高幹部八名の起訴と同日附を以て左記(一)皇道大本外七團體に治安警察法第八條を適用して斷乎結社禁止の命令を發する處ありたるが、關係各廳府縣に於ては該命令に基き直ちに禁止團體の本支部事務所を閉鎖せしめ、其の團結を解散せしむる等當面の措置を講じたる上、引續き爾後取締の嚴行を期しつゝあり、更に京都府下所在樓部、龜岡の兩本部を始め全國各地に散在する別院分院等に於ける各種建物は明

治五年大藏省達無願社寺創立禁制の件に違背せるもの不尠ざるを以て、夫々之が實情を精査したる上、各廳府縣長官より左記(二)の如く破却若は改修の強制命令を發し、又は左記(三)の如く其の所有者に懇諭して自發的に破却せしむる等機宜の行政的措置を講じて鋭意邪教大本の形骸的存在をも拂拭するに努めつゝあり。

團體名稱	創立年月日	團體員數	主幹者氏名	備	考
皇道大本	明治二十五年一月	自稱三十万	教主 出口王仁三郎	信者實數ハ五、六萬程度ノ模様	
更始會	大正十三年二月	約五万五千	會長 出口王仁三郎	大本ノ資金供給團體	
人類愛善會	十四年六月	自稱三十万	會長 出口王仁三郎	信者獲得ノ別動團體	
明光社	昭和二年一月	約三万	社長 出口王仁三郎	大本宣傳ノ爲ノ藝術的團體	
昭和青年會	六年九月	約一万	會長 出口王仁三郎	大本運動ノ前衛部隊	
昭和坤生會	七年十一月	約三千	會長 出口王仁三郎	大本運動ノ後方部隊、婦人團體	
大日本武道宣揚會	七年八月	約五千	會長 出口王仁三郎	武道宣揚ニ藉口シテ信者ヲ獲得シツツアリシモノ	
昭和神聖會	九年七月	約七万五千	副統管 内田良平	大本ノ政治的行動團體	

註 皇道大本の信者數は三十万乃至四十万と誇稱せられたるも檢擧後取調たる所、眞に信者として數ふべきものは五、六万程度を出でざる模様なり。

實の如何を問はず與し難し」と爲し、或は大本幹部等の平素の言動に徴して彼上の報道を肯定し、直ちに轉宗を聲明して謹慎の態度を表明する者と共に概別せらるゝに至れり。

而して日時経過と共に自ら反省して迷蒙を脱却し、進んで支部、分所の解散を行ひ又は轉宗を聲明する等積極的行動を表明する者、若は然らざるものと雖も専ら謹慎して當局の措置を待ち其の指示に従ひて去就せんとする者は逐日増加の傾向を示しつゝありたるが、前叙の如く三月中旬以降王仁三郎以下の最高幹部等相次で起訴收容せられ、更に皇道大本外七團體に對しては何れも結社禁止の命令あり、次いで其の布教施設に對しては撤却又は改修を命ぜらるゝ等當局の峻嚴強硬なる處分命令を受くると共に、其の反面に於ては夫々地方當局より大本教の邪惡不敬の所以を懇切明確に説示せらるゝに及び、表面の皇道に眩惑せられて入信せる大部分の信者等は今更其の教義目的の不逞不敬なるに驚き呆れ、自ら奉齋せる私宅の祭壇を毀却し又は大本關係物件の類を進んで當局に提出する等の所爲に出で、深く自己の不明を陳謝するに至れり。

然りと雖も既に大本教義の表裏を知悉して其の目的の達成を冀求せる者若は一部狂信徒輩に於ては彼上恩威併行の措置命令にも尙肯ぜず「聖師は現神なれば必ずや無罪の判決を得て出獄し、再び大本運動の隆昌を見るべし」等と罔言して、未だ判決の確定を見るにあらざれば信仰を捨て難しと稱し、或は警察當局の取調の際は流涕して轉宗を誓約しつゝも一歩其の門外に出で舊信者に遭會せば大本の再起を談合し「茲二、三年間の唯ひ繋ぎの方法」を協議しつゝあり、更に陰險なる徒に至りては逸早く轉向轉宗を聲明し當局の指示に惟命爲從以て表面改悛の至情を示しつゝも、秘かに所謂大本皇大神の禮拜を續け、又は神諭(天の卷、火の卷の類)靈界物語の一部等重要教義書を秘かに非信者知友等に托して藏匿しつゝある等其の頑迷なる處に憂慮すべきものあり。

斯くの如き情勢にして今後に於ける大本信者の取締は仔細に各信者の動向を視察内偵して其の實情を究むるに努め、苟くも不逞認識ありて表面轉向を偽裝せりと容疑せらるゝ徒輩に對しては假借する所なく檢舉取調を斷行して再び蠢動の余地なからしむると共に、衷心改悟して完全に大本より離脱せる者等に對しては懇切に之を指導して再び信教を過つ事なからしむる等機宜の措置を講ずるの要あるものと認めらる。

う め く さ

曩に送付したる意見書に就て(宗教係)

過般京都府當局より起訴猶豫者の意見書數通を御送付した管ですが、右は各廳府縣に於ける起訴猶豫見込者を其管轄檢事局に送致して頂く場合の意見書の書方に付いての参考資料として通報して貰つたものでありまして、起訴又は起訴猶豫の程度に付いての標準を示さうとしたものではありません。起訴又は起訴猶豫の見込に付ては其廳府縣の取調状況を綜合して決めて頂けば宜いので必ずしも前記意見書の程度に拘泥しなくてもよいと思ひます。例へば右意見書に依れば本部宣傳課長が起訴猶豫になつて居りますが、同人より地位の低い次長又は單なる奉仕員、係員等で起訴處分を見たものもあると云ふ實情で地位の高下は絶対的條件ではないのであります、要は入信の時期、不逞目的認識の程度、時期、其の認識後の運動經歷並に教團内の地位、轉向状況等を綜合して判断すべきで其の一項目にのみ拘泥すべきではないと存じます。

雜錄

特高關係主要機關紙發行狀況

(本表は昭和十一年三月中に發行したるもののみを記載す)

機關紙(誌)名	機關紙(誌)係	發行月日	發行番號	處分月日	備考
消費組合新聞	日本消費組合聯盟機關紙	三、一五	第八六號		
水平新聞	全國水平社總本部機關紙	三、一五	第一七號	三、一四禁止	
社會大眾新聞	社會大眾黨機關紙	三、一五	第八一號		
國民運動	國民協會機關紙	三、一	第四三號		
明倫新報	明倫會機關誌	三、一	第三四號卷		
明倫新報	同	三、一五	第一三號		
進め	進め社機關紙	自三、三一 至三、三一	自六六 至六五四號		第六五二號、第六五四號、第六五七號、第六五八號、第六六〇號、第六六四號、第六七四號各禁止
日本農民新聞	日本農民組合機關紙	三、一	第一四二號		

運動日誌

國家(農本)主義運動

客年十月病氣の爲刑の執行停止處分となり、出所療養中の五・二五事件被告、後藤園彦は死亡せり。

大日本國粹會は會長缺員中の處、理事會の推薦により副會長、豫備役海軍中將、森山慶三郎就任す。

在大阪、日本一新同盟に於ては、ニユース第二一號を發行し、即日發禁處分となりたるが、責任者石岡貞次郎、長濃猛の兩名は同月十六日出版法違反として發局せられたり。

在京大眼目に於ては、其の發行に係る「大眼目」が昨年十一月二十三日創刊以來毎號發禁處分に附せられつゝありし所、發行人福井幸の檢舉問題等もあり二月二十五日の第四號増刊號を終刊として遂に發刊せり。

警視廳及兵庫縣當局に於ては、兵庫縣下及東京市に本、支部を有する、神政龍神會幹部を不敬罪容疑者として檢舉せり。

建武義會は建武中興の遺烈を傳へ、臣道發揚、國民教化の目的を以て發會式を舉行し會長に明治神宮々司有馬良輔

大將を推薦す。

在京維新青年俱樂部は世話人會を開催し、宮崎龍介より二月會の結成經過を聴取す。

金雞學院に於ては金雞學寮及日本農士學校生徒卒業式並東洋思想研究所創立十五周年學院創立十周年、農士學校創立五周年及金雞叢書發刊一百冊等の各事象を併せて記念式典を舉行せり。

客年五月福岡縣に於て檢舉したる朝鮮統治改革神風隊事件は福岡地方裁判所に於て公判開廷さる。

政黨運動

新國同員六十名は本部に集合中一齊檢舉さる。

新國同革正會高橋忠作は高知縣下に於て檢舉さる。

社大黨西北(青森縣下)支部は法律一般無料相談所を設置す。

社大黨は帝都叛亂事件に關し麻生書記長談として聲明を發す。

立憲黨正會秋田縣第一區聯合支部長金作之助は昨秋施行せられたる縣會議員選舉に次點落選せるが缺員を生じたる爲補充選舉會を開き本名を當選者と決定したり。

運動日誌

三、七 社大黨本部は中野支部、同淀橋支部準備會に對し統制運
 反と爲し解體を命ず。
 七 社大黨本部は中野支部員橋浦時雄外三名(小堀、三浦、中
 井)を黨の統制を棄するものと爲し除名す。
 八 社大黨新潟縣委員長三宅正一代議士等の提唱により同
 縣長岡市雪害救済期成同盟會結成す。
 九 社大黨は廣田内閣に對する黨の態度(反對的)を聲明す。
 一 社大黨は本部會館建設費負擔金督促の爲め會計通達第一
 號を各關係委員宛發送す。
 一三 社大黨は豫算市町村會に對する各支部聯合會の活動狀況
 資料蒐集の爲議會部通達第一號を各支部聯合會宛發送
 す。
 一五 國社大阪黨務局は常任委員會を開催、役員を改任し、常
 任黨務委員會統制下に組織、宣傳、教育、出版、財政部
 の三部門を新設し其の陣容を強化せり。
 二二 社大黨本部は宣傳部通達(遊説に關する No.1,2)を各支部聯
 合會宛發送す。
 二四 新國同、佐々井一具檢擧さる。
 二五 大日本國民同志會(準)は、「時局通信」を一千部を創刊し
 たるが同紙中「雪國の農民より何時更生出来るんだ」と題
 する記事は公安を害する處あり即日發禁處分に附せられ
 たり。

三、一 全日本労働總同盟在京中央委員懇談會を開催し帝都不祥
 事件に對する態度を協議す(本文参照)
 三 福岡縣若松港内小型汽船乗組員約六百名を以て若松港邊
 同志會發會式を舉行す。
 二〇 日本海員組合第四回評議員會を開催し廣田常任顧問の辭
 任を承認す(本文参照)
 二七 日本産業労働俱樂部常任理事會開催(本文参照)
 日本労働組合會議政治委員會を開催し「メーデー」對策外四
 件を討議せり。

農民運動

二、二四 全國農民組合總本部は、本部事務所に於て創立十五周年
 記念大會に關する件其の他の事項を協議す。
 三、五 全農創立十五周年記念大會準備委員會は指令第一號「全
 農創立十五周年記念大會を以てして記念大會のねらひど
 ころ」を發す。
 八 全農創立十五周年記念大會準備委員會は連示第一號「記
 念大會費割當納入に就て」を發す。
 一〇 全農創立十五周年記念大會準備委員會は連示第二號「記
 念大會出席者數責任割當について」を發す。
 一〇 全農創立十五周年記念大會準備委員會は連示第三號「聯
 合會史編纂に就て」を發す。
 一〇 全農創立十五周年記念大會準備委員會は連示第四號「郷
 土演藝出演に就て」を發す。
 一〇 全農創立十五周年記念大會準備委員會は連示第五號「大

労働運動

農民運動

三、一八 會費徴收並宣傳のため常任委員出張に就てを發す。
 全農總本部書記局は「全國書記會議開催について」を發
 す。
 二〇 全農創立十五周年記念大會準備委員會は連示第七號「地
 方に於ける記念の催しに就て」を發す。

朝鮮人の運動

二、二七 本日名古屋市南區濱町四丁目海員ホーム樓上に於て、縣
 市社會課員、關係小學校長、方面委員等二十五名會同し、
 朝鮮人兒童の就學問題に關する懇談會を開催せり。其の
 結果當面の對策として、(一)本年度新入學兒童約五〇名を
 洩なく入學せしむる方針の下に、方面委員、相愛會名港
 支部幹部等に於て入學手續の斡旋を爲すこと、(二)現在
 の未就學兒童二百余名の就學問題に關しては更に協議の
 上對策を講ずることと決せり。
 本年の獨立萬歲騒擾事件記念日も、各地共表面的活動な
 く平穩に経過せり。
 窃盜横領其他の被疑事件により、名古屋普通學校校長乙村
 承宅が檢擧せらるゝや、在名民族主義系一部鮮人間に於
 て右學校を繼承すべく策動せるも、縣當局に於ては既定
 の方針(昭和十年九月分)に基き廢止せしむることとせり。
 警視廳に於て取調中の自由労働者李贊淳は、全協加入目
 的遂行被疑事實に依り本日送局さる。
 警視廳編入鮮甲鄭然非發行の、「大和民族皇道生活運動」
 は(三月七日付)本日發禁處分に附せらる。

一五 兵庫縣尼崎市別所町墓下三一七番地尼崎耕地整理組合所
 有空地に於ける、朝鮮式バラック二九世帯一五〇名の立
 退問題は、客年十一月以來所轄署に於て兩者間を斡旋中
 の處、本日迄に稼働能力なき朴允玉、權基述居住の一戸
 を除き立退を完了解決せり。
 鮮人團體「荒川新陸會」機關紙「荒川新陸會ニュース」第四
 號(三月十五日付)は、本日發禁處分に附せらる。
 財團法人大阪府協和會は、本日定期理事會を開催し、昭
 和九年度決算及昭和十一年度豫算案を上程し、之を可決
 承認せり、引續き事業資金集方法に關し協議を重ねた
 るも決定に至らずして散會す。
 本日午前十一時より横濱市中區高島町二丁目新興俱樂部
 に於て、財團法人内鮮協會主催の下に、横濱、川崎、横須
 賀三市所在職業紹介所關係者四名及び鮮人を常時五名以
 上僱用する事業主六名會同し、鮮人就職問題に關する座
 談會を開催せり。
 在京鮮人團體「黒友聯盟」は、日本無政府共產黨事件によ
 り責任者洪性煥が檢擧せられ、潰滅の狀態に陥りたるが
 本日遂に解散届を所轄署に提出せり。
 東京市深川區會議員徐文柄は客年末より病氣療養中の處
 本日死亡せり。
 在京アナ系團體「朝鮮東興労働同盟」本日事務所を小石川
 區諏訪町二徐相漢方に移轉せり。
 在神朝鮮人團體代表者間に於ては、本月八日以来前後三
 四回に互り渡航證明書問題に關し會合協議を重ねつゝあ

運動日誌

運動日誌

りたるが、該制度の撤廃乃至緩和運動展開の爲め、縣下所在鮮人團體聯合會を結成すべく策動中の處、本日、準備委員會に於て縣社會課を通じ一時歸鮮證明書下附範圍の擴張並之が緩和方に關し嘆願することとし、聯合會組織は一先づ中止に決せり。

在京鮮人團體「麻薬中毒者救護會」は、現在内地人二名鮮人三六名の中毒者を收容中の處、東京府より常時一〇〇名以上の中毒者委託收容を條件として、昭和十一年度經常費豫算中より助成金一万三千圓の交付を受けることとなりたるを以て、現在收容所隣接地に約二八〇坪の土地を借入れ工費一万二千圓を以て新たに收容所を建設すべ

く目下準備中。

在阪鮮人團體内鮮向上會は、大阪府内鮮族和事業調査會の方針に則り活動中にして、経営に係る錦莊託児所は現在幼児四二名を保育しつつありて其成績見るべきものあり、近く府社會事業の一として組織化せらるゝ豫定。

大阪府岸和田市に於ては、同市並松町同下之町所在の六八戸其他數個所の鮮人不良住宅は、市の美觀風致を害し、且つ衛生上弊害甚だしきものありとして之が整理を企圖し、同市南土町所在民有地に朝鮮住宅六疊七月、四疊半四三戸、計五〇戸、外に浴場二ヶ所を建設すべく目下起工中。

三、一
三、二
三、三
三、四
三、五
三、六

三、一
三、二
三、三
三、四
三、五
三、六

表覽一體運動運會社るな主

青年同盟		青年隊		青年聯盟		青年聯盟		青年聯盟	
青年同盟	青年隊	青年隊	青年聯盟	青年聯盟	青年聯盟	青年聯盟	青年聯盟	青年聯盟	青年聯盟
日本消費組合聯盟	日本消費組合聯盟	日本消費組合聯盟	日本消費組合聯盟	日本消費組合聯盟	日本消費組合聯盟	日本消費組合聯盟	日本消費組合聯盟	日本消費組合聯盟	日本消費組合聯盟
日本農村協同組合協會	日本農村協同組合協會	日本農村協同組合協會	日本農村協同組合協會	日本農村協同組合協會	日本農村協同組合協會	日本農村協同組合協會	日本農村協同組合協會	日本農村協同組合協會	日本農村協同組合協會
全國水車社、一部	全國水車社、一部	全國水車社、一部	全國水車社、一部	全國水車社、一部	全國水車社、一部	全國水車社、一部	全國水車社、一部	全國水車社、一部	全國水車社、一部
日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合
全國借家人同盟	全國借家人同盟	全國借家人同盟	全國借家人同盟	全國借家人同盟	全國借家人同盟	全國借家人同盟	全國借家人同盟	全國借家人同盟	全國借家人同盟
日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合	日本借家人組合
全國水車社、一部(解散聯盟)	全國水車社、一部(解散聯盟)	全國水車社、一部(解散聯盟)	全國水車社、一部(解散聯盟)	全國水車社、一部(解散聯盟)	全國水車社、一部(解散聯盟)	全國水車社、一部(解散聯盟)	全國水車社、一部(解散聯盟)	全國水車社、一部(解散聯盟)	全國水車社、一部(解散聯盟)

二、中國人(滿洲國人)送還調 (昭和十一年三月中)

取扱官廳	本籍、職業、住所、氏名、年齢	渡來後ノ經歷	送還事由	送還月日、田圃地、船名、行先地
北海道	福建省福清縣 札幌市北七條西二丁目芦崎 ノエ方 吳服行商 郭 孝 友 三八	大正十五年四月福岡ヨリ轉入セ ルモ肺結核及「モルヒネ」中毒ニ テ行商不能且惣盜、賭博常習容 疑者、	要救護	三月二十四日、小樽、高見山丸、 青島
警視廳	江蘇省江北縣 王子區下十條九五一佛國人 アールイビネリイ方 料理職 潘 明 三 寛 三三	昭和十年十二月「ルイビネリイ」 家事使用人トシテ横濱ニ渡來、本 年二月中ヨリ同人經營ノ芝罘新 橋三丁目一〇所在西洋料理店ノ 料理職ニ轉嫁	無許可労働	三月二十日、横濱、六甲丸、上海
	浙江省永嘉縣 荒川區南千住町三ノ八三潘 洪坤方 人夫 徐 崇 發 三一	昭和四年四月兼行商トシテ門司 渡來直ニ上京人夫トナリ轉々 セルモノ	同右	同右
	同右 同右 人夫 陳 洪 有 三〇	昭和四年二月兼行商トシテ門司 渡來直ニ上京人夫トナリ轉々 セルモノ	同右	同右
	浙江省瑞安縣 城東區大島五ノ四〇九樓進 發屋方 人夫 王 寶 珍 三七	大正十四年二月兼行商トシテ神 戶渡來直ニ上京人夫トナリ轉 轉セルモノ	同右	同右

同右 城東區大島町五ノ四〇九 興屋方 人夫 胡 正 光 三一	福建省閩侯縣 本所區龜潭町三ノ七大井慶 五郎方 理髮職 潘 依 佛 三二	大正十二年神戸渡來、京都ヲ經 テ昭和二年五月上京理髮職トシ テ轉々中ノ處昭和七年一月頃ヨ リ邦人松本某ノ内妻川上みつ(三 十二年)ト姦通シ居ルコト判明	素行不良	三月二十五日、横濱出帆、筑波丸、 上海
同右 浙江省瑞安縣 城東區大島町五ノ四〇九 人夫 吳 德 銀 三二	浙江省青田縣 城東區大島町一ノ一四二新 商屋方 人夫 葉 竹 三 五 仁	昭和二年九月兼行商トシテ神戸 渡來、大阪ヲ經テ昭和三年十月 上京人夫トナリ轉々セルモノ	無許可労働	同右
同右 深川區石島町二一〇 人夫 林 誠 潘 三五	同右 深川區石島町二一〇 人夫 金 玉 山 三九	昭和四年二月兼行商トシテ名古 屋渡來直ニ上京人夫トナリ、神奈川 ヲ經テ昭和七年八月上京轉々セ ルモノ	同右	同右
同右 浙江省瑞安縣 深川區石島町二一〇 人夫 金 玉 山 三九	同右 浙江省瑞安縣 深川區石島町二一〇 人夫 金 玉 山 三九	大正十三年兼行商トシテ神戸渡 來各地轉々後昭和九年八月上京 セルモノ	同右	同右
同右 江西省南昌縣 京都市東山區清水三ノ三三 理髮職 買 金 五 九 標	同右 江西省南昌縣 京都市東山區清水三ノ三三 理髮職 買 金 五 九 標	大正十三年三月兼、小間物行商 トシテ門司渡來、大阪ヲ經テ同 年八月上京人夫トナリ轉々セル モノ	同右	同右
同右 京 都	同右 京 都	老衰シ從業不能ニ陥レルモノ	要救護	二月二十八日、神戸、長崎丸、上 海

種別	住	所	氏名	摘
同右 久世郡淀町徐廣庵 理髮職 胡 毛子 三三	無許可ニテ勞働ニ從事シ常ニ住居ヲ轉々トセルモノ	無許可勞働	三月三日、神戸、上海丸、上海	
福建省福清縣 林 興 祥 四九	昭和十年五月阿片煙ニ關スル罪ニ依リ懲役十月ニ處セラレ三月七日滿期出所	犯罪	三月十日、大阪、筑波丸、上海	
福建省福清縣 吳服行商 陳 名 炎 二三	昭和六年六月神戸渡來、埼玉縣ヲ經テ昭和七年十月轉入行商ニ從事中物盜(萬引)ニ依リ懲役十月ニ處セラレ三月十六日滿期出所	同右	三月二十一日、名古屋、六甲丸、上海	
上海 甲府市伊勢町二、四七七齋藤製糸場 火夫 張 善 成 三一	大正十二年渡來各地ヲ轉々吳服行商ニ從事シ同年十月轉入農業ニ從事シタルコトモアリ最近ハ火夫トシテ就働セルモノ	無許可勞働	三月二十五日、横濱、筑波丸、上海	
上海 東筑摩郡筑摩村小日今朝之助方 工場雜役夫 金 点 山 四五	大正十三年三月頃下關ニ渡來、大阪、京都、愛知等ヲ經テ昭和八年四月轉入、現ニ無許可ニテ就働中ノモノ	同右	三月二十一日、名古屋、六甲丸、上海	
福建省福州府 大阪市此花區上福島南一ノ三 理髮職 陳 寶 銘 三三	昭和十年二月阿片煙ニ關スル罪ニ依リ懲役八月ニ處セラレ二月末滿期出所、大阪府ニ於テ送還準備中逃走、大牟田在住中國人葉發亮方ニ潛伏中ヲ發見セルモノ	犯罪	三月二十四日、門司、六甲丸、上海	

外 諜 取 締 關 係

一、帝都叛亂事變に際する外國諜報機關の活動並其の取締狀況

(一) 總說 本年二月二十六日帝都叛亂事變の發生するや、各國大公使館を中心とする各外國諜報機關に於ては之が間隙に乗じ、事件に對する情報の蒐集並軍事、外交、内政、經濟其の他諸般の國情調査に活潑なる活動を爲しつゝありしを以て、尾行其の他の方法に依り外諜容疑者の視察内偵を嚴密にし又情報蒐集阻止のため各種の積極的對策を講ずると共に、他方大公使館等に對する保護警戒配備に依る出入人物の檢査嚴行と相俟つて極力情報蒐集の防止に努め、且諜報活動の最も著しき者に對しては左記の通り檢査を敢行せり。

(二) 蘇聯邦大使館關係邦人の軍機保護法及治安維持法違反檢舉 (1) 被檢舉者 三月四日より同末日迄に檢舉せられたる者左

表の如し。

種別	住	所	氏名	摘
大使館情報部通譯 同用度係	東京市麻布區森元町一ノ二七ノ二二八		井 上 滿	
同用度係	同市中野區高根一五		有 村 俊 雄	
總領事館通譯	同市麻布區飯倉片町六		黒 田 辰 男	

外 諜 取 締 關 係

海軍武官通譯	同市中野區高根一五	河野重弘	
館員語學教師	同市芝區西久保八幡町九太田方	宇山謙郎	
	同市麻布區新龍土町一二	秋津賢二	
	同市芝區神谷町一八關亮一方	中野近惠	三月十九日釋放
	同市荏原區中延町五六九	秋山憲夫	三月十七日釋放
無職	同市麻布區谷町四一麻布アパート	小林吉作	
筆耕	同市杉並區高圓寺一ノ六六富士見館内	吉田武	三月十三日釋放
谷川書店主(大使館出入)	同市麹町區麹町六丁目三ノ一	村上三治	三月十七日釋放
翻譯業	同市目黒區上目黒四ノ二一四五	平野英雄	三月十九日釋放
翻譯業兼語學教師	同市中野區宮園通一ノ一八	瀧沼裕三郎	
對蘇ブローカー	同市神田區錦町三丁目芳千閣ホテル止宿	森猛熊	
朝日新聞記者	同市世田ヶ谷區玉川尾山町二二二	林廣吉	三月二十三日釋放
野田經濟日報社員	同市澁谷區幡ヶ谷中町一三九九	中村猛	同右
南部商會會員	同市麹町區丸ノ内仲通四號館	清水利喜	
日本政治新聞社長	同市品川區大井元芝町六七一	河内午之助	
社會大眾黨員	同市四谷區須賀町一〇	九津見房	
翻譯業著述業	同市下谷區谷中初音町四ノ五	川崎巳三郎	

(2) 事件の概要

蘇聯邦大使館通譯同領事館通譯同日公館員語學教師等は何れも治安維持法違反に依り執行猶豫中文は起訴留保の者若くは共產主義者にして彼等は好んで蘇聯邦の諜報機關となり、館員の指導統制に依り從來我國の軍事、外交、内政、經濟、資源其の他各般に涉り多數の情報を蒐集又は翻譯して之を蘇側に提供しをりたる事實あり。加之今次の事件突發するや、其の活動著しく既に我國に不利なる數種の情報を蒐集し之が提供を企て居る者ありたるを以て、三月四日以來警視廳に於て之が檢擧を爲し軍機保護法及治安維持法違反被疑事件として引續取調中

(三) 中華民國大使館關係邦人檢擧

中國關係に於ては二月二十八日大使館諜者東京市世田ヶ谷區松原町二ノ六五三無職黒澤禮吉、三月五日東京市向島區吾嬬町一ノ一九加藤昇を檢擧せり。黒澤は昭和十年九月及十月の二回に中國大使より金五百圓を貰ひ、更に同年十月十四日より同代理大使丁紹侯の專屬諜者となり、毎月三百圓宛の手當を支給せられ、爾來我國の軍事、外交、殊に對支政策に關する多數の情報を提供したる事實あり。又叛亂事變に際しては之が情報を蒐集し結果報告を爲すべく徘徊中を檢束せられたるものなり。取調の結果三月十九日軍機保護法及陸軍刑法違反事件として送致す。

(四) 英國諜者の拘留及諭示退去

二月二十七日東京市麹町區内山下町帝國ホテル止宿容疑英國人「エルジー・サムソン」を檢擧せり。本名は昭和九年一月渡來し爾來我國軍用資源の調査に専従し今次の事件に關し諸種の策動を企てたる事實あり、取調の結果英國大使館諜者たるの確證を得たるを以て拘留二十日に處じ三月十五日諭示退去せしむ

(五) 其ノ他

東京市品川區大崎町一丁目八六六帝都日々新聞社員武藤直嘉は、事件發生以來盛に伊太利大使館に出入又は電話し情報提供の疑あり二月二十八日檢束三月七日嚴諭釋放す。

二、國情調査容疑照會調 (昭和十一年三月中)

照會月日	照會者	被照會者	照會内容	府縣名	摘要
二、一	神戸獨逸國總領事	横濱税關	珐瑯鐵器輸出數量、價格、國別等	府縣名	不回答
二、一	横濱ヴェネズエラ國領事	同前	夕國より輸入せる貨物の數量、價格等	同	公表の範圍内に於て回答
二、二	横濱ブラジル國領事館	同前	珈琲(種子)輸入國別數量價格等	同	同
二、二	横濱英國代理領事	同前	昭和十年中に於ける石綿輸入國別數量、價格等	同	不回答
二、四	印度ラホール市フエロゼバシリアンズ、エンド、マイヤース商會	東京商工會議所	自動車及同部品に就て製造家及び輸出業者氏名	警視廳	同
二、四	佛國アフリカボーボーデーオラソ	同前	同前	同	同
二、四	フエレル、エンド、メイエル商會	同前	同前	同	同
二、四	英領アフリカ、ナイゼリア州ラゴス市	同前	男子フェルト帽、女子フェルト帽、子供帽子に就て製造家、輸出業者氏名(毒瓦斯用マスク原料に供せらるるもの)	同	同
二、四	州ラゴス市	同前	同前	同	同
二、四	アネコ貿易商會	同前	同前	同	同
二、四	香港市	同前	自動車に就て製造家及輸出業者	同	同
二、四	極東マーチャント、コムマシヤル商會	同前	同前	同	同
二、四	西印度ホトリコ、サンジユアン市	同前	カーバイトに就て(爆薬原料)製造家及び輸出業者氏名	同	同
二、四	ニューナイテッド、デストリ	同前	同前	同	同
二、四	イビニター	同前	同前	同	同
二、四	英領イラク國、バグダット	同前	同前	同	同
二、四	アルバート、イス、スーフア	同前	セメントに就て製造家及び輸出業者氏名	同	同

社會運動の國際的連絡關係

一、北米方面よりの邦文左翼出版物に依る宣傳

二、七	英領西印度、バードス、ブリヂタウン市	同前	自動車に就て製造家及び輸出業者氏名	同	同
二、七	ビエル、マツフェイ	同前	同前	同	同
二、七	印度ゴア州、マルガオ市	同前	同前	同	同
二、七	ダブリユー、コレスト、バー	同前	セメントに就て製造家及び輸出業者氏名	同	同
二、七	希臘アゼンヌ、市ジ、スタ	東京商工會議所	瓦斯マスクに就て製造家及び輸出業者氏名	警視廳	同
二、七	プロウ四番	同前	同前	同	同
二、七	ゼー、ビー、バラマラス	愛知縣岡崎商工會議所	愛知縣岡崎市湖池所在日本自動車株式會社に關する調査	愛知	同所には該當會社なき旨回答
三、五	在名古屋	同前	同前	同	同
三、五	米國領事館	同前	同前	同	同
三、一六	長崎駐在英國領事	長崎税關	昭和十年中に於ける漁網類、ロープ、亞麻、綜纒類の輸出先、數量、價格等	長崎	公表の範圍内に於て回答
三、一六	エフ、シー、グレートレック	同前	同前	同	同
三、一七	中央アジア、パレスチン、ジ	同前	同前	同	同
三、一七	ヤフア市	同前	同前	同	同
三、一七	東洋貿易商會	同前	同前	同	同
三、一七	横濱市ロイド保險會社代理	同前	同前	同	同
三、二〇	店	同前	同前	同	同
三、二〇	コンス商會船保保險部	同前	同前	同	同

北米方面より邦文左翼出版物の送付に依る社會運動の國際的連絡活動は最近稍、沈靜の状態にあり。本年三月中に於ける重要な事例を舉示すれば次の如し。

社會運動の國際的連絡關係

發見月日	發 送 者	送 付 先	事 例
二、二四	北米シヤトル市バ イン街	大阪市此花區 舊日本労働同盟 大阪聯合會	「全的合同に向つて」(一九三六、二月號頁數一五頁) 内容 (一) あらゆる障壁を退けて全的合同へ 我々は英雄的日本プロレタリアートの勢力が強化され彼等が全的合同、そして資本主義とファシズムに對する勝利に向つて大膽に前進することを信じて止まない…… (二) 統一戦線を破壊するな 第三回反戦反ファシズム會議終る 機械力利用と労働再編成—スタハノフ運動 結束して臨時工廢止へ 英國五十萬炭坑労働者ストライキを準備 慎重に準備せよ ファシスト危険の適例 (八X七X六X五X四X三X二)
三月初旬	ロスアンゼルス	兵庫縣尼崎市外小 田村 田 浩	一、「全的合同に向つて」同前 二、「徴文」部(太平洋労働者特報)、「一九三六年一月二十五日附」 「統一戦線を破壊するな」と題するもの
三月初旬	シヤトル市 海上通信社	在神戸 日本海員組合教育 出版部長	「海上通信」第三卷第一號昭和十一年一月三十日附 「ファッシュ」と如何に闘ふべきか、祖國をまもれと中國の民衆運動等々の記事 あるもの
三、一四	ロスアンゼルス局 の消印あり	鹿兒島市武町五七 新名 眞 藏	「全的合同に向つて」同前 「統一戦線を破壊するな」同前

情報其の他

一、中國共產黨に對するコミンテルンの指令

中國共產黨はコミンテルンより國際路線打通を命ぜられたるに依り、曩に四川西部に在りたる共産軍(毛澤東、朱德及徐向前等)を動員し、毛澤東をして金沙江の東より甘肅を経て青海、新疆に向はしめ、朱德をして金沙江の西より一路青海を経て新疆へのコースを取らしめたるが何れも失敗に歸し、現に毛澤東は陝北に、朱德及徐向前等は四川西部に逆戻り居る状態に鑑み、最近コミンテルンは中國共產黨に對し全能力を北支に集中すると共に、各地に分散せる共産軍を漸次西北に集結して西安を中心に、左右兩面即ち山西、河南を衝き、隴海線を利用し、河南省鞏縣の孝義兵工廠を奪取して武器の充實を期し、共産軍の力量を北支及西北に集中せしむべき旨指令せりと。

二、在哈英米總領事館の日滿國情調査網

最近の情報に依れば、在哈爾濱英米總領事館に於ては、極東に於ける日本の行動を諜知すべく周到なる調査網を組織し頻りに活躍しつゝあり。其の主要調査項目は左記の通りにして就中英國は特に飛行機の調査に主力を傾注し居る趣なりと。

左記

一、軍事及政治事情

- (1) 日本承認下にある滿洲國內に於ける工作內容
- (2) 反米宣傳を強化せんとする日本の工作狀況
- (3) 極東外蒙に於けるソ聯赤軍の現有勢力

情報其の他

(4) 自派露人の政治工作及關係團體の工作狀況

- (イ) 親日派たる之等團體數
- (ロ) 指導的立場にある幹部員の數
- (ハ) 日本とソ聯との衝突時に於ける向背の狀況

二、一般經濟事情

- (1) 滿蒙に於ける日本系銀行の獨立工作並に滿洲國銀行との關係
- (2) 滿洲に於ける日本資本下に統制せられんとしつゝある諸企業の現況

(4)(3) 滿蒙市場に於ける日本資本及企業との競争の能否
滿蒙經濟市場に於ける外國特に英米關係企業の受けつゝある損害、壓迫

三、ソウイェト汽船の不開港寄港事件

堪察加「ベトロバウロフスク」より浦鹽への航行途中にありたるソ聯邦國營船舶部所屬「スウチヤン」號と、之に石炭補給の爲め浦鹽方面より來航せる「ドヴィナ」號は、三月十九日北海道矢越沖に於て邂逅、共に當該官廳の正當なる許可を得ることなく、同日津輕半島三厩に不法寄港せり。

同地が軍事上樞要地點なるに鑑み、軍部、檢察當局とも密接なる連絡を保持し、兩船を青森港に廻航を命じ、嚴重なる取調を行ひたる結果、三月三十一日兩船長を船舶法第三條違反として青森地方裁判所檢察局に送致し、目下檢察局に於て引き続き取調中なるが、警察當局に於ても要塞地帯法違反、國情調査容疑等に付必要なる取調を續行し居れり。

- (イ) スウチヤン號が十一日「ベトロ」を出帆十四日既に石炭缺乏の電報を發したること
- (ロ) 十七日青森縣尻矢岬沖東方太平洋上航行中浦鹽日本總領事に對し外交全權より不開港たる三厩を指定し入港につき交渉ありたること
- (ハ) 三月十八日より十九日に互り北海道根法華沖一湊地點に無許可投錨したる點
- (ニ) 石炭缺乏し居るに不拘函館港に入港せず航行を續けたること

- (ホ) 津輕要塞全部に涉り縱横に航行せる事實殊に三厩附近は昨年末新に要塞地帯として設定されたる重要地點なること
- (ヘ) 浦鹽に於けるソ聯外交機關の交渉に多くの疑問の點の存すること等なり。

以上の諸點より考察するに、三厩は最初からの入港豫定地にして、其間種々の作爲的工作の行はれたるは明白なり。輒近ソ側が我國力、軍機、國情偵知に對し諜知機關の總動員を行ひつゝあるは想像に難からず、今次事案の如きも、其事象の一端として將來取締上特に注意を要する點なりとす。

昭和十一年四月二十日發行

佐々木 鳩

嚴
秘

特高外事月報

昭和十一年八月分

內務省警保局保安課

凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要な關係出版物を輯録するものとす。
- 一、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 一、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 一、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特 高 關 係

- 一、共產主義運動
- 一、國家(農本)主義運動
- 一、政黨運動
- 一、労働運動
- 一、農民運動
- 一、商工運動
- 一、水平運動
- 一、朝鮮人運動
- 一、宗教運動
- 一、無政府主義運動
- 一、其の他の運動
- 一、消費組合運動
- 一、借家人運動
- 一、其の他

外 事 關 係

- 一、入國、居住、送還
- 一、社會運動の國際的連絡關係
- 一、外謀取締關係
- 一、情報其の他

特高關係

(運動狀況)

一、概説……………一

二、共產主義運動の狀況……………一

一、日本労働援會準備會の運動狀況……………六

二、寄宿内に於ける左翼學生檢舉の狀況……………六

三、最近に於けるプロレタリア文化運動……………六

〔附〕新文化團體結成狀況調……………三

四、労働藝術家聯盟の自然消滅……………三

五、日本無産者労働同盟の運動狀況……………三

一、國家(農本)主義運動の狀況……………二

一、叛亂事件審理狀況……………二

二、寺内陸相暗殺豫備犯人の檢舉……………二

三、神兵隊事件關係者の動靜……………二

四、東方會の近狀……………二

五、直心道場の動向……………二

六、建國會の運動狀況……………二

七、最近に於ける熱運動の狀況……………二

八、右翼戰線統一運動の狀況……………二

九、反人民戰線運動の擡頭……………二

一〇、帝國在郷軍人會の近狀……………四

一、政黨運動の狀況……………四

一、新日本國民同盟の情勢……………四

二、愛國政治同盟の情勢……………四

三、大日本生産黨の情勢……………四

四、立憲修正會の情勢……………四

五、社會大衆黨の情勢……………四

労働運動の狀況……………四

一、労働熱産協議會並びに關係労働團體等の政治戰線……………四

一運動等の狀況……………五

二、第二十一回第二十二回國際労働總會労働代表及び顧問推薦等の狀況……………七

三、關西農國労働協議會結成狀況……………七

四、官業労働組合合同等の狀況……………七

五、日本労働組合會議擴大執行委員會狀況……………八

六、愛國労働組合全國懇話會の情勢……………八

農民運動の狀況……………八

一、全農の議會報告演說會開催狀況……………八

目次

二、北日本農民組合の情勢……………八

三、皇國農民同盟の情勢……………八

四、農村關係諸團體の農村救済運動の狀況……………九

一、商工運動の狀況……………九

一、日本實業組合聯合會の運動……………九

二、商工會議所の運動……………九

三、賣藥業組合の運動……………九

朝鮮人運動の狀況……………九

一、最近に於ける民族主義運動の擡頭狀況……………九

二、南鮮水害救済運動狀況(其の一)……………一〇

三、在支不逞鮮人の近況(其の五)……………一〇

四、朝鮮人の内地出入狀況調……………一〇

一、宗教運動の狀況……………一〇

一、正法顯揚聯盟の運動狀況……………一〇

二、宗教(信仰)を利用する不正行爲の取締……………一〇

(雜 錄)

一、特高關係主要機關紙發行狀況……………一三

一、運動日誌……………一四

(研究資料)

一、國家(農本)主義運動……………一九

一、我々は斷じて「右翼」ではない(三六俱樂部機關誌)……………一九

986(八月號所載)……………一九

二、人民戰線運動の概況(三六情報第三十六號拔萃)……………二四

外事關係

一、概説……………一

一、入國、居住、送還關係……………一

一、中國人(滿洲國人)入國禁止調……………一

二、中國人(滿洲國人)送還調……………一

一、外謀取締關係……………一

一、輕井澤に於ける怪無電の發信……………一

二、蘇聯邦大使館通譯の軍機保護法違反被疑事件起訴收容……………一

三、國情調査容疑照會調……………一

一、社會運動の國際的連絡關係……………一

目次

目次終

- 一、長官部機関誌……………三三
- 二、中野人(新報)……………三三
- 三、中野人(新報)……………三三
- 四、人間(皇軍)……………三三
- 五、人間(皇軍)……………三三

代筆関係

- 一、長官部機関誌……………三三
- 二、中野人(新報)……………三三
- 三、中野人(新報)……………三三
- 四、人間(皇軍)……………三三
- 五、人間(皇軍)……………三三

- 一、長官部機関誌……………三三
- 二、中野人(新報)……………三三
- 三、中野人(新報)……………三三
- 四、人間(皇軍)……………三三
- 五、人間(皇軍)……………三三

- 一、長官部機関誌……………三三
- 二、中野人(新報)……………三三
- 三、中野人(新報)……………三三
- 四、人間(皇軍)……………三三
- 五、人間(皇軍)……………三三

特高関係

運動状況

概説

八月中に於ける各種社会運動を概観するに共産主義運動にありては、その運動漸次擡頭の勢を示しつつあり。即ち従来の例に徴するに共産主義運動の勃興は常に文化運動をその魁と爲したるものなるが、最近プロレタリア文化運動漸く活動的となり、従来のグループ的組織は再び全国的組織化の傾向を辿り、又新なる文化團體續々結成せらるゝと共に、單なる親睦聯絡を目的とせる團體も、漸次左翼思想の宣傳煽動乃至は非法組織の素地たらんことを期するに至り、其他同人雑誌の續出、左翼出版物の發行増加、更に一般出版物の左翼的記事掲載の傾向愈々顯著となりつゝある等、最近の共産主義運動の擡頭を裏書せるものとして注目を要するものあり。而してプロレタリア文化團體の現況は昭和十一年六月末に於て九九團體其の加盟人員四、三二六名を算し、昭和九年末のそれに比し五五團體、加盟人員二、五四八名の増加を見たる状況なり。

右翼運動方面にありては叛亂事件の審理は其の後も順調に進捗しつつありて、叛亂部隊關係者を除き既に起訴せられたる者一五名、不起訴決定者一四名に及びたり。所謂肅軍異動に對しては一部右翼急進分子に於て維新派に對する全面的攻勢なりとて當局の措置を論難するものありたるが、八月八日福岡縣下に於て檢擧したる黒田實は、寺内陸相暗殺の目的を以て東上中なる事判明し、殺人豫備罪として同月二十六日送局さるゝに至れり。右翼團體戦線統一運動は皇農戦線統一運動、維新

政黨結成準備會を中心とするもの、外、純正日本主義青年運動全國協議會結成準備會の運動擡頭したるが、更に關東に於ては八月異動によりて豫備役に編入されたる橋本大佐一派に於て、大右翼政黨結成の劃策あるやにて情勢益々混沌たるものあり。右の内實勢力最も堅實にして將來性を有つは、關西の皇國農民同盟を中心とするものと、關東の愛國労働農民同志會を中心とする戦線統一運動なるが、此間兩派は勢力抗争、感情問題等を繞りて兩者對立の觀を呈するに至りたりと雖も、小林順一郎、吉田賢一等の主張せる勞農協議會は關西側先づ之を結成し關東側亦之に倣ひて同一形態を執らんとしつゝあるを以て、此點より觀れば未だ兩派の決定的分裂を云爲するは早計の觀あり。在阪維新政黨準備會は當初の掛聲に似ず其の後不振の狀態を續け居れり。又純正日本主義青年運動全國協議會結成準備會は、八月二十三日京都に於て初會合を行ひたるも今後の動向に關しては未だ必ずしも明確ならざるものあり。斯くの如く一度は右翼戦線統一の急務を絶叫したるに拘らず最近各方面の運動が稍々停頓の状態にあるは、勿論資金關係感情問題其他複雑せる事情あるべしと雖も、一面過般の所謂肅軍異動により豫備役に編入せられたる軍人等の動向を靜觀し居れる事情も亦有之べしと思料せらる。斯る情勢の下に於て小林省三郎中將の事務所設置、橋本欣五郎大佐の新黨組織準備會等の傳へらるゝあり、戦線統一運動情勢は彌が上にも錯雜性を思はしむるものあり。尙所謂人民戦線運動の擡頭と共に右翼戦線に於ては既にその反對運動の勃興を見つゝあるが、本運動に於て注意すべきは、自由主義は所謂人民戦線とその思想的基調に於て同類なり、故に現支配層は人民戦線派なりとの理由を以て恰かも往年の國體明徴運動の如く殊更に大衆を煽動して問題を紛糾せしむるに非ずやと憂慮さるゝ點にして、之が動向は人民戦線派の運動と共に注目を要する所なるべし。

政黨運動にありては、新日本國民同盟本部派は組織の擴大強化のため本部の機構を充實し地方支部との有機的緊密化を圖

り一方革正派の排撃に努めつゝあり。之に反し革正派は高橋忠作は愛國農民團體の組織伸張に狂奔中なり。愛國政治同盟にありては總務委員代行會に於て同盟再興に嚮心すると共に同盟指導下にある日本中小商工聯盟は百貨店法制定商業組合法改正の請願運動、高島屋十錢ストア排撃運動等を通じて其の擴大に努めつゝあり。又大日本生産黨最近の内部情勢は神兵隊事件關係尖鋭分子がフラクション的活動を續けて其の中心勢力を占むると雖も、八幡博堂一派及永富以徳一派等又夫々の勢力を形成しつゝありて其間頗る錯雜せる空氣を醸しつゝあり、首腦部の統制宜敷きを得ざるに於ては内部的軋轢表面化するにあらざるやの情勢にあり。尙本黨は八月十三日大阪に於て創立を見たる大阪官業労働組合の社大黨支持に對し、反對運動を起し組合關係當局に對し警告或は進言書を提出する等の舉に出でつゝあり。立憲養正會は會員百萬獲得の爲めに全國各區聯合支部宛電報等を發し或は幹部を派遣して鞭撻しつゝあり、各地支部も本部の指導に基き會員募集に狂奔しつゝあるも運動は依然獨善的域を脱せざる爲め意識的會員の獲得は至難の情勢にあり。社大黨は政府の國策發表に對して、代議士會に於て検討を爲したる結果政府の國策には勤勞大衆の生活安定の爲めの根本政策皆無なりとなし現内閣不信任の態度を明白にし、更に書記長麻生久は國策内容の具體化に應じ一々之を擊破しゆく意圖あることを表明し、又黨の政策原案として「選舉法改正に關する意見」「議會制度改革に關する意見」及び「電力國營案要綱」を發表する所あり、一方勞農無産團體間に在りては社大黨をして無産階級戦線統一を目標とする反ファツシヨ闘争の中心勢力たらしめんとし、かゝる情勢を反映して黨勢は依然全國的に好調を以て伸展しつゝある模様なり。

勞働運動にありては、客月四日「反ファツシヨ人民戦線樹立」の推進力たらんとして勞農無産協議會再結成さるゝや、關東、關西等の左翼的勞働團體間にありては、勞農無産協議會及社大黨を中心とせる無産政治戦線統一運動愈々旺盛とな

れり。本運動は反ファツシヨ人民戦線樹立運動等と相絡みて、各團體の内部情勢乃至地方的特殊事情等により其の前途愈々錯雜化しつゝあり。一方愛國労働組合全國懇話會にありては、愛國労働團體の戦線統一の前提として先づ本月十九日關西地方に於ける本懇話會加盟團體と皇國農民同盟とに依り關西皇國労働協議會を結成せり。次に多年の懸案たりし陸軍大阪工廠内の官勞向上會と總聯盟大阪官業労働組合は本月十三日合同大會を舉行せるが、陸軍當局は之れに對し何等かの措置を講ぜんとする模様にして其の反響は相當注意を要するものあるべし。

農民運動にありては、全國農民組合の「小作法制定、農村更生策斷行の輿論喚起を目的とする」演說會の開催、北日本農民組合の「反ファツシヨ人民戦線運動」への積極的參加等に依り左翼的農民關係の活動漸く活氣を呈せんとし、一面右翼農民團體たる皇國農民同盟の全國的組織擴充運動等亦漸次伸展しつゝあり。農村關係諸團體の動きとしては第六十九帝國議會を通過せる米穀、産繭、肥料の三法律施行に當り産業組合關係諸機關は全力を擧げて産業組合網の完成、組合内容の整備充實を期せざるべからずと爲し之が對策を講ずる處あり、又産業組合の課税、同事業制限、同監督制度の變更反對運動は其の後愈々熾烈化しつゝあり。尙産業組合五箇年計劃の豫定年限は明年度を以て終了する爲め爾後に於ける産業組合擴充方策に就き之が準備中なり。系統農會に於ける運動としては七月下旬九州地方を襲ひたる暴風雨の被害相當大なるものあり、殊に鹿児島縣は其の程度甚だしく同縣農會中心となり關係九州各縣農會と協力之が救済運動を爲しつゝあり。又新潟縣農會にありては税制改革に當り農村民の生活に關係ある消費税の増課を見合せられたき旨の陳情運動を爲し、徳島縣農會に於ては第七十帝國議會對策等に就き農業保險法の制定、農村負債整理法の改正等を要望することを協議する所あり、帝國水産會に於ては漁村並水産業金融機關として漁業組合中央金庫設置方の陳情運動を開始せり。

商工運動としては日本實業組合聯合會は税制改革並百貨店法制定に關し協議を爲し、政府に對し税制改革に就いては中小商工業の窮狀に鑑み収益税の是正、消費税に對する増課の考慮方を要望することとせり。尙反産運動としては同聯合會は産業組合の不當進出排撃に關するパンフレットを關係方面に配布せり。又三重縣四日市市商工會議所、徳島縣徳島市商工會議所に於ては産業組合に對する課税實現促進方に就き關係方面に意見書を提出する處ありたり。又産業組合の賣藥進出問題に關しても之が絶對反對の氣勢を擧げつゝあり。

宗教運動に就いては目下各廳府縣に於て類似宗教團體に對する嚴密なる基本調査を實施しつゝある所なるが、該調査の進捗と共に諸宗教々師又は新禱師ト占業者等の信仰心理を利用する不正行爲が續々曝露して之が檢舉剔抉を見つゝあり、就中惡質なるものにおいて醫師法違反、詐欺、不法監禁、傷害致死事件等に問擬せられつゝある狀況なり。又山形市に於ける正法顯揚聯盟は結成後異教徒の葬祭拒絶等に依り、徹底せる類似宗教排撃の策動を爲しつゝあり。

朝鮮人運動に於ては一時衰退を來せる民族主義運動は帝都叛亂事件を契機として再び據頭の機運を醸成するに至りたるが、更に第十一回オリムピック大會に於ける朝鮮出身選手の優勝は朝鮮民族の優秀性を立證せるものなりとして、斯る兆候に拍車を加へたるやの感あり、爾來内鮮兩地を通じて彼等の策動漸く表面化せむとする傾向あるを以て今後の動向相當警戒を要するものありとす。次に海外不逞鮮人の策動は依然として熾烈を極め、最近日支間の國交圓滑ならざる機會に乗じて、中韓合作に依る排日運動を計劃し目下輩下鮮人テロ分子を使嚇して各種の不逞工作に専從せしめつゝある事實あるを以て、何時之等分子の内地潛入を見るに至るやも計り難く時節柄特に嚴重警戒の要ありとす。

共産主義運動の状況

一、日本労働教授準備会の運動状況

(一) 労働大阪支部の活動状況

(1) 労働大阪支部に在りては豫而機關紙「さし延べる手」を發行しつゝありたるが、右は新聞紙法の適用を受ける爲、組織活動に諸種の弊害を招來する虞あるを以て今後は出版法の適用範圍に於て、主として職場の通信並活動状況を中心に掲載發行する事を申合せ、七月三十日「労働ニュース」と改題し、出版法に依り約三百部を發行配布せり。

(2) 労働大阪支部に在りては既報の如く残留分子に依り陣容を整備し、鮮人労働者、中小工場労働者を目標に下部組織の擴大に努め、在阪左翼團體との協同闘争を展開し、最近に至りては東成診療所の擴大運動、小岩井淨辯護士開業の基金募集、其他の裏面的策動に狂奔し居れるが、本月二十五日支部事務所に於て擴大常任委員會を開催し

(イ) 新指導者養成の爲書記局の陣容を擴大すること。

(ロ) 醫療活動は現社會情勢に於て最も重要な役割を果すものなりとなし、洪基喚、金貴榮を醫療部員に就任せしむ。

其他三件に就き協議決定せるが、左翼擡頭の氣運濃厚なるに鑑み其活動活潑となりたる傾向窺はるゝのみならず、舊評議會系分子は其背後より支部勢力の再建に協力し居る模様あり大阪府にありては注意中。

二、寄宿内に於ける左翼學生檢舉の状況

東京市本郷區弓町一丁目二十六番地上越學生寄宿舎は、新潟縣上越地方出身の大學、專門學校學生の寄宿舎にして、常に

二十名内外を收容し學生の自治組織に依り經營し居るが、昭和九年六月以降全舎生が共産主義の研究乃至は寄宿生活を革命的訓練場として生活し來りたる事判明したるを以て、警視廳に於て五月六日以降之が檢舉取調をなしたるが、その状況次の如し。

(一) 左傾の経路並に寄宿舎内R・Sの組織状況

東大法科三年生(當時一年)武田勝之助は、高等學校(四高)當時學内共産主義團體に加盟し、共産主義を信奉するに至りたるが、昭和九年東京帝國大學に入學し、同年五月十五日前記寄宿舎に入舎するや、舎内にR・Sを組織せんことを企圖し密かにメンバーの物色を爲し居りたる所、一方當時拓殖大學に在學中にして、同寄宿舎にありたる藤田庸三も、豫てより該主義を信奉し、R・S組織の希望を有し居りたる爲、兩者互に相知るに及び簡單に意見の一致を見、爾來舎生として古き經歷を持つ藤田庸三専らメンバーの獲得に努めたる結果、同年六月上旬大塚順司(當時明大豫科)古澤大二(東京外語)田浪丈夫(東京外語)宮川貞昌(東京帝大)を獲得し、之を第一部研究会メンバーとして、武田その責任者となり、舎内に於て一週二回宛ブハーリンの唯物史觀をテキストとして研究会を開催し、一方その組織擴大に就ては藤田庸三責任者となりて全舎生の獲得に努めたり。

斯くて武田、藤田の兩名は昭和十年一月十二日頃前記第一部メンバーを集め、全寄宿舎生のR・S獲得の手段方法及組織編成等に就き協議を遂げたる上、右R・Sメンバーをして舎内にR・S参加の空氣を醸成することに努めしめ、又當時寄宿舎委員たりし武田勝之助は他の寄宿舎委員を説得して同年一月二十日頃寄宿舎の最高決議機關たる全舎生會議に本問題を提唱せり。而して武田よりその提案理由として

「上越舎は舎生の經濟的負擔を輕からしめると云ふ目的の外に舎生の文化的向上を圖るといふ更に大きな目的を有する、

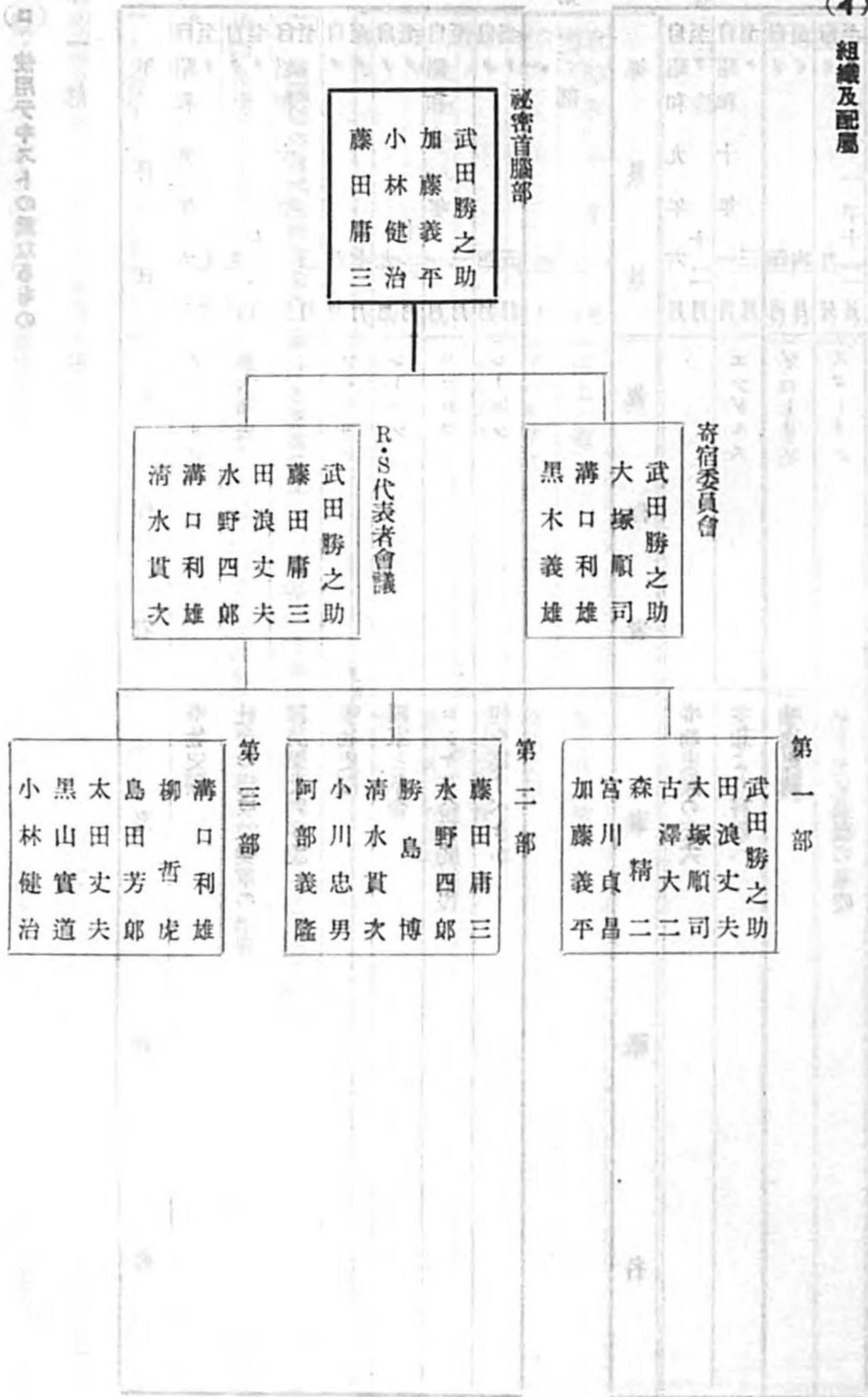
然るに従来後者は殆ど顧みられなかつた。従来此の寄宿舎は自治組織であつたが、それはブルジョアの自治組織であつた、新委員会(寄宿の執行機関)は舎生の文化的向上に主力を注がんとする、即ち舎内に於ける研究の自由、發表の自由、批判の自由を絶對に認める云々」

の説明を爲し、二三反對論者ありたるも多数を以て之を決定し、更に武田は豫て一部R・Sメンバーとの打合せに基き藤田庸三を文化委員に任命し、藤田をして組織、編成、部屬を發表せしめ、茲に寄宿舎の事業として(文化的向上發展の爲、研究發表の名の下に)共產主義研究組織に成功せり。

茲に於いて武田勝之助、藤田庸三の中心分子は更に小林健次、加藤義平をも加へ之が非合法首脳部を組織して寄宿舎生を指導することに決し、爾來一週一回宛首脳部會議を開催し、R・Sの方針及其他寄宿生活指導に對する協議を遂げ、R・S代表委員會及寄宿舎委員會を通じて其の具體化に努めたる爲、寄宿舎は全く共產主義學生の指導統制下に屬し、舎生相互間に於ては寄宿を指して「サウエートの舎」と自稱するに至れり。其の組織及當時の配屬並使用テキストの重なるもの次の如し。

「...」

(4) 組織及配屬



級闘争組織ヲ作ラシメル方針ヲ進ミマシク。寄宿舎ニ於テハソノクメノ革命的訓練ヲ與ヘル爲メニ努力致シマシク云々。而して各メムバーは右の方針に基き夫々在籍學校に於て組織に努むると共に、昨年暑中休暇の歸省を利用して、農村不況状態の調査、舊友への働きかけ等の活動をなしたるが、その具體的結果としては、昨年九月水野四郎が拓殖大學に於て五名の學生を獲得して「鍵」と稱する「回覽雑誌グループ」を組織したる外見るべきものなき模様なり。

(三) 檢舉者及事件の處置 本年五月舎生水野四郎が前述の拓殖大學組織關係に依り檢舉せられたるが、その取調を契機として前記の事情判明せるを以て、警視廳に於てその關係者たる次記十七名を檢舉取調の上その指導的任務に當りたる武田勝之助、藤田庸三、大塚順司の三名を治安維持法第三條違反として東京刑事地方裁判所検事局に送致し他は懲罰訓練の上釋放したり。

本	籍	姓	名	學	屬	年	齡
新潟縣西頸城郡糸魚川町大字上刈三八七戸主佐之助四男		武田	勝之助	東大法學部三年		二二	
同縣西頸城郡磯部村高石五三八戸主法健弟		長崎	達雄	東大文學部支那哲學科三年		二四	
同縣高田市木町三丁目五九番戸主多藏三男		森	精三	東大工學部電氣科三年		二五	
同縣西頸城郡青海町田海一〇四平民戸主覺理四男		黒山	實道	東大經濟學部一年		二四	
同縣中頸城郡菅原村字馬屋五五九平民戸主廣哲長男		柳	哲虎	東京外語獨語科三年		二三	
同縣同郡浦池村大字棚田一〇八三ノ一戸主惣八次男		田浪	丈夫	東京外語獨語科四年		二二	
同縣同郡新井町四三四戸主隆次長男		島田	芳郎	第二早高二年		二〇	

同縣同郡新道村大字上稻田八八八戸主宗六長男	溝口	利雄	東京醫專三年	二三
同縣同郡原通村田中新四五〇平民戸主円常二男	宮下	了英	東京高工二年	二二
同縣同郡津有村大字上野田二七平民戸主勇長男	小川	忠男	日大經濟科一年	二〇
同縣同郡直江津町字直江津二平民戸主實弟	太田	文夫	日本齒科醫專三年	一九
同縣同郡新道村大字上稻田一〇八二平民戸主留吉長男	清水	貫次	東京高工土木科三年	二〇
同縣同郡和田村大字島田五一九平民戸主重助長男	阿部	義隆	日大專門部工科一年	二〇
同縣同郡新道村大字大日三九〇ノ一平民壽治次男	大塚	順司	明大商學部二年	二二
同縣同郡谷積村有間川八四六	藤田	庸三	拓大商科卒業	二五
同縣同郡新井町小出雲一二〇平民戸主安治四男	水野	四郎	拓大豫科三年	二〇
同縣西頸城郡糸魚川町新屋四六戸主忠弟	勝島	博	早大專政經三年	二三

三、最近に於けるプロレタリア文化運動

(一) 概説 従前に於ける我國のプロレタリア文化運動は、概ね日本プロレタリア文化聯盟を中心とする運動なりしが、該聯盟は日本共産黨の指導下に、文化闘争と政治闘争とを結合せしめ、極力日本共産黨の主義政策を大衆に反映せしむることに努めたる爲、嚴重なる警察取締を加へらるゝに至り、又我國の社會客觀狀勢は、滿洲事變以來斯くの如き矯激なる運動の展開に極めて不利の情勢となりたる爲、右聯盟内にもその政治偏重主義に反對する一派を生じ、遂に昭和九年一月以來日本プロレタリア美術家同盟、同作家同盟、同演劇同盟の有力加盟團體は之より脱退し、自らの組織をも解體したる爲、

プロレタリア文化聯盟の陣營は致命的打撃を受くるに至れり。而して右聯盟を脱退せる分子は、從來の如き政治偏重主義を更むると共に、全國的組織を廢して、専ら「創作活動の旺盛化」、「新劇合同」、「親睦聯絡」等の名の下に、グループ的分散組織となし、客觀情勢の變化を俟たんとするやの状態に在りたる爲、プロレタリア文化運動は昭和九年頃より頓に不振の状況に陥りたり。

然るにコミンテルンは、昨年の第七回世界大會を契機として、日本に於ける共產主義運動の再興を企圖し、米國共產黨を通じて頻に策動を開始し、一方最近に於ける我國の内外諸事情は左翼意識の昂揚に拍車を加へつゝあるやの觀もあり、我國の左翼運動は漸次擡頭の氣勢を示すに至りたるが、先づプロレタリア文化運動は、その魁として已に活潑なる活動を展開せり。

即ち前記のグループ的組織は再び全國的組織化を圖らんとし、單なる親睦聯絡を目的とせる團體は左翼思想の宣傳煽動乃至は非合法組織の素地たらんことを期し、又新なる文化團體は續々結成せられ、其他同人雜誌の簇出、左翼出版物の發行増加、更に一般出版物の左翼的記事の掲載が愈々顯著となりつゝある等の状況なり。而してプロレタリア文化團體の現況は、昭和十一年六月末に於て、九九團體其の加盟人員四、三二六名を算し、昭和九年末に比し、五五團體、加盟人員二、五四八名の増加を見るに至れり。

之等の運動状況を掲ぐれば次の如し。

(一) プロレタリア文化運動の組織化の傾向

(1) 東京地方に於ける文學運動の指導體再建運動

東京に於けるプロ

レタリア文學運動は舊日本プロレタリア作家同盟解體後「創作活動の旺盛化」の名の下に、現實、文藝街、警笛、文學建設其他二十數種の同人雜誌に分散組織せられつゝありたるが、昭和十年以降(主として後半期以降)漸次之が横斷的結成の氣運醸成

すると共に、更に之を政治的に指導統一せんとする策動行はるゝに至れり。即ち文藝街、ズドンの關係者、淺野次郎、淺野辰雄、中島正伍の三名は、昭和十年十二月下旬東京市瀧野川區所在の「ズドン社」内に秘密裡に會合協議の結果、「文學運動の組織化を計る爲には、非合法活動をも辭せざる」ことに意見一致し、更に今後の運動方針として、(一)創作方法は組織方法と一致發展せしむること、(二)同人雜誌の統一を計り下からの組織を作ること等を申合せ、此の非合法グループを「三人會」と命名せり。

爾來その實踐活動として同志を糾合する爲本年一月十八日「作家に物を聞くの會」を開催し、同人雜誌「全貌」責任者牧山勝治事石原守明をメンバーに獲得し之を「四人會」とし、更に本年四月中旬古田陽造事小澤要を獲得し之を「五人會」とせり。

一方同人雜誌の協議會を非合法に持つべく其の目標雜誌を文藝街、羅針盤、文藝山脈、シンプレヒュール、文學實踐、東大春秋、ズドン等に決定し、策應したる結果、羅針盤、文藝街、全貌、ズドン等に依る協議會組織に成功せり。而して該協議會は「文學運動の基本的(政治的)組織となし、其の外廓に文學愛好者を以て新人クラブを組織し、その中より協議會にメンバーを吸収してその組織強化を圖り、必然的に黨結成まで進展せしむることとし、「黨結成後は「五人會」は文學運動團體内フラクションとして、活動する」の方針を以て活動しつゝありたるが、本年七月の所謂コムアカデミー關係者と同じく檢舉せらるゝに至れり。

(2) 東京に於ける學生新劇クラブの結成 昭和九年末頃より都下學生間に演劇研究熱熾となり、各大學專門學校等に劇の研究團體が組織せられつゝありたるが、日本新劇俱樂部は之を統一して自己の影響下に置くべく策動し、遂に本年二月一日東劇研究會(約三〇名)、法政大學劇研究會(約三〇名)、東京美術學校舞臺美術研究會(約三〇名)、明治大學劇研究會(約

三〇名)、明治學院劇研究会(約二〇名)、早大劇藝術研究会(約六〇名)、早大劇研究会(約三〇名)、慶應劇研究会(約三〇名)、日大劇研究会等を網羅せる學生新劇俱樂部を結成するに至れり。而して右俱樂部は、其の目的に關しては「學生演劇研究團體、一般學生演劇愛好者の相互の利便並に知識向上を計り併せて新しき演劇文化の爲に資す」と稱しつゝあるも、その後該俱樂部内容發展學生の策動により一般學生を左翼劇の觀賞に動員し、或は之が劇の批判會に名を藉り左翼思想の宣傳煽動を爲し居る情況にして、本俱樂部の結成も亦プロレタリア文化運動の横斷的組織とその發展を策するものに外ならず。

(3) 大阪地方の状況 プロット大阪支部解體後之等分子は「劇團自由舞臺」、「新人劇場」、「新警劇團」等のグループ組織に分散し居りたるが、昭和十年九月に至り之等劇團は合同して「大阪協同劇團」を組織したる外、更に大阪協同劇團大阪、堺兩後援會新築地劇團大阪後援會、新劇團關西後援會等を中心に青年労働者、インテリゲンチヤ層の吸収に努めつゝあり。

又文學運動の部門に於ては、日本プロレタリア作家同盟大阪支部解體後は、之等分子も亦同人雜誌「關西文學」、「啄木研究」、「文藝」、「文學月刊」、「藝園」、「詩想」、「關西詩人」、「創作」、「玲瓏」等に分散し、主として作品活動に力を傾注し居りたるが、昨年末の文化團體の横斷的結成氣運に刺戟せられ、本年三月二十一日前記同人雜誌が合同して「關西作家クラブ」を結成し、又本年二月アナ系人物逸見吉三、共乙高田鎮造等に依り組織せられたる關西ベンクラブは、結成以來工場女學社(野田律太)労働通信社(大仲一太)労働週報社(眞鍋純夫)生活研究社(高橋太郎)新興實業社(元プロ科關係者)等の在阪労働記者及左翼的文筆業者を中心に毎月懇談會を開催し、文化諸運動の検討に努めつゝありて之亦横斷的連繫とその活動の隆盛化を計りつつある状況なり。

(4) 京都文藝俱樂部の結成

從來京都には京都詩人家檀青樹社、リアル社同志社派、三人社、集社、一行詩社、京都文

學社等の所謂進歩的同人雜誌社ありたるが、本年一月之等の横斷組織として京都詩人俱樂部を結成せるが、更にその後の左翼運動の擡頭と人民戦線運動の刺戟を受け、本年七月、一行詩社の宮崎則忠、リアル社の永良己十次、京都文學社の立川究等中心となり、從來の如き詩社同人に局限することなく凡ゆる文藝團體を網羅することとし京都文藝俱樂部に改組せり。

而して右俱樂部員中には、治安維持法違反起訴留保者にして未だ轉向の實認められざるもの、又は極左組織の再建に従事中にはあらずやと認めらるゝものあり、而も俱樂部改組の際は洋裁研究座談會に名を藉りて會合したる事實ありて、之等は或は極左組織準備の爲の横斷的連絡組織に非ずやと認めらるゝ節あり、其動向最も注意を要するに至れり。

(5) 兵庫地方の状況 ナルブ兵庫支部解體後同系文學グループは其の數三〇を算したるが、その後之等グループは文化青年、閃光、火曜日、浮標、秩序ろば、ばく、外數種に統一せられ、更に最近に至り極左分子を多分に抱擁する金星社並全評神戸地協は之等グループの全的統一に努めつゝある模様ありて之等グループの動向は漸次注意を要するに至れり。

(三) 親睦連絡團體の左翼團體化の傾向

前述の如くプロレタリア文化聯盟に對し嚴重なる警察取締を加へたる一方、我國社

會客觀狀勢は斯くの如き矯激なる運動を繼續すること困難なる狀勢となりたる爲、プロレタリア文化聯盟關係者の多くは、從來の組織を解體し、單なる親睦聯絡機關たる名の下に大衆の離散防止に努め、或は他の進歩的文化團體に潜入し居りたるが、最近左翼運動の擡頭に對し、之等の團體及分子は再び左翼思想の宣傳煽動乃至は非合法組織の素地たらんことを期して策動するに至れり。

(1) 時局新聞 (イ) 組織經過

時局新聞は社長長谷川國雄が、五・一五事件の社會情勢に刺戟せられ、勤勞者大衆の時局認識の要望に應ふる爲なりと稱し、一合法的範圍内に於て進歩的立場より國內外の政治經濟文化等の歪曲せられざる解

説的の「ニュースの提供」を目的として、昭和七年八月十五日雑誌サラーマンの五週年記念事業として時局新聞創刊號を發行せるが、その後編輯者として清水宗兵衛を入社せしむる一方、青野季吉、鈴木茂三郎、大宅壯一、赤神良讓、山崎清純を顧問とし、更に昭和八年十二月末より元プロ科員坂井徳三郎、元全協長野地方オルグ内山學、元コップ書記局共青オルグ石田精一、元全農青年部長黨フラク松原宏遠等の左翼分子を入社せしめ、又本年一月には戸坂潤、秋田雨雀、貴司山治、新居格、江口煥等を編輯顧問に加へるに至りたる爲、時局新聞は漸次左翼化の傾向を辿るに至れり。

(ロ) 目的並活動状況 斯くて創刊當時は必ずしも左翼的目的を有せざる時局新聞は、漸次その目的を轉換し、本年に入ては所謂「合法的範圍内に於て日常生起する政治、經濟、社會問題をマルクス主義的立場より批判検討し一般大衆に思想的啓蒙訓練を與へ之が實踐に立ち上る素地を作らしむること」を目的とし、常に發禁ならざる程度に於て左翼思想の宣傳煽動に努め來れり。

就中昭和十年十月廿八日付第一二九號附録に掲載したる「労働組合の統一に寄す」なる論文は、多少の左翼的意識を有する者には黨的立場よりの論文なることを意識せしむるに充分なるのみならず、本年二月十六日付第一四八號に掲載したる「太陽の輝く日まで生きやう」と題する一讀者よりの意見は、黨全協の再建を待望せる記事明かなるを以て、目下その連絡背後關係につきては取調中なり。

(2) 在東京獨立作家俱樂部 舊ナルプの中心人物林房雄事後藤壽夫は、昭和十年七月出獄後雑誌「文學評論」九月號に「現代社會に於ては一切の政治運動より獨立したるプロレタリア文學者に依る作家俱樂部を結成するの必要ある」旨提唱し、同年十二月十五日林房雄、青野季吉、江口煥等發起人となり其の趣意書並規約を同志に發送したる處、九十一名の加入申込者ありたる爲、本年一月十九日之が創立第一回大會を開催せり、而して其の俱樂部の目的に關しては、規約に於て、「一切の政治團體から獨立し、プロレタリア作家の親睦と互助を目的とす」と稱しつゝあるも、會員の大部分は舊ナルプ員及舊勞藝員なる爲最近の左翼運動擡頭の氣運に乗じ本俱樂部を政治的に利用せんとする一派を生じ本年四月頃より「本俱樂部に自由主義的作家をも加入せしむべきか、或はプロレタリア作家のみに限定すべきか」に關し、意見の對立を來し、内紛を生じつつありて、未だ確然と左翼思想の宣傳煽動を目的とする團體に轉化せりとは云ひ得ざるも、右の如く漸次其の方向に向ひつつあるの狀況なるを以て、その動向は注意警戒を要するに至れり。

(3) 在東京、江東讀書俱樂部及同娛樂俱樂部の状況 江東讀書俱樂部は、昭和八年十月より笹野徳三郎なるものが、個人的經營を以て本所、深川、向島方面の勤勞者を會員とし、主として左翼的書籍雜誌の回讀をなし來りたるものなり。而して右經營者笹野徳三郎は當初に於ては階級意識濃厚とは認められず、又その讀書俱樂部も必ずしも左翼的目的を主要目的とするものに非りしが、その後會員及交友者中に容疑人物多き關係上、漸次階級意識濃厚となり、又右俱樂部を漸次プロレタリア文學の啓蒙と左翼分子の糾合を目的とするに至れり。殊に本年に入りては右笹野徳三郎を中心として深田一三、松尾洋(雜誌「文藝街」發行責任者)同内妻今井イセ等の左翼分子を俱樂部役員となし、又左翼雜誌「文藝街」を讀書俱樂部の準機關紙として、團體的整備を爲すの外、前記分子を以て更に江東娛樂俱樂部(碁盤一、將棋盤二、ピンポン臺一、ラジオ一を備付)なる姉妹團體を組織し、共産主義分子の連絡、會遊場所となし、以て非合法組織の素地たらんことを期し策動するに至りたる爲、本年七月十日その關係者は警視廳に檢舉せらるゝに至れり。

(四) 新團體の結成其他の状況 前述の如き文化運動の諸傾向と共に、新たな文化團體は續々結成せられ、昭和十一年六月

共産主義運動の状況

末現在に於て、九九團體、その加盟人員四、三二六名を算し、昭和九年末のそれに比し五五團體、加盟人員二、五四八名の増加を示せるが其の増加率は本年二月以降最も著しく毎月七、八團體の新結成を見つゝあり。

素より此等新文化團體の總てが直ちにプロレタリア文化團體なりとは斷じ難きも、其の多くは左翼分子の介在せる團體なるか、或は言論其の他の自由を翹望する分子の結合體なる爲、左翼分子の爲、指導權を把握せられ、或は共産主義運動に利用せらるゝの危険性ある團體なるを以て、その動向は充分注意警戒を要するものあり。

尙其の他の傾向としては、同人雜誌の簇出(警視廳管下のみにて約六十種を算す)左翼出版物の賣行増加を見る一方(殊に大阪、兵庫等にその傾向著し)一般出版物にも左翼的記事の掲載が愈々顯著となりつゝある狀況なるが、之等も亦時潮を示唆するものとして注目に値ひするものとす。

(附)

新文化團體結成状況調

(自昭和十一年一月至昭和十一年八月)

府縣名	團體名	創立月日	綱領主旨	中心人物	員所數	組織經過並注意ヲ要スル事項
東京	エルテル俱樂部	二十日	ペンに依り生活する者の溜りとして休息談話原稿通信の便等に利用することを目的とす	幹事 湯澤光行 片岡純治 關英太郎	二八	上記綱領主旨に基き結成せるものなるが、その新聞記者等にして左翼陣營の氣運あるに鑑み注意を要するものとす
東京	東京東京學術協會	十六三日	京大出身者に依り學術の相互研究の發達並會員間の親睦の増進を計るを目的とす	常任幹事 竹内三郎 理事 蓮實重郎 由良哲次郎 伊東卓治	四七	上記の主旨綱領に基き組織せられたるものにしてその會員は必ずしも客観人物多數なりとは認め難きもその組織に際しては唯論議研究會内左翼分子の斡旋に際して創設されたるものなるを以て左翼一へダモニールの下に行動する危険性あるものとす

東京	東京東京詩人俱樂部	二十日	メムバール相互の文學的友誼の伸張詩文學の純粹なる研究文化の研鑽等を目的とす	常任幹事 長田恒雄 幹事 安藤一郎 近藤克東	五〇	上記の主旨綱領に基き組織せられたるものにして目下容疑すべき行動なきが如きも會員中には「アナキ」分子介在し居りて其動向注意を要す
東京	YDNペンサークル	五六日	探偵小説會の現状不振文壇に於ける一方的偏頗を嫌はずとなし組織せるもの	常任幹事 光石介太郎 會計 中山狂太郎	一八	上記の主旨に依り創設せるものにして目下同人中には思想的要注人物なきもベントクラブ等に刺戟せられ結成せるものなるを以て時節柄注意を要す
東京	科學ペンクラブ	六七日	會員の親睦並科學向上願を計り廣く文化の發展に寄與するを目的とす	評議員 金子澤達 石原純二	八七	上記の主旨に依り創設せるものにして目下同人中には思想的要注人物なきもベントクラブ等に刺戟せられ結成せるものなるを以て時節柄注意を要す
東京	同人雜誌クラブ	十七日	同人雜誌を糾合して大體文學の向上發展に資するを目的とす	委員 石谷正和 山本一二夫 高橋信介 高橋信介	二〇	雜誌星座編輯人山本和夫の提唱下に結成せられたるものにして表面思想問題を取扱はざるも加盟雜誌中には左翼的傾向あるもの多數存在し居るを以て注意を要す
東京	高圓寺ペン俱樂部	七十三日	相互の親睦を計るを以て第一義とし精神的互助啓蒙の美果を期す	江米山清 山口隼人	二〇	最近に於けるペン俱樂部の簇出に刺戟を蒙り左翼分子混入し居りて注意を要す
東京	テアトルアンチーム	二三日	現代の舞臺藝術の研究及其の普及向上を期すると共に劇團員各自の情練の陶冶を以て目的とす	長成片深 長松岡見 陸康徳和 陸夫三夫	四〇	未だ思想的傾向を認めざるも新人(青年)のみの集團にして現社會狀勢に鑑み動向注意を要す
東京	詩人俱樂部	二十五日	詩の發展普及を計り併せて親睦と互助を目的とす	中野重治 新井繁治 荻原朝太郎	六五	上記の主旨に基き荻原朝太郎、秋田雨雀等發起の下に組織せられたるものなるが、會員の大半は共産主義又は無政府系人物を網羅し而かも六月五日第一回例會に際し今後多數のメムバールを獲得するの方針を決定する等その動向注意を要す

共産主義運動の状況

東京	北海道	神奈川	宮城	山梨	兵庫	兵庫
劇團研究園林橋クラブ	北海道詩人協会	川崎協同劇團	仙臺演劇集團	山梨文化聯盟	扇港文化俱樂部	テアトルコメディアン
二十五日	十九日	二十七日	三十日	六日	十三日	八日
作品の賣込及上演に関する目的とす	詩並文學一般を研究し健全なる文學の振興を期し併せて會員相互の親睦を計るを目的とす	團員相互の親睦を期し共通の利益を増進し以て新らしき演劇藝術の創造を目的とす	演劇鑑賞	會員の親睦文學の研究を目的とす	神戸市を中心とする文化グループの統一強化を目標とす	喜劇の主體的な研究と上演に依つて新しいジャンルを開拓と確立を行ひ以て正しき大衆劇を樹立することを目的とす
顧問 山田知義 世話人 内田修子 村田修子	小學校教員 貞助 事務員 下村保太郎	遠藤健夫 黒川伸	伊藤信一 黒川利雄 佐藤信義	共 乙 中田誠 共 羽 中田誠	共 齊 乙 向 秋 井 田 國 夫 共 齊 藤 治	共 齊 乙 向 秋 井 田 國 夫 共 齊 藤 治
一六	八〇	八	一二	一二	四二	四二
上記の主旨に依り陳ノ内田修子等發のには治法違反により処分せられたるもざるを以て動向に注意を要す	小學校教員新聞記者等に依り結成せられたるものにして目下容疑行動なきが如きも會員中には無政府主義分子を擁護し居りて思想啓蒙運動に進展する虞なしとせざるを以て注意を要す	帝國美術學校中退達藤俊夫が中心となり川崎地方に於ける學生、労働者の組織に努めつゝあるを以て注意を要す	在仙左翼分子及新聞記者より成る演劇鑑賞グループを組織化したるものなるを以て注意を要す	文化運動の萎靡退却を遺憾なりとなし結成せられたるものにして羽中田を始め會員中には共産主義思想を抱持者居るを以て注意を要す	進歩的新劇團たる新劇團の中心人物齊藤治の提唱下に結成せられたるものにして當面特異の行動なきが如きも共産主義分子が介在し居りて極左組織の萌芽にあらざるを認められ注意を要す	左翼分子が介在指導し居るを以て注意を要す

長野	石川	石川	福岡	福岡	東京	島根
猿	文學會	澤詩人會	新進座	飯塚映畫鑑賞クラブ	アウアングルド藝術家	市民座
三月	三月初旬	六月	五月	七月	五月	四月
綱領主旨等を明示せざるも左翼的傾向多分にあり	左翼文學の研究を目的とす	金澤地方に於ける詩及民話の隆起を促進し同人雜誌經營の互助親和會員の技術的研究並親睦を目的とす	演劇研究を目的とす	映畫の鑑賞及座談會を開催し映畫の改善を期り高尚なる大衆的映畫の出現に努力することを目的とす	クラブ員相互の懇親と夫に依る相互啓蒙並文化的役割を遂行することを目的とす	演劇の研究及上演を目的とす
福澤準一 妻島吉次郎	北川重吉 室賀屋信政	小笠原弘英 井出幸一 山村久雄	尾崎大治 伊藤大治	青田中寅市 宮原富次郎	瀧口修造 四宮潤一	上田義一 薄田太郎
一九	一九	一九	二七	五一	八九	一九
本年五月「中部評論」を改題したるものにしてプロレタリア文化運動の旗頭に乘じ南信、伊那地方に於けるアチプロ雑誌として發行中なるが時潮を示唆するものありて注意を要す	會員の大半は左翼分子にして而かも左翼文學の研究を目的となし居るを以て動向注意を要す	主唱者小笠原弘英は治法違反起訴猶豫者にして其の他會員の大半は左翼思想抱持者なるを以て時節柄注意を要す	未だ思想的背景を認めざるも最近の社會状況に鑑み注意を要す	上記の主旨に依り結成せられたるものにして表面容疑すべき行動なきもメンバーには左翼的思想抱持者介在し居るを以て時節柄動向注意を要す	上記の主旨に依り結成せられたるものにして未だ思想的傾向認められざるも數名の若キヤツプ員介在し且つ會員の多くは學生各研究者等を以て時節柄其の動向注意を要す	松江舞臺協會分裂に伴ひ脱退したる上田義一薄田太郎等主唱の下に結成せられたるものなるが會員中には右翼思想抱持者介在し居るのみならず元左翼思想抱持者加希望の向もありて其動向注意を要す

四、勞農藝術家聯盟の自然消滅

勞農藝術家聯盟は、昭和二年六月「日本プロレタリア藝術家聯盟」より脱退したる中間派分子に依り組織せられたるものに
共産主義運動の状況

して(残留分子は極左派たるコツプの中心と爲る)結成以來、中間派(勞農派)文化團體として、極左派たるナツプ・コツプに對抗して活動し來りたるが、昭和七年六月之を「勞農文化聯盟」と改稱せり。

然るにその後右勞農文化聯盟は、政黨支持問題に關し、前田河廣一郎、葉山嘉樹一派と青野季吉、金子洋文一派と意見を異にし前者は、プロレタリア作家クラブを組織し、後者は左翼藝術家聯盟を組織し、互に對立し居りたるが、昭和八年秋頃より極左派たるコツプの不振に乗じ、中間派文化團體の陣營を堅むるの得策なるを認め、昭和九年二月兩者合同して再び「勞農藝術家聯盟」の名の下に、中間派文化關係として斯界にその覇を握らんと策したるも、最近に於ける一般的左翼運動の衰退により、遂にその目的を達せず、その活動見るべきものなかりしが、本年一月獨立作家俱樂部の結成と共に、その聯盟員の多くは同俱樂部に参加したる爲「勞農藝術家聯盟」は自然消滅するに至れり。

五、日本無産者醫藥同盟の運動状況

(一)新潟縣下醫藥組合設立準備會の活動状況 本準備會の活動状況に關しては彙報の處(特高月報)其後書記局會議の結果名稱を「龜田郷醫藥同盟設立準備會」と決定し、八月初旬に於ては五泉竝葛塚等先進醫藥同盟に於ける組織經營状況の視察をなし、且つ本月十六日龜田町公會堂に於て、委員長佐野春治外委員十五名參集の上常任委員會を開催し、本年十一月一日迄には諸般の準備を完うし開診の運びに至るべく各自努力すべき事を申合せたるが、實に本月二十二日開催せられたる北日本農民組合年次大會終了後參集せる各委員に對し、加入申込書添付の設立趣意書並規約五千部を配布し、各擔任區域に分配せしむる等専ら同盟員の獲得に狂奔中にあり。

國家(農本)主義運動の状況

一、叛亂事件審理状況

(一) 軍人		(1) 起訴		(2) 不起訴	
起訴月日	罪名	所屬(本籍)	階級	氏名	年齢
八月十五日	叛亂者ヲリス	陸軍大學(福岡)	歩兵中佐	滿井佐吉	四四
同	同	戰車第四大隊(滋賀)	歩兵大尉	北村良一	三三
同	同	關東軍野戰兵器廠(佐賀)	同	西山敬九郎	三七
八月二十日	同	歩兵第五聯隊(福岡)	同	末松太平	三三
同	同	同(宮城)	歩兵中尉	志村陸城	二六
同	同	同(熊本)	同	杉野良任	二七
(2) 不起訴					
處分月日	所屬(本籍)	階級	氏名	年齢	備考
六月二十二日	仙臺教導學校(鹿兒島)	歩兵中尉	松浦義教	二九	
六月二十五日	騎兵學校(鹿兒島)	騎兵少尉	飯尾祐幸	二四	

國家(農本)主義運動の狀況

六月三十日	豐橋教導學校(山口)	歩兵中尉	坂垣 徹	三〇	松江ニ轉任ス
八月十五日	歩兵第三聯隊(東京)	同	小林 美文	三三	
同	獨立守備隊第一二聯隊(大分)	同	後藤 四郎	三〇	
同	鐵道第二聯隊(福岡)	工兵中尉	楠 田 曠	二七	
同	歩兵第七聯隊(石川)	歩兵中尉	北村 正榮	三九	

(二) 常人

(1) 起訴

起訴月日	罪 名	住 所	氏 名	年 齡
七月二十四日	叛亂罪	東京市中野區桃園町四〇	北 ^一 輝 ^{コト} 次郎	五四
同	同	東京市澁谷區千駄ヶ谷二ノ四八三	西 田 稅	三六
八月十五日	叛亂者ヲリス	滿洲國奉天市紅梅町一七山下方	淺沼 慶太郎	二九
同	同	滿洲國奉天省公主嶺菊池町二ノ五	辻 正 雄	四二
同	叛亂幫助	東京市麹町區九段一ノ二二ノ一〇號	中 橋 照 夫	二五
八月二十日	叛亂者ヲリス	東京市淀橋區柏木四ノ九七九	福 井 幸	三四
同	同	埼玉縣大宮市清水公園内	加藤 春 海	三三

(2) 不起訴

同	同	東京市杉並區阿佐ヶ谷三ノ二五六	佐藤 正 三	二三
同	同	東京市目黒區三田町五四大倉方	宮本 誠 三	二八

處分月日	住 所	氏 名	年 齡
八月十五日	東京市麹町區九段一丁目一ノ一〇中橋方	竹 田 醇	二七
同	山形縣東置賜郡赤湯町大字赤湯九四七	朝倉 七 郎	三〇
同	山形縣東置賜郡梨郷村大字梨郷八八八	長谷部 清十郎	三〇
同	山形縣東置賜郡赤湯町大字赤湯九四七	穀 野 幸 雄	二三
同	東京市澁谷區千駄ヶ谷二ノ四八三西田方	佐藤 は つ	三一
同	東京市小石川區水道端二ノ六四	澁川 キ ャ	二六
同	東京市澁谷區千駄ヶ谷三ノ五二九	山中 伊 平	三四

二、寺内陸相暗殺豫備犯人の檢舉

福岡縣に於ては八月八日同縣下久留米市に於て容疑の行動ありたる右翼分子黒田實當二十五年を檢舉取調を爲したるに、
 同人は寺内陸相暗殺の目的を以て上京の途次なる事判明し八月二十六日殺人豫備罪として福岡地方裁判所検事局に送致した
 り。

國家(農本)主義運動の狀況

(一) 黒田の経歴 黒田實は本籍熊本市大字大江町七六三番地にして高等小學校及私立鎮西高等簿記學校を卒業後熊本市内各所にて事務員等を爲しつゝありしが、昭和七年神武會支部の結成さるゝや其幹部となり、五高東光會國社黨熊本支部等とも連絡を持ち其後北斗俱樂部及在熊本大江義塾に所屬し居れり。而して客年九月上京後は淺草區田島町元政黨解消聯盟幹部植松源吾方に止宿し、製醬職工として稼働の傍ら在京右翼分子との接觸を圖りつゝありたるも、本年四月歸郷し爾來帝國新報熊本支局を設置して今日に至れるものなり。然るに最近同市内有志に於て神風連六十周年顯彰會の準備計畫擡頭せるを以て、之が基金募集を名として在熊有志より在京諸名士への紹介狀二十餘通の交付を受け八月七日上京すべく出發せるものなり。

(二) 動機並計畫内容 之より先同人は八月二日新聞紙上にて陸軍定期異動の内容を見るに建川中將、小畑中將、平野少將、橋本大佐等が待命又は豫備役に編入せられたるを知り「斯かる憂國的革新的將軍等を待命とせる陸軍大臣の措置は正しく維新運動を阻止するものに外ならず」と憤慨し寺内陸相暗殺の固き決意を爲すに至りたり。斯くて敍上の如き表面的口實を得て上京後は

- (1) 陸相の離京其他にて東京驛に至れる時を待ちて歩廊等に於て、或は
- (2) 私邸の出入時、若くは
- (3) 知名士よりの紹介狀により直接面會時に決行する

等の腹案の下に豫ねて所持せる短刀及白裝束を携帶して出發せるものにて、本計畫に關しては終始同志に口外する所なく「自ら捨石として決行すれば必ずや全國の同志繼起せん」との確信の下に所謂一人一殺的單獨決行に出でんとしたるものにして、此點今後に於ける右翼急進分子の視察上示唆多き事犯たるべし。

三、神兵隊事件關係者の動靜

客年九月十六日豫審終結決定せる神兵隊事件被告等は、客年末迄に全部保釋又は責付となりて出所を見たる所なるが、其後一部歸郷者を除きては概ね在京し、天野、安田、前田、鈴木、小池、影山等を中心として結束を固め、相互頻繁に連絡會合しつゝありて、二月月報所報の如く、公判開始に至る迄の「心魂と頭腦と肉體との皇化修練の道場」を標榜し二月十一日結成せる維新寮は、其後五日の會と稱して定期的に會合し、研究、座談、輪讀會等を開催し、或は彫魂録、維新寮ニュース等を發行し、又は七月十一日同事件三週年記念日に際し在京、在阪の各同志は夫々同事件關係物故者慰靈祭を執行する等のことありたり。

敍上の外安田、小池等は精神修養を目的とする農民道場を建設すべしと稱し、八月上旬之が敷地見分の爲茨城縣下を一巡したるの外、幹部に於ては修成義塾の開設を準備し、或は海濱大學と稱して千葉縣下に長期修練を試むる等、身心の鍛鍊と結束の強化に努めつゝあり。

(一) 修成義塾開設準備 維新顯修會同人木島定之は、去る七月二十一日東京市澁谷區原宿二丁目百七十番地に一戸を借受け「修成義塾」なる名稱の下に塾開設準備中にあるが、之が發起趣旨に關し同人は「過去革新運動は單に破壊行動をのみこれ事として建設工作に當るべき國士なかりし爲、犠牲大なりしに拘はらず而も革新の緒にすら就く能はざりしは遺憾とする所なるを以て、この意味に於ける人材を汎く見出さんとする意圖に外ならず」と稱しつゝあり。

而して本塾は、敍上の如く表面木島の主宰する所なるも、其後事件關係者前田虎雄、尾崎海治、高橋梅雄の三名は同所に合宿の上、之が準備運動に參畫しつゝある模様ある點等より觀るも、前田は塾の事實上の經營者として、神兵隊員竝純眞青年分子を糾合して維新運動の精神的鍛鍊道場たらしむるものと認めらる。

(二) 所謂海濱大學の狀況 神兵隊一部幹部は、今春來明德會を事實上主宰し來れるが、同會に於て毎年行ひ來れる夏季海濱大學は、本年も亦八月六日より同月二十六日に至る間千葉縣下勝山町法福寺に於て開講せられたり。而して本年は鈴木善一、影山正治、田崎文藏等が中心となりて之を指導し、出席者も左記の如く大部分は神兵隊事件關係者を以て占められ居りたり。同講習會は行事として連日行ふ調授、清談(座談)等に於て受講者に對し、所謂神兵隊精神の注入、特に身心の鍛鍊と團結の鞏固に意を用ふる所ありたるを以て、規律も比較的嚴肅にして終始緊張を呈したるが、時に指導者は直接行動を示唆するが如き不穩言辭を弄し、又は週報を發行して各方面に之を配布し、或は密かに維新運動物故者慰靈祭を行ふ等の注目すべき行動ありたり。

彼上の如く本講習は表面的には明德會主催なるも、同會長鹽谷慶一郎は僅かに懇談會に列席したるに過ぎずして、一切の行事は鈴木善一等の指導する所となり、宛然同事關係者の修養道場たりし觀ありたり。

(左記)出席者

神兵隊事件報告 鈴木善一 影山正治 高橋梅雄 白井爲雄 輪田留次郎
田崎文藏 尾崎海治 森川長孝 中野勝之助 小松崎重
橋爪宗治
明德會 鹽谷慶一郎 寒川茂男 寒川義徳 齋藤武夫 川口正治
松田勳
建國會 深澤源藏 赤尾三郎 赤尾四郎 河野康男

國學院大學 飯島與志雄 渡邊久松 牧野晴雄
大輝會 大垣要之助
大亞細亞民族會 高鍋日統 其他

四、東方會の近狀

代議士中野正剛を盟主とし、京橋區銀座西五ノ三に事務所を有する東方會は、未だ成文の主義、綱領等を發表せざるも、數年前より所謂俱樂部の形態に於て、政治、經濟、外交、其他諸般の問題に對する調査研究を行ひ機關紙「我觀」を發行し來りたるものなるが、帝都叛亂事件後擡頭せる所謂愛國諸團體の戰線統一運動に對應し政治的進出を企圖することとなりたり。而して六月一日機關紙「我觀」を「東大陸」と改題して各方面に發送したる上、本會員にして代議士たる杉浦武雄(愛知)、三浦虎雄(宮崎)、馬場元治(長崎)、渡邊泰邦(北海道)、大石大(高知)、木村武雄(山形)、田中養達(滋賀)等と屢々連絡協議を重ねたる結果、其の第一次的方法として、各所屬代議士の地盤關係にある農民組合其他の團體を擴大強化し、未組織を獲得して大衆を基礎とする政治的團體の結成並に之等農民團體の戰線統一の運動に全力を傾注するに至れり。

斯くて、七月十八日大石の率ゆる土佐農民總組合を主體として先づ「土佐革新同盟」の結成式を擧げ次で名古屋方面に於ても、杉浦武雄は、傘下の互助會(名古屋市所在)を中心に政治團體への改組運動に奔走し、木村武雄、渡邊泰邦等も亦夫々自己の選舉地盤に於て農民團體の結成或は強化に努力しつゝあり、特に渡邊は凡有機會を利用して在盛岡、村井久太郎其他の同志と連絡して本會岩手支部の組織を畫策したる所約三十名の加盟者を得、八月十七日盛岡市公會堂に支部發會式を舉行し支部長に村井久太郎を選任せり。

敍上の如く組織的活動を行ふ一面、農民團體乃至未組織大衆に呼びかける目的を以て、七月中旬頃より農村負債整理、負擔輕減に關する後記の如き陳情書多數を印刷して各方面に配布し目下大衆的署名運動を行ひつゝあるが、近く農民戰線統一運動に關する具體的方針決定の爲東京に於て開催の豫定にある準備會に於て其の實行方法を協議決定する模様であり本會今後の動向に關しては相當注意の要あるものと認めらる。

陳情書

農山農村並中小商工業者窮乏打開の途は負擔整理と負擔輕減とにあり。然るに現行負債整理法は金額過少手續煩瑣して實效なく、負擔輕減につきては何等の對案なし、政府は先づ右兩問題につき有效適切なる方策を請じ庶政一新廣義國防充實の第一に出

でられん事を望む。

右及陳情候也

昭和十一年 月 日

縣 郡市 町 村 番地

五、直心道場の動向

小石川區水道端町所在直心道場は、夙に愛國運動に關し急進的指導方針を以て全國各團體を統制したる外、中堅的青年分子の養成に努めつゝありたるが、本年二月の帝都叛亂事件に際しては關係者を出したる等の事ありて事件以來沈衰の一途を辿りつゝありて月報七分所載の如く既に機關紙の發行所たる核心社も解散するの餘儀なきに至りたり。而して同道場に於ける大森有聲一派の穩健派と澁川善助一派の急進派とは事件前より意見の對立あり過般の事件に於ては如實に之が曝露を見たるが澁川一派に屬する長老石渡山達事野本實一派は道場長大森有聲の態度に關し「事件以來道場の善後措置は極めて微溫的にして何等の積極性をも有せざるのみならず、塾の功勞者澁川善助の死刑執行前後に於ても頗る冷淡にして道場の精神を蹂躪するもの多し」と憤慨し遂に野本は八月十一日同塾を脱退して千葉縣に歸郷し、塾生松浦勝義、三角友幾、中澤直通等も

亦相次いで退塾を表明歸郷するに至れるが、更に大森の腹心として從來活動し來れる三浦延治も名古屋市に轉居する等のことありて同塾は全く活動停止の状態となりたり。

敍上の如く大森の立場は相當苦境にある爲今後雪辱的に何等かの行動に出づるやの虞相當有るのみならず現に秘かに西郷隆秀、中川裕、三浦延治等と連絡し或は在京有力右翼團體とも款を通じ只管局面打開に奔命しつゝあるを以て野本一派の動靜と共に注目を要するものあるべし。

六、建國會の運動狀況

在京建國會は夙に共產主義撲滅並に日露修交斷絶運動に専念しつゝあるが最近に於ても、電力國營問題の擡頭するや八月十日之を支持する意味の建白書を陸軍、逓信兩省に提出し、同月二十日電力國營に反對せる全産聯常務理事膳桂之助に對して「飽く迄も反對するに於ては全産聯を公敵として戦ふべし」とて警告書を手交する等の事あり。又人民戰線運動の聲喧傳さるゝや八月二十日勞協代議士加藤勘十の議會報告演說會に於て、聴衆に混入せる會員をして演說妨害並に「大戰ノ危機迫ル舉國武裝セヨ」なるピラを撒布せしめ、又八月十四日都下新聞紙上に太田駐露大使の言として、「我外交方針は依然協和の方針に立脚する、蘇聯に對して日本の輿論は神經質的なり」等の記事報導せらるゝや、之を以て國賊的言辭なりとして赤尾理事長は即日陸軍省新聞班に記事の取締を要請すると共に會員をして同大使私邸を訪問せしめ警告書を手交したるが、更に重光葵が新蘇聯駐劄大使に内定せる旨の新聞報導あるや會員は直に陸軍省を訪問して「同人は自由主義者にして現下の時局に鑑み駐蘇大使としては不適任なる」旨の建白書を提出する等凡ゆる機會を捉へ策動中なるが日蘇關係緊迫の際本會の動向は相當注意を要するものあるべし。

國家(農本)主義運動の狀況

七、最近に於ける塾運動の狀況

近時國家主義又は農本主義を基調とする私塾或は道場を開設するもの漸次増加の傾向を示しつゝありて、既に帝都叛亂事件後に於て其の開設を見たる主なるものを擧ぐれば八月末現在に於て十六ヶ所に上り既設の私塾道場を合すれば實に六十有餘の多きに達し益々増進せんとする氣運あり。

而して之等私塾創設の趣旨は概ね所謂日本主義的革新思想の普及徹底を圖ると共に精神修養又は身體鍛鍊を標榜しつゝあるが、其の指導者及參集分子の如何によりては意識的に或は環境に支配せられて不知不識の間に思想矯激となり、修養教化の範疇を逸脱して實踐運動に進出し遂に不穩行動に参加するの虞あることは過去に於ける幾多の不穩事件(血盟團事件に於ける護國堂、五・一五事件の愛郷塾、帝都叛亂事件の直心道場等)の事例に徴し明かなる所なるを以て今後此種實踐的行動を目標とし闘士養成の目的を以て開設せる塾運動に對しては深甚なる注意の要ありと認めらる。

今帝都叛亂事件以降八月末迄に開設せる主なる塾、道場等を擧ぐれば次の如し。

最近創設の塾及道場				主義	又	ハ	綱	領
所在府縣名	塾道場名	創立月日	主宰者					
東京	維新寮	二、中旬	鈴木善治	神兵衛事件關係者ノ身心修養ヲ表面ノ目的トシテ開設セルモノニシテ時々關係者以外青年學生モ出入ス				
神奈川	報國塾	五、下旬	古賀一郎	一般労働者階級ニ屬スル郷軍出身者同志ヲ以テ國防觀念ヲ養成ニ努メ各種ノ職業事業計畫ヲ爲ス				
福岡	正信會	五、一〇	林川義宗	紫川義塾ヲ脱退シ新ニ結成セルモノニシテ佛法ノ實踐ニヨリ無極ノ皇恩ニ應ヘ奉ランコトヲ修養眼目トス				

大阪	洗心塾	六、上旬	徳田惣一郎	國家有事ノ際第一線ニ起テテ國家ヲ萬世不易ノ泰キニ置クハ青年ノ力ニ俟ツノ外ナキヲ以テ之等青年ノ身心兩全ヲ期ス
静岡	佐藤新興生活館農村部	六、上旬	山下信義	農村文化ノ研究及模範的教育實施ヲ主眼トス
東京	修成塾	七、下旬	木島完之	過去ノ革新運動ハ破壊後ノ建設工作ヲ擔當スベキ人物養成ヲ等閑ニ居タルハ遺憾ナルヲ以テ之ノ意味ニ於ケル人材ヲ汎ク求メ養成セントス
兵庫	大日本國光宣揚會道場	七、二八	權藤傳次	社會教化ノ實踐方法トシテ専ラ青少年ノ精神教育ヲ主眼トシテ開設シタルモノ
岩手	青雲塾	七、下旬	菱谷敏男	中等學生ニ對シ餘暇ヲ利用シ(主トシテ十三才ヨリ十九才迄ノ者)塾式精神教育ヲ實施ス
熊本	敬神義塾	七、三〇	四宮九州男	座談會ノ形式ニ依リ會員ノ心身ヲ修養シ維新運動ニ當ラントスルモノ
東京	天井村塾	八、一	佐藤慶治郎	光源塾ヲ改稱シ農本主義ノ理想化ヲ期シ新ニ農場ヲ設ケ昭和維新ノ基礎的人物ヲ養成ス
愛知	知皇道塾	八、一〇	伊藤茂夫	皇國精神ノ研究徹底化ノ爲ニ在郷軍人有志ヲ以テ毎月定期ニ會合シ研究ヲナス
福岡	岡志鍊會	八、一〇	鎌田豐吉	理論ヨリモ實行ノ人物ヲ養成シ國體、政治、經濟間題ヲ研究シ同志ノ團結連絡ヲ圖ル目的ヲ以テ積極的ニ活動ヲ爲ス
徳島	健兒社	八、上旬	八木顯	高等小學二年生及青年ニ對シ詩吟劍舞等ニヨリ日本精神ヲ教養ス
山形	莊内農村塾	八、一五	佐藤慶治郎	農村ヲ根源トシタル建國精神ニヨリ農村ノ更正精神ヲ教養ス
山梨	大日本精神修養道場	八、一五	渡邊幸治	佛像ヲ安置シタル萬成閣ヲ建設シ廣ク一般ニ公開シ講演講習會場トシ精神修養ノ道場ヲラシム
滋賀	近江尚農塾	八、下旬	小寺小次郎	敬神尚農ノ根本觀念ヲ養ヒ日本精神ヲ體得顯現ヲ目的トシ農生教育ヲ爲ス

八、右翼戰線統一運動の狀況

(一) 皇國農民團體戰線統一運動 皇國農民同盟吉田賢一、愛國勞働農民同志會(以下愛同ト略稱ス)今里勝雄等を中心とする國家(農本)主義運動の狀況

る所謂皇國農民團體の戦線統一運動は、曩に關東、關西兩準備會の結成を見、漸次發展の途を通りつゝあるやに看受けられたるが、既報の如く七月十一日突如在名皇國農民組合同盟外四團體が前記愛同に加盟し、關西側吉田一派に對し一種の抗争的態度に出でたる爲關西派の神經を著しく刺戟し、爾來兩派は感情的に相對立の状況にて目下只管自派勢力の強化と結束に専念する等順調なりし統一運動は茲に相錯綜して早くも難色を生ずるに至れり。

即ち關西側の中心勢力たる吉田一派にありては前顯情勢の急轉を以て専ら愛同今里等の不純なる策動に因るものなりとし、極度に反感を抱くと共に之が善後策の爲吉田、西光等は八月初旬來屢、上京關東側愛同代表者等と會見して絀上の如き背信的行動を難詰し、如斯實情たる以上關西側としては獨自的行動に出づるの止むなき旨の決意を表明し、關東側の反省を促す所ありたる模様なるが依然何等意見の合致を見ざるのみならず其間關東側愛同は益、其の組織の擴大強化に狂奔し漸次關西側の勢力をも侵食せんとする情勢に鑑み愈、之に對抗して關東側に依頼することなく全國戦線統一の即時實現に邁進するの外なしとし、先づ之が態度決定と皇農内部の結束擴充の意圖の下に急遽八月十五日、大阪に皇國農民同盟全國支部代表者會議を開催したり。而して會議席上に於ては、同盟の擴大強化策を中心として種々協議する所ありたるが就中戦線統一運動に對しては「量より質」の重要性を強調し、特に關東地方不純分子排撃の件を附議可決する等關東側に對する反感的空氣の相當醸成されあるを窺知し得られたり。

斯くて陣容の整備と今後の態度を決定したる吉田一派にありては更に此機に乗じ勞農協議會の即時結成を遂げ全國的戦線統一促進を圖り以て關東側の機先を制すべく曩日來愛國勞働團體懇話會關西地方委員會と屢、協議中の處漸く其の提携準備成りたるより急遽八月二十五日大阪市に於て「關西皇國勞農協議會」を結成するに至れり。而して當日の中心議題は勞農戦線

統一の件、人民戦線排撃の件及日本主義政黨樹立の件等なりしが特に農民戦線統一運動に於ては他迄皇國農民同盟(在阪)を支持することを申合せたるは、明に吉田一派の勢力強化となり一面關東側に對する挑戰的空氣の表現とも認められ其の動向相當注目すべきものあり。

一方關東側の主勢力たる愛同は其後引き続き自派勢力の伸張に狂奔中にて而も内心關西側とは各方面に於て相容れざる點あるを以て今後關東側のみにて全國的統一運動の促進を圖るべく方針を決定し居る模様にて會長松本勇平及今里勝雄等は八月初旬來東北、北陸、東海等各地方同志間を歴訪し、愛同への加盟或は提携方を懇懇し、又演說會、講演會、座談會等を開催して會の主義宣傳に狂奔しつゝありて本月中に於ては富山縣勤勞農民同盟、射水郡小作組合聯合支部(八月六日)、在名皇國農民組合同盟兒玉支部(八月十九日)、東北皇國農民聯盟(八月二十日)等相次で結成し、更に近く山梨愛國農民聯盟の結成を見んとする情況にして其他東海、近畿地方等に於ても松本會長の歴訪により既に支持提携の内約せるやの模様にて漸次會勢の伸張を見つゝあり。

他面關西勞農協議會の結成に刺戟せられたる關東側にありては速に關東協議會の結成を圖るべく、愛同理事長阿部巳與午は最近密に愛國勞働組合同盟懇話會高山久蔵と屢々會見したる結果漸次計畫具體化し、近く結成式舉行の運となる模様なり。其他千葉皇國農民自治聯盟石橋彌は關東側分子中に職業的不純分子在りとの口實の下に依然態度明瞭を缺き引續き靜觀を續けつゝあり。又愛同今里等より極度に敬遠され事實上關東側より除外せられたる状況にある新國同革正會高橋忠作は其後活路を群馬縣下に求め目下旺んに舊同志間を歴訪し、皇農團體の組織確立に奔命しつゝあるも其の傘下に參ずるものなきのみならず愛同及新國同本部派の狹撃に遭ひ目下の處何等發展性なき實情なり。

以上農民戰線統一運動は客月中旬以來愛同の進出により却て關西、關東兩派對立の氣運を醸成し、漸次錯雜化しつゝありて關西側は前記の如く關東側の機先を制して勞農協議會を結成し、終局の目標たる維新政黨結成へ更に一步前進せしめたりと雖も彼上兩派の關係より之を觀るに内心何れも自派勢力を中心とする全國戰線統一實現を企圖しつゝあるやに認められ、當初豫期の如き完全なる勞農團體の統一を期し得らるゝや俄かに豫斷を許さざる情勢なり。

(二) 維新政黨準備會の狀況

(1) 本部情勢 在阪吉田益三(生産黨)一派を中心とする維新政黨準備會に在りては、既報の如く曩に全国的に呼掛けて府縣を單位とする地方準備會結成を慫慂し、或は愛國團體の現狀に關する照會を發する等のことありたるが、其後資金難等の事情も伴ひて僅かに八月二十四日付本部通報第二號を發して加盟各團體に對する要望並運動の情勢報告を爲したると、吉田益三の經營する大阪中央新聞を本準備會の準備機關に定めたるの外、格別表裏的活動を見ざる實情に在りたるが、偶、關東方面に於て橋本欣五郎、下中彌三郎等を中心とする維新政黨結成の議擡頭するや當初本準備會への參加者として豫想せられたる分子中には、早くも橋本一派の計畫せる新黨への參加を意圖する者生ずるに至れる等のため、愈、其の伸展性を危惧せられつゝあり。のみならず本準備會は目下の所發展的な可能を思はしむる條件としては殆んど見ざるべきものなき状態にして、他に有力なる組織實現するに於ては之に糾合さるゝも辭せざるの實情にあり。従つて本準備會の地方組織としても左の二三の外は概ね日和見の態度を持しつゝあり。

(2) 地方情勢 (イ) 京都 新日本國民同盟京都支部に在りては、在阪維新政黨準備會の結成成るや之が地方準備會を組織すべく企圖し奔走の結果、大日本生産黨外五團體の提携を得たるを以て七月二十五日京都地方準備會を結成するに至りたり。而して佐々木民三郎(新日本國民同盟)外六名を政黨結成準備委員に擧げ、在阪本部と連絡しつゝ所期目的の達成に邁進し

つゝあるが、八月一日以降數度の準備委員會を開催し、諸他戰線統一運動に對する本準備會の態度として、「當面愛國勞働團體全國懇談會並純正日本主義青年運動全國協議會結成準備會(別項参照)に對しては、其の實體に於て聊か釋然たらしむるものあるを以て直に提携することを避けて暫く靜觀的態度を執ること」に決定する所ありたる外、電力國營問題に對しては「傳へらるゝ政府案の内容は、依然資本主義に立脚する偽瞞策たるの域を脱せざるものあるも、過渡的國營策として容認すること」に決定し、彼上趣旨の決議文を八月十九日關係當局及有力電力會社並右翼諸團體宛送付する等の運動ありたり。

(ロ) 兵庫 在兵庫村田村治(兵庫縣愛國社同盟)及藤岡文六(愛國政治同盟)は、吉田益三等と共に本部の指導者たる關係もあり早くより兵庫地方準備會の結成を意圖しつゝありて、佐野好雄(新日本國民同盟)小松三郎(神戸愛國青年聯盟)等をも動かして他團體を勧誘したる結果八月一日同縣下各團體員三十名の參會を得て第一回準備會を開催し、滿場一致地方準備會を結成することに決定せるが、其後世話人會に於て「本組織をして直に維新政黨準備會と極限することは、加盟範圍を縮小せしむるのみならず、延ては戰線統一上に支障を來す虞あるを以て、當分之が組織を地方独自の自由組織形態たらしむること」に決定し左記運動方針を定むる所ありたり。

(左記)

- 一、名 稱 兵庫縣日本主義協議會
- 一、運動方針 日常闘争を展開し得る強力なる政治團體たらしむること及日常闘争を通じ政治的戰線の統一を期す

ること

一、組織形態 地方的一切の團體を抱擁せしむるを目的とするこ

(ハ) 其他

前叙の外福井、和歌山、岡山、宮崎及福岡を中心とする九州各縣下に於ても、地方準備會結成の策動あるが、彼上の如く本部の不振及地方的勢力拮抗並感情問題等の理由相纏綿し容易に進展を見ざるものゝ如く認めらる。

(三) 純正日本主義青年運動全國協議會結成準備會の狀況 在京都洛北青年同盟の指導する純正日本主義團體共同闘争協議會に在りては、七月月報所報の如く純正日本主義青年思想團體統一促進の檄を各方面に配布し、之が贊同を求めつゝありたるが、八月二十三日豫定の如く京都市奉公館に於て中部、關西地方の有志の參會を得て、結成準備懇談會を開催するに至りたり。當日は洛北青年同盟中川祐外級上地方代議員二十名及友誼諸團體傍聴者七十名出席の下に本準備會の運動方針を審議の結果 (イ)名稱を「純正日本主義青年運動全國協議會」と定むること、(ロ)準備連絡事務所を洛北青年同盟内に置くこと、(ハ)結成大會は十月中旬頃舉行すること、及左記申合せを決定する所ありて散會せるが、其後右準備懇談會の狀況を印刷に付し、之を全國各方面に送付して宣傳並加盟方勸誘に努めつゝあり。

(左記)

申合せ

一、團體の本義を闡明す、

一、一切の反日本主義勢力を粉砕す、
二、全維新勢力の淨化統一を期す、

九、反人民戰線運動の擡頭

西歐諸國の影響を受け我國に於ても人民戰線統一の聲漸く喧傳さるゝに至るや、右翼團體方面に於ては一齊に之に反對しつゝありて、中には

- (一) 我國に於ては人民戰線の語句すら許容せらるべきものに非ずとなし或は
- (二) 所謂左翼の魔手を過大視して右翼以外の凡ゆる社會運動を以て人民戰線運動の顯現と目し
- (三) 甚だしきに至りては人民戰線運動は左翼並自由主義を糾合するものなりと爲して右翼一流の觀念論より、之を誇張して「自由主義的現支配層」も亦人民戰線派なりと曲論しつゝあり。

既にして三六俱樂部は其機關紙一九三六に詳細なる反人民戰線論(資料欄参照)を掲げ、大日本生産黨及關西勞農協議會(勞働運動の項参照)等に於ても亦之が對策を議しつゝあり。然りと雖も、未だ表顯的には格別の活動を見ず準備時代の域を脱し得ざる情況にあり。

惟ふに反人民戰線運動は國體明徴の運動と結合し、右翼運動の題目として適切なるものあるのみならず、所謂國民戰線の名に於て殊更に國民の間に對抗的雰圍氣を醸成し、運動の進展するに於ては合法的大衆行動を誘致し、然も我國に於ては人民戰線運動發展の可能性薄弱なりと意識しつゝも、漸次左翼への鋭鋒を巧に政治的に轉ぜんとする意圖の窺はるゝは本運動の推移に關して最も注目を要する所なるべし。

一〇、帝國在郷軍人會の近狀

帝國在郷軍人會にありては叛亂事件以後三六俱樂部に對する絶縁を明示し、或は事件後に於ける輿論調整に關して奔命する所ありたるが、最近に於ても八月四日篠田總務理事名を以て「二二六事件ニ關スル言論取締ニ關スル件通牒」を發し内務省の取締方針を説明すると共に、「在郷軍人ニシテ其ノ立場ノ自由ナルニ任セ濫リニ論議シ當局取締事項ニ觸レ」ざる様注意を喚起する所ありたり。

尙同本部調査課に於ては一般會員への參考資料として從來屢、パンフレット等を刊行し來れる所なるが、更に役員の智識向上、本部方針の徹底の目的の下に七月十七日臨時情報班を設置し、今後必要の都度通報の形式を以て印刷物を頒布することとなりたる模様にして、既に不穩文書臨時取締法の解説、人民戰線運動に關する批判的文書等を送附しつゝあり。

政黨運動の状況

一、新日本國民同盟の情勢

(一) 本部派 本同盟本部は大衆的地盤の上に同盟組織の擴大強化を期する爲、最近各地方支部との有機的緊密化を企圖し、新に本部組織部委員會を構成したるが、八月二日之が第一回組織部委員會を開催し、組織の確立對策に付種々協議したる結果、高橋忠作の策動排撃に關する件外當面の日常闘争對策として大衆課税及電力國營の二問題及人民戰線運動を捉へ果敢なる闘争を通じ同盟の全國的伸張を圖るべく方針を決定する所あり、一方革正派の策動に對しては引續き之が粉碎を期し反撃運動中なるが、最近總務委員長佐々井一晁、組織部長神田兵三の兩名は新潟地方歴訪の途、群馬縣聯合支部協議會に出席し、席上特に革正派高橋忠作排撃の件を附議採決せしめたるが、同縣聯にありては之に基き八月二十四日「高橋忠作一派(皇農)の偽善性を曝露」せる檄文を作成各方面へ發送する所ありたり。

(二) 草正會 本會の中心人物高橋忠作は、其後群馬縣下に在りて同志大塚源七郎等と連絡の下に、皇國農民同盟の組織伸張に狂奔中の處、最近同縣下吉田村皇國農民同盟結成準備會及丹生村皇國農民同盟結成準備會を結成せしめたる模様にて、八月十日「群馬縣下に皇農大旋轉る」一切の政治的立場を乗り超へて」と題する印刷物及同月十七日「群馬皇國農民同盟組織準備成る」と題する印刷物を作成し、關係方面へ發送する所ありたるが、其の實體は極めて微々たるものにして、其の勢力依然不振の情況にあり。

二、愛國政治同盟の情勢

(一) 總務委員代行會の狀況 本同盟にありては曩に東京府聯荒川支部幹事長君島茂の不敬事件に因り總務委員長竝全總務委員は謹慎の意を表する爲辭任し、次回全國大會迄の暫定機關として總務委員代行會の設置を見たるが、(七月月報參照)之が第一回代行委員會を八月十五日本部に於て開催する所ありたり。

當日は佐々木武雄外三名の委員出席し、議案(1)新聞發行の件(新に機關紙日本愛國者新聞を本月中に發行すべく準備すること)、(2)君島茂家族救援の件(家族の生活を救援する爲贖金贈與すること)、(3)日本中小商工聯盟運動應援の件(積極的に應援する爲具體的運動方針を決定すること)、(4)本部維持費捻出の件、(5)當面の國策問題對策の件(電力國營問題保險國營問題に對し研究機關を設けること)等を夫々審議可決する所ありて散會したり。

(二) 日本中小商工聯盟の動靜 本同盟の指導下にある本聯盟に在りては、八月十七日午後二時より聯盟事務所に於て荻原勝次郎外四名出席の下に幹事會を開催し(1)百貨店法案に對する陳情運動の件(2)電燈料値下運動の件(3)高島屋の十錢ストア一排撃に關する件を議題として協議の結果、之が具體的對策として近く商工省及高島屋、商工會議所に對し、決議文を提出することに決定せるが、次で同月二十日百貨店法制定、商業組合法改正請願並高島屋十錢ストア一排撃等を強調せる會報を關係方面に發送し輿論喚起に努めつゝあり。

三、大日本生産黨の情勢

(一) 本部情勢 本黨は曩に内部的陣容の一新を圖り、殊に影山正治、鈴木善一以下神兵隊事件關係者等を黨中堅に備へて以來俄かに活況を呈するに至りたる觀ありて、黨今後の動向は齊しく一般の注目を聚めつゝありたるが、既報の如く影山其他同事件關係者等の專橫的行動に對する非難は、關東本部書記長井上四郎の辭表提出(七月々報參照)を見るに及び、早くも

五、社會大眾黨の情勢

(一) 廣田内閣の國策發表に際し麻生書記長談話發表
社大黨に於ては八月二十五日附左の如き印刷物を發行し各方面へ配布したり。

廣田内閣の國策發表に際して

社大黨麻生書記長談話

概ざらしの國策がやうやく今日決定した由だが此の目録を見て誰が新政一新を期待し得るか。その最良のもので電力國營が電力統制となつて資本家に骨を抜かれ、國民大眾の待望して止まぬ國民生活安定の如きは意識的に基礎的の方策を廻避し去り、税制整

理は結局大衆課税に歸着せんとする。これ等を綜合した現内閣の國策の方向は國防の充實即ち軍事費の増大を經とし、産業及貿易の振興即ち資本的産業統制を疎とする反動的色彩のいよ／＼強いものとなり、勤勞大衆の犠牲としてます／＼堪え難きに至らしめるであらう。この國策目録の内容が具體化するに應じて我黨は一つ一つこれを撃つて行く積りである。

(二) 社大黨書記局會議の状況

八月二十四日及三十一日本部に於て書記局會議を開催したるが、報告及び協議事項左記の如し。

一、八月二十四日の書記局會議

議事(1)陸軍當局の官業労働に對する壓迫抗議の件 大阪官業労働組合に在りては従來向上會並に純向上會の二派に分裂對立中の處今回之が合同大會に際し大阪憲兵隊に於て會同者の指名點呼並に身體検査を行ひたるに對し官業労働及び大阪選田川村保太郎代議士と協議し事情を調査の上抗議に關し具體的の方策を樹つることに決定

全産聯に於ては (イ)五十人以上使用する特殊工場(例へば織物、製糸、ガラス、電球等の所謂小資本工場)及 (ロ)婦人の結婚に由る退職の場合に於ける本法適用に關し此等を除外すべく現在運動中なるが、之に反對の運動を至急引起すべき旨の指令を各地方聯合會に宛て發する事に決定す。

- (2) 府縣會議員團會議の件 來る九月二十日芝勞働會館に於て開催することに決定
- (3) 退職積立金法に關し全産聯の本法骨抜き運動に對し反對の件

- (1) 報告 平野 學
- 1. 黨報著用に關する件 吾々は將來ストライキ及示威運動等に於て無産階級の力を示さねばならない場合に直面する事が有る、斯る場合に於て現

在の如き状態では有るならば吾等の敗北は火を見るより明である、吾等は訓練と規律の爲めに黨規を作り黨服を着用すべき事を機關紙第八十五號に於て社説に記載せり

- 2. 黨歌レコード吹込の件 同人
- 吾黨の黨歌をレコードに吹込む事を亀井代議士に依頼したり

- 3. 演壇後幕作製の件 同人
- 東北及關東大會其他黨の演說會等に使用すべき演壇後幕を依頼したり

- (2) 協議事項
- 1. 東交其他三團體よりの申込に對する態度決定の件

從來吾黨は門戸開放主義を以て無産政治職線統一に積極的活動を續けて來た從而今回の申込に對し賛意を表し吾黨支持或

は入黨することは自由で有るとの意見の一致を見、左の回答文章案を起草、常任委員會に諮り正式決定を爲すこととせり「我黨は立憲以來門戸を開放し我國無産政治職線統一強化の爲め不斷に最善の努力を爲しつゝ有り從而本常任委員會は去る八月二十九日貴外四團體聯盟の申込書の趣旨を了承せり我黨への参加に就而各團體は吾黨の政綱黨規を承認の上正規の機關に於て黨支持の決定をなされたり」

- (三) 代議士會開催状況 八月一日召集狀を發し、同十六日午後一時三十分より芝區三田四國町日本勞働會館に於て代議士會を開催午後六時無事故會せるが、其の状況左記の如し。

一、出席者

- | | | | |
|-----|-------|-------|-------|
| 代議士 | 安部磯雄 | 麻生 久 | 淺沼稻次郎 |
| | 鈴木文治 | 水谷長三郎 | 岡崎 憲 |
| | 三宅正一 | 片山 哲 | 塚本重蔵 |
| | 川村保太郎 | 河上丈太郎 | 杉山元治郎 |
| | 山崎鋸二 | 龜井貫一郎 | 佐竹晴記 |
| 本部員 | 中村高一 | 松永義雄 | 平野 學 |
| | 渡邊年之助 | 三輪壽壯 | 喜入虎太郎 |
| | 阿部茂夫 | 菊川忠雄 | 酒井清一 |

政黨運動の状況

二、議長 安部磯雄

三、報告

1. 選挙法改正調査委員會報告 片山 哲
特別議會を通過した選挙法改正に關する決議は選挙違反、取締の緩和を眼目とするもので有つた、我等の主張は選挙法改正及議會制度革新の中樞問題にして斯の如き態度に對して根本的に反對し、選挙改正の徹底、選挙費用の低減、選挙権の擴張並に選挙方法の合理化を圍り國民の意思を忠實に議會に反映せしむる爲に選挙法改正要項(月報七月分参照)を決定

したり

2. 特別議會對策委員會報告

三輪壽壯

特別議會對策委員會では七月十五日特別議會開會報告書を作製發表したが其内容は一般施政の検討、農村、産業、社會關係法案の検討等である。對策委員會は特別議會開會に就て多く自己批判を持つて居る。各議員並に各地方聯合會から寄せられたる貴重な批判も届いて居る。我等は假借する處のない自己批判によつて来るべき通常議會に對する闘争方針を鍛練しなければならぬ。本報告書は同志諸君の公然たる批判を提供する意味に於て有りの儘に正直に記載したものである

3. 調査部調査委員會報告

龜井眞一郎

去る六月二十五日常任中央執行委員會の決定に基き從來の調査部に綜合的な各専門委員會を設置し、常任調査部會と協力し當面の政治問題を審議し原案を作成し黨の日常闘争並に議會闘争を効果的且統一的に強化する目的の下に設置したので有る

4. 議院制度調査會報告

河上丈太郎

5. 退職積立金法施行準備調査會報告

塚本 重藏

四、議事

1. 月例代議士會開催の件

毎月第二日曜日午前十時より日本労働會館に於て開催することに決定

2. 通常議會對策準備並に各代議士の部屬配置及委員選任の件

轉換期に於ける黨の政策活動の強化統一並に通常議會對策準備として (イ) 政府並に既成政黨の立案若くは意見に對する批

判 (ロ) 黨の根本的主張に基く理想案の作製 (ハ) 當面の政治情勢に對應する黨の段階的主張 (ニ) 各省に於ける當面の政治問題に關する調査研究以上以上の如き方針により各代議士を黨内各専門部に配屬する事とし部屬配置及委員の選任は常任委員會に一任と決定

(參考) 其の後左の如く決定(尙ほ追加することあるべし) 黨本部より報告する所ありたり。

(イ) 各代議士の部屬配置決定

外務省

鈴木、淺沼

大藏省

水谷、三宅、杉山、塚本、龜井、河上

内務省

鈴木、淺沼、三宅、杉山、佐竹、川村、山崎、塚本

陸軍省

川村、龜井、山崎

海軍省

岡崎、龜井、山崎

農林省

杉山、三宅、佐竹、山崎

商工省

水谷、塚本、龜井、三宅、川村、片山

逓信省

三宅、岡崎、佐竹、山崎

鐵道省

龜井、淺沼

文部省

杉山、山崎

司法省

片山

拓務省

鈴木、杉山

(ロ) 調査部の各種調査委員會委員の決定

議會制度調査委員會

鈴木、淺沼

選舉法改正調査委員會

川村、山崎

電力國營調査委員會

淺沼、岡崎、佐竹、川村、水谷、山崎

教育制度調査委員會

杉山、片山、三宅、塚本、山崎

國民年金制調査委員會

鈴木、三宅、岡崎、杉山、佐竹、川村、塚本、片山

税制改革調査委員會

水谷、三宅、杉山、塚本、片山

軍需工業調査委員會

三宅、岡崎、川村、山崎

土地制度調査委員會

杉山、三宅、佐竹、片山、山崎

3. 聲明書發表の件

現内閣の國策は何等國策たるの實を具備せず尙ほ又何等國民生活の安定を企圖するものに非ずとなし現内閣不信任の態度を明確にする爲め左の如き聲明書を發表す。

聲明書

一、現内閣は組閣以來庶政一新と國民生活安定を標榜し、特別議會に於ても繰返しこれを強調せるも、我等が既に屢々指摘せる通り、事實はこれを裏切つてゐる。來年度豫算の編成に當り各省から氾濫し來つた所謂國策を見るも勤勞大衆の生活安定のため根本政策は一つとしてあることなし。

一、電力國營並に税制整理の如き重要國策も資本家的勢力に重聚せられ、その利益に奉仕せんとする傾きがいよいよ強く庶政一新の意義を疑はしめんとする。而して残る所は依然として軍事費の増嵩のみであり、公債と租税による勤勞大衆の生活の重壓

社會大衆黨代議士會

昭和十一年八月十六日

4. 議會制度改革案審議の件
5. 選舉法改正案審議の件
6. 電力國營案審議の件
7. 教育制度改正案審議の件

(四) 黨各種委員會の開催状況

(1) 電力國營調査委員會

黨調査部に在りては八月七日午後三時より同四時三十分に至る

間本部に於て標記委員會を開催、松永委員長以下山崎幹事、龜井、淺沼、平野、喜入、渡邊、角田の各委員出席、豫て調査研究中の電力國營問題に就て協議し委員會案として電力國營案要綱左記を決定せり。

左記

電力國營案要綱

一、目標

(イ) 計画的社會化經濟の樹立
(ロ) 動力資源の合理的開發及利用
(ハ) 料金特に小口料金の値下

二、範圍

發送電に止めず配電をも同時に國營化する。その理由は

(イ) 配電費は電力原價の五〇%以上を構成し發送電に比し利益率遙かに高い故に之を國營化せずして料金値下げは充分なるを得ない。
(ロ) 綜合配電による電力原價の引下げは所有關係の統一なくしては困難である。

(ハ) 國營發送電を通じての民營配電統制は言ふに易く行ふに難い。

三、方法

(イ) 電氣鐵道を除く一切の電氣事業を獨占經營する一の國營電氣トラストを設立してその出資證券(決議權なし)を現電氣事業株主に交付する形式にて全設備を買収する。出資證券は四分以下の配當制限だが金融上準公債として待遇する。
(ロ) 資金評價の際所謂水割りをして徹底的に切下げる。假に全設備を新設すると假定して現電氣事業の資産を評價すると約三割五分以上の切下げを要する。新トラストの資本金額は三十億圓以下の見込

(ハ) 水利權の無償回收は道徳的にも法律的にも當然且つ可能。

(ニ) 外人所有外債はトラストに肩替りし邦人所有外債及び内國社債は可及的にトラストの出資證券に乗替へさせる。

(ホ) 従業員は其のまゝ引續ぎその待遇は高い方へ統一する。

電氣事業の労働費は比較的尠なるを以てそのために料金値下に支障を來す憂なし。

四、經營組織

(イ) 經營上の全責任は原則として國營電氣トラスト理事會に歸屬する。理事は政府任命、任期は四ヶ年再任を妨げず。

(ロ) 通信省電氣局を改組して電氣事業計劃局とし専門家及消費者代表をその參與に任命して計劃立案の機關たらしめる。

(ハ) 全國を若干の配電系統に分ち各系統毎に經營主體を設けて綜合配電を行ふ。その首腦者には自由採量を許し配電を能率化する。

(ニ) 工場委員會制及び團體協約制を設け労働者をして積極的に能率増進及び産業協力に努力せしめる。

五、財政

(イ) 獨立の損益計算とし國庫補助を受けず出資證券への配當は利益金中より行ふ。

(ロ) 長期資金は出資證券の發行を通じて調達し差當り興業銀行、預金部等を其の引受シンジケートたらしめる。これは短期金融も行ふ。

(ハ) 技術研究費、サービス改善費、福利増進費、減價銷却等は原價計算の中にて之を取扱ふ。

六、監督

(イ) 主務大臣はトラストの營業報告を徴し帳簿其他を検閲する

又總算大綱に關して命令及許可を行ふ。
(ロ) 營業成績は一般にも分り易き形式にて年二回これを公表する。

(2) 勞働委員會 社會大衆黨に在りては八月十二日午後四時より本部に於て勞働委員會を開催し同五時三十分無事散會せるが其の狀況左記の通り

記

一、出席者

- 總同盟 熊本虎藏 原 虎一 池 善二 菊川忠雄
- 海員組合 野澤
- 海員協會 割箸久雄
- 東 電 池 上
- 瓦斯工組合 小林 大門
- 官業労働 渡邊年之助
- 本 部 浅沼稻次郎 喜入虎太郎

二、報告

1. 東京及市従の黨支持運動 浅沼稻次郎
市従に在りては本月二日大會を開催し大體黨支持を決定し尙全評並に東交に對して黨支持勸誘状を發したり。
東交内部社大黨支持派に在りては無産戰線統一協議會を結成し「無産政治戦線を統一してファッショ強權と闘へ」と題するビラを印刷して關係方面に配布し既に荒川地區に於ては共同闘争に依る統一實現の爲地區協議會を開催せり。右報告に對

政黨運動の状況

る。主務大臣は議會に於て營業狀態に關する質問に答辯する義務を負ふ。 以上

して斯る情勢下に於ては大衆的無産戰線統一促進會等の如き間接的方法を排し卒直に入黨を申込みべきが妥當なりとする意見多數を占めたるも全評より入黨の申込ある場合は之を拒絶することに申合せをなしたり。

2. 東京瓦斯工組合の黨支持の件 浅沼

東京瓦斯工組合に於ては正式に黨支持を決定したるを以て本委員會に出席することとせり。

三、議事

1. 勞働委員會委員選出割當に關する件

勞働委員會委員の選出割當を左の通り決定す

海員組合 二名
他の支持組合 各一名

2. 退職積立金法案解説パンフレット發行に關する件

本法實施勅令決定次第委員會並に組合會議と協議の結果共同出版物として九月上旬若くは十月上旬に退職積立金法案解説パンフレットを發行することに決定せり

(3) 市民委員会 社會大衆黨に於ては八月十三日午後七時より同九時に至る間黨本部に於て首題委員会を開催せるが状況左記の通り

記

一、出席者

高瀬 清 泉 忠 加藤金太郎 森居 康
遠藤忠治 染谷金馬 小林勝義 阿部茂夫

二、議事

1. 商工中央金庫の民衆化促進運動の件

過ぐる第六十九特別議會に於て通過せる法案は其貸付に就ては市街地産業組合法の適用を受くるに依り該法案の適用範圍は一部上層に屬する商工業者のみ恩惠を受くるものにして一般中小商工業者には何等恩惠なきものなり斯くては本法の立法趣旨に反するを以て府市當局で公立保證會社を設置するか或は職業別の市民團體等を結成し市街地産業組合法に依らずして直接借入出來得る様機關に計り具體的促進運動に着手することに決定

2. 市民團體聯合會結成の件

吾黨は綱領に明記し有る通りあらゆる一般勤勞大衆の利害を代表し其生活擁護の爲に闘ふものなれば勞働組合等に加入出來ざる一般市民をして團體を結成せしめ黨の民衆化を計ることと決定

(4) 選舉法改正調査委員会

社大黨に於ては政府の選舉制度調査會に委員として片山哲を出席せしめ居るが、同黨に於て

3. 全國市民運動に關する方針書作成の件

勞働組合運動方針書の如き基本的な運動目標を與へる爲運動方針書を作成することに決し之れが起草は阿部茂夫に一任す

4. 東電市電協定無視抗議に關する件

現在東京市の電力は東電及市電に於て協定し各配給し居るものなるが今般東電に於ては右協定を無視し全市の四分の一の配給を要する月島埋立地に獨占的配給を爲さんとの策動有り現に赤字に悩む東京市財政收入の一大脅威なるを以て東電當局に對し反省を促すべく之れが具體的對策に就ては府縣に一任と決定

5. 魚市場問題の件

中央卸市場合併問題に關しては豫而抗爭を繼續し來りたる所遂に市長より營業停止を命ぜられたり若し合併せば所謂利潤は獨占的と爲り延いては日常一般市民の利害に重大なる影響あるを以て消費者の立場より斯の如き獨占的利潤に反對すると共に出來得る限り一般市民に安價に提供せしむる様運動を巻き起すことを府縣に對し本委員會の名を以て警告することに決定す

は八月二十四日午後四時三十分より同六時に至る間本部事務所に於て選舉法改正調査委員会を開催し這般の選舉制度調査會に各政黨より提出せられたる意見に對する逐條審議をなしたるが其の状況左の通り

記

(一) 出席者

片山委員長 麻生 久 松永義雄 小山壽夫
淺沼稻次郎 渡邊年之助 平野 學 三輪壽壯
熊本虎藏 喜入虎太郎

(二) 報告

(1) 本委員會委員を書記局に於て左の如く選任したること
片山哲(委員長) 河上丈太郎 鈴木文治 川村保太郎
淺沼稻次郎 山崎劔二 龜井貫一郎 小山壽夫
松永義雄 爲藤五郎 三輪壽壯 渡邊年之助

(三) 協議事項

選舉制度調査會に於ける選舉法改正條項審議の件
調査總會に於て各政黨より提出せられ論議に上りたる諸意見を逐條審議し、之に對する黨の態度を決定し片山委員長をして主張せしむることとせり。

(五) 夏期講習會の開催

社會大衆黨に於ては黨の國策案並に當面の戰術に就き黨員並一般大衆を教育宣傳する爲め東京府聯所屬支部に於て八月中夏期大學を開催せしむる豫定にて左記「社會大衆黨夏期大學について通告」と題する通告文を作成東京府聯所屬支部に發送せるが、其の情況左の如し

左記

社會大衆黨夏期大學について通告

社會大衆黨本部教育部

我黨の攻勢の波に乗り、黨の國策案並に當面の戰術につき黨員並に黨外大衆に對し教育し宣傳する爲め特に東京府聯合會所屬支部に於いて八月中に夏期大學即講習會乃至講演會を開催され度く右

通告す

一、講師は本部教育部に於いて斡旋す。

二、開催期日並に講師については本部教育部と豫め協定のこと。

三、主催支部は講師に對し交通費講演料を支拂ふこと。

演題及講師

最近の一般的情勢と社會大衆黨

政黨運動の状況

麻生 久 淺沼稻次郎 平野 學
 最近の國際情勢、極東問題と極東政策
 吉川末次郎 山崎 廣 藤井貫二郎 平野 學
 大家増税反對
 角田藤三郎 河上丈太郎 喜入虎太郎
 重要産業國營論、電力國營問題、教育制度改革論
 片山 哲 松永義雄 山崎 廣 角田藤三郎
 三輪壽壯
 我黨の第六十九議會選舉
 麻生 久 淺沼稻次郎 鈴木文治 片山 哲
 河上丈太郎
 退職積立金法解説
 菊川忠雄 喜入虎太郎
 人民職線と社會大家黨
 菊川忠雄 平野 學
 中小商工業問題
 阿部茂夫
 最近の我國經濟情勢
 喜入虎太郎 山崎 廣
 地方自治體及び稅制

爲藤五郎 渡邊年之助 角田藤三郎 阿部茂夫
 小石川支部夏期講習會
 (一) 日時 八月二十二日午後八時三十分至十時
 場所 小石川區八千代町三三 吉川守國方
 聽講者 吉川守國外九名
 講師 黨總務部長 平野 學
 演題 最近の社會情勢と人民職線に就て
 (二) 瀧野川支部夏期講習會
 第一日
 日時 八月二十八日午後七時十分至九時五十分
 場所 瀧野川區瀧野川町六八一 北豐島協同購買組合事務所階上
 聽講者 支部員組合員等八十名
 講師 山崎廣、喜入虎太郎
 第二日
 日時 八月二十九日午後七時五十分至十時二十分
 場所 第一日に同じ
 聽講者 支部員組合員其他六十名
 講師 菊川忠雄
 演題 退職積立金法に就て

(六) 地方協議會の狀況 社大黨に在りては各地方別に協議會を持ち聯合會相互間の連絡統制を一層強化せんとする意圖あるもの、如く客月三日大阪市に於て近畿地方協議會を開催したるあり。八月に於ける狀況次の如し。

一、關東地方

八月四日黨本部名を以て召集狀を發し、十七日東京市芝區三田四國町日本労働會館に於て黨本部員、東京、神奈川、栃木、群馬、千葉、山梨、茨城、長野、靜岡の各府縣聯代表者出席の上關東地方協議會を開催し本部及び各聯合會の情勢報告ありたる後左の如く協議決定する所ありたり。

(1) 關東大會開催に關する件 (イ) 大會は各地持廻りとする (ロ) 費用は主催地に於て負擔すること (ハ) 本年度大會は足利市に十月四日開催すること (ニ) 當日午後一時より支部聯代表者會議を開くこと (ホ) 大會には代議士及び本部常任出席のこと (ヘ) 動員は栃木、群馬兩縣聯に於てなすこと、決定

(2) 關東地方遊説に關する件 (イ) 十月四日の關東大會を切つ掛に各地に於て遊説を開始すること (ロ) 十月四日足利市、前橋市、同日長野、埼玉、茨城、同六日靜岡、千葉の各縣 (ハ) 辯士配置は本部一任とすること (ニ) 山梨縣聯に於ては都合上八月三十日特別に開催することに決定

(3) 關東地方協議會組織強化に關する件 (イ) 協議會を常設の連絡機關とすること (ロ) 議長、副議長を置くこと (ハ) 幹事を各聯合會より一名宛推薦すること (ニ) 常任幹事三名を置くこと

(ホ) 本年度役員選任の結果議長淺沼稻次郎(東京)、副議長山崎錫二(靜岡)、常任幹事渡邊年之助(東京)、石山寅吉(栃木)及び笹口晃(神奈川)に夫々決定 (ヘ) 協議會の範圍を東京、埼玉、山梨、靜岡、長野、神奈川、群馬、栃木、茨城、千葉とすること、す

三 其の後本年度關東大會の當番縣たる栃木縣聯よりの申出に由り

八月二十四日關東地方協議會議長菊池養之輔名を以て通告を發し、關東大會期日を九月二十八日に、遊説日割を二十八日足利市及び前橋市、二十九日長野、茨城及び埼玉、三十日長野、千葉及び靜岡に夫々變更したり。

二、東北地方

七月三十一日東北地方協議會議長菊池養之輔名を以て案内狀を發送し置きたるが、八月十四日仙臺市に於て青森、岩手、秋田、宮城各縣聯代表者等出席の上第五回東北地方協議會を開催、本部員の報告、各縣聯の情勢報告ありたる後次の如く協議する所ありたり。

(1) 社大黨東北大會並に大遊説に關する件 (イ) 大會は九月二十三日盛岡市に開催し中心議題として東北振興問題を上程すること (ロ) 遊説に就ては九月二十四日青森、秋田、山形、二十五日宮城、福島各縣に於て舉行することに決定

(2) 東北地方協議會事務局設置に關する件 從來盛岡市に置きたる協議會事務局を東北大會終了後仙臺市に移し以上の活動を展開することに決定

(3) 協議會統制力の擴大、強化に關する件 各縣聯の連絡統制團結を圍り運動を強化せしむる爲め協議會をより以上擴大することに決定

(4) 協議會の役員改選に關する件 協議會委員長を川俣清吾、同書記長を菊池養之輔と決定し各委員は各縣聯に於て東北大會までに決定すること、す。

(5) 東北振興問題に關する件 東北振興二大會社に對する要求事項、スローガンの決定等に付き協議したるも意見區々にして纏らず委員を擧げて協議したる上成案を得ることに決定せり。

政黨運動の状況

三、九州地方

八月二十五日社民系福岡縣に於て執行委員会を開催し、七月中の九州地方遊説の結果各地に於て地方協議會設置の要望旺んと

なりたるを以て、九州地方に於ける連絡統制機關として九州地方協議會を設置することとし来る十一月結成大會を開催することに決定したり。

(七) 黨勢の伸張状況

(1) 支部の結成状況

黨勢は其の後更に好調を以て全国各地に進展中にして、七月神奈川(愛甲支部)、八月に入りて東京(江戸川支部)神奈川(横濱支部磯子分會)、静岡(沼津支部)、新潟(葛塚支部)、奈良(奈良支部)、京都(右京支部)、宮城(栗原支部)、愛媛(温泉郡支部)の諸地方に支部の結成を見たり。

(2) 黨支持團體の増加 (イ) 市民團體の結成 八月中に東京市内に社大系市民團體として日本橋市民俱樂部、大衆市民會、杉並市民俱樂部の結成を見たり。(ロ)八月四日全農大阪府常任執行委員會は「社大支持に關する件」を協議の結果「常任委員會より各支部に對し各地域的情勢に應じ社大黨支部結成をなす様指令を發すること」と決定し、全農埼玉縣聯も亦八月五日「社大黨組織の擴充に協力すべし」なる指令を發せり。更に黨京都府東山支部執行委員會は京都陶磁器工組合よりの新入黨者を承認することに決定したる外、全評神戸地方協議會に在りては「反ファツシヨ闘争強化を期し社大黨を支持協力せん」なる聲明書を發表せり。

(3) 地方議會への進出状況 黨組織が全国各地に進展しつつあること、相表裏して、地方議會選舉に際して社大黨公認の候補者多く概ね各地とも良好なる成績を以て當選しつつあるが其の結果左表の如し。

府別	選舉種類	選舉區別	選舉期日	擁立政黨	當落職	業	氏名	年齢
町議	選舉	稻葉郡加納町	八月二日	社大黨	當		石川利作	三五

府別	選舉種類	選舉區別	選舉期日	擁立政黨	當落	職	業	氏名	年齢
岐阜縣	村會議員選舉	稻葉郡北長森村	八月五日	社大黨	當	農	業	平工喜一	四五
岡山	町議選舉	稲葉郡北長森	八月十日	社大黨西部協議會	當	農	業	和田彦一	三六
		土岐郡泉町	八月十五日	社大黨泉支部	當	製陶業	業	清水良治	三一
岡山	町議選舉	宇野町	八月五日	社大岡山聯(準)	落	會社員	業	篠田喜助	三八
		北津輕郡榮村	八月八日	社大黨	當	商	業	木村三太郎	三三
青森	村議補選	旭川市	八月十日	〃	落	玩具製造業	業	木下源吾	四六
		空知支廳	八月十日	〃	落	代書業	業	前川建太郎	二六
北海道	道議選舉	加美郡中新田町	八月十八日	社大黨縣聯	當	農業魚行商	業	鈴木勝右工門	
		駿東郡深良村	八月廿二日	社大黨沼津支部	當	農	業	一ノ瀬倉次郎	六六
宮城	町議選舉	加美郡中新田町	八月十八日	社大黨縣聯	當	農	業	鈴木勝右工門	
		駿東郡深良村	八月廿二日	社大黨沼津支部	當	無職	業	三谷文太郎	三九
静岡	村議補選	加美郡中新田町	八月十八日	社大黨縣聯	當	無職	業	鈴木勝右工門	
		駿東郡深良村	八月廿二日	社大黨沼津支部	當	無職	業	三谷文太郎	三九
廣島	市議選舉	福山市	八月卅日	〃	當	護謄工	業	岩部石男	三八
		福山市	八月卅日	〃	當	護謄工	業	久下本有	三四

労働運動の状況

一、労働無産協議會並に關係労働團體等の政治戦線統一運動等の状況

客月四日關東地方に於て「反ファッショ人民戦線樹立」の推進力たらんとして労働無産協議會再結成さるゝや關係労働團體等に對し大なる衝動を與へ之が支持問題に關し或は政治戦線統一方針等に關し組合内部に意見の相違を來し對立紛争中なる旨は本誌前號に既載の通りなるが爾來引續き關東、關西等の所謂左翼労働團體間にありては右労働協議會及び社大黨等を中心とせる無産政治戦線統一運動愈々旺盛となり而も各團體の内部情勢と反ファッショ人民戦線樹立運動等と相絡みて本運動は極めて錯雜なる状態を呈しつゝあり左に各團體等の情勢を概説すべし

(一) 労働無産協議會の情勢

(1) 作家評論家招待懇談會状況

本協議會にありては客月三十日夜四谷區新宿二ノ七二料理店白十字に作家、評論家等七十餘名を招待し晚餐後加藤十より黨(協議會)結成の經過を説明し主催者側の指名に依る主

なる出席者青野季吉外十餘名より夫々意見を開陳したるが大體に於て黨結成を諒とし政治運動を文化運動の分野に理解せしめ浸透せしむることは人民戦線確立の上に最も意義あるものと相當好意を與へたる模様なり。

(2) ス페인政府支援運動計畫

本協議會に於ては目下擾亂中のス페인革命に對し所謂人民戦線派たる現政府側を支持すべく創刊豫定の機關紙「労働無産新聞」に於てス페인革命の状況を説明し一般大衆の批判を求め人民戦線派たる現政府

を支持する投書を要請し之を一括して駐日ス페인公使館に持参日本の労働者農民一般勤勞大衆はス페인現政府を支持しつゝあることの意志表示を爲さんことを計畫し本運動の展開に依りて國際連帯性を宣傳し且自派の人民戦線運動の發展擴大

に資せんとし夫々準備畫策する處ありしが警視廳當局の諭示に依り中止せり。

(3) 機關紙發行、豫てより機關紙を發行すべく準備中なりしが本月十日附を以て「労働無産新聞」創刊號二萬部を發行せり。

(4) 東京魚市場問題に對する態度、目下紛争中なる東京市魚市場問題に關し本協議會(主として淀橋支部を中心として)は買出人側(單式反對派)を積極的に支持することに決定し、懇談會或は演說會等開關催すると共に本月二十七日代表加藤勘十外五名は横山東京府知事を訪問し「魚市場卸賣會社が單一獨占される結果魚價が昂騰することは火を見るよりも明かである之は市民消費者の大なる損失となるばかりでなく魚商人は其の生活を脅やかさるゝに至るを以て絶對反對する云々」なる決議文を提出し種々陳情する處ありたり。

(5) 北日本農民組合の加盟申込みに對する態度、別項記載の如く北日本農民組合代表横田俊夫、羽賀多七の兩名は本月二十六日の本協議會常任委員會に傍聴として出席し入黨申込みを爲したるに北田一郎より「本日は加藤委員長及び鈴木書記長の兩名缺席の爲、回答不能なるが諸君の希望に副ふべく努力すべし」と答へたる模様なるが本問題は目下全農が全國的に勞協に有利なる情勢を展開しつゝあるを以て直ちに入黨を承認することに依り全農關係を不利に導くことを憂慮し回答を躊躇したるものゝ如し、而して右北日農代表は本月二十八日全評本部に加藤勘十を訪問し直接入黨申込みを爲したるに加藤は委員長として右入黨申込に對し承諾を與へたるを以て近く本協議會に於て正式承認する模様なり。

(6) 社大黨に合同申込計畫、後記の如く本月廿七日東京、市従、全評、自勞の四團體が無産政治戦線統一のため社大黨への入黨申込書作成に當り四組合中勞協中心勢力たる全評側の主張容れられず内容は無條件入黨申込を爲すが如き抽象的文